

目 次

○第1号（3月2日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	10
◇早坂 通君	11
◇栢井保夫君	24
◇南 千晴君	37
◇清水健一君	52
◇柳田キミ子君	61
日程第 5 議案第 2号 榛東村行政手続き条例の一部を改正する条例について	68
日程第 6 議案第 3号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	71
日程第 7 議案第 4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について	73
日程第 8 議案第 5号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	77
日程第 9 議案第 6号 榛東村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について	78
日程第10 議案第 7号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効	

果的な支援の方法に関する基準を定める条例について	80
日程第11 議案第26号 工事請負契約の変更について	82
日程第12 請願・陳情について	86
散 会	86

○第2号（3月9日）

議事日程 第2号	89
本日の会議に付した事件	90
出席議員	91
欠席議員	91
説明のため出席した者	91
事務局職員出席者	91
開 議	92
日程第 1 会議録署名議員の指名について	92
日程第 2 同意第 1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について	92
日程第 3 同意第 2号 榛東村公平委員会委員の選任について	93
日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	94
日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について	95
日程第 6 議案第 8号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について	96
日程第 7 議案第 9号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について	99
日程第 8 議案第10号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	101
日程第 9 議案第28号 村道の路線廃止について	103
日程第10 議案第29号 村道の路線認定について	104
日程第11 議案第11号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について	105
日程第12 議案第12号 榛東村教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について	106
日程第13 議案第13号 榛東村教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例について	108
日程第14 議案第14号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例に	

		ついて……………	109
日程第15	議案第15号	榛東村社会教育委員に関する条例の一部を改正する 条例について……………	111
日程第16	議案第16号	榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条 例の一部を改正する条例について……………	112
日程第17	発委第1号	榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例につい て……………	114
日程第18	議案第27号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議 について……………	115
日程第19	議案第17号	平成26年度榛東村一般会計補正予算（第11号）……………	117
日程第20	議案第18号	平成26年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）……………	127
日程第21	議案第19号	平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予 算（第3号）……………	131
日程第22	議案第20号	平成26年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3号）……………	132
日程第23	議案第21号	平成26年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補 正予算（第1号）……………	135
日程第24	議案第22号	平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予 算（第4号）……………	137
日程第25	議案第23号	平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正 予算（第4号）……………	140
日程第26	議案第24号	平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会 計補正予算（第2号）……………	142
日程第27	議案第25号	平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4 号）……………	144
日程第28	議案第30号	平成27年度榛東村一般会計予算……………	146
散 会		……………	162

○第3号（3月16日）

議事日程	第3号……………	163
本日の会議に付した事件……………		163
出席議員……………		164

欠席議員	164
説明のため出席した者	164
事務局職員出席者	164
開 議	165
日程第 1 会議録署名議員の指名について	165
日程第 2 議案第30号 平成27年度榛東村一般会計予算	165
日程第 3 議案第31号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計予算	167
日程第 4 議案第32号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算	172
日程第 5 議案第33号 平成27年度榛東村介護保険特別会計予算	174
日程第 6 議案第34号 平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計 算	181
日程第 7 議案第35号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計予算	183
日程第 8 議案第36号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算	187
日程第 9 議案第37号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計予算	189
日程第10 議案第38号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会 計予算	192
日程第11 議案第39号 平成27年度榛東村上水道事業会計予算	194
日程第12 議案第40号 平成26年度榛東村一般会計補正予算(第12号)	198
日程第13 議案第41号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第5号)	211
日程第14 選挙第 1号 榛東村選挙管理委員及び補充員の選挙について	213
日程第15 請願・陳情について	215
日程の追加	219
追加日程第 1 発委第 2号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動 を求める意見書について	219
日程第16 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	221
日程第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	221
日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について	221
議長挨拶	222
閉 会	222

平成 2 7 年第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

3 月 2 日 (月)

平成27年第1回榛東村議会定例会会議録第1号

平成27年3月2日（月曜日）

議事日程 第1号

平成27年3月2日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期決定について
 - 日程第 3 諸般の報告について
 - 日程第 4 一般質問について
 - 日程第 5 議案第 2号 榛東村行政手続き条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 6 議案第 3号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 7 議案第 4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について
 - 日程第 8 議案第 5号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 9 議案第 6号 榛東村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について
 - 日程第10 議案第 7号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
 - 日程第11 議案第26号 工事請負契約の変更について
 - 日程第12 請願・陳情について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	清水健一君	2番	松井保夫君
3番	小山久利君	4番	山口宗一君
5番	小野関武利君	6番	松岡稔君
7番	南千晴君	8番	松岡好雄君
9番	柳田キミ子君	10番	岩田好雄君
11番	岸昭勝君	12番	早坂通君
13番	金井佐則君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	村上和好君	総務課付課長	中島由美子君
基地・財政課長	山本比佐志君	税務課長	岩田健一君
住民生活課長	早川雅彦君	子育て・長寿支援課長	青木繁君
健康・保険課長	小野関均君	産業振興課長	新藤彰君
建設課長	清水喜代志君	上下水道課長	久保田勘作君
会計課長	小山美子君	教育長	阿佐見純君
学校教育課長	清水誠治君	生涯学習課長	清水義美君

事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言挨拶をさせていただきます。

本日ここに、平成27年第1回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用のところご参集をいただき、開会できますことに対し、心から御礼を申し上げる次第であります。

政府は、昨年暮れに看板政策に掲げる地方創生の長期ビジョン、2015年から5年間の対策をまとめた総合戦略を決定しました。進む高齢化と人口減で疲弊し、大都市部と格差が広がっている地方の活性化は喫緊の課題であります。政府は、自治体への新たな交付金制度など総合戦略の一部を2014年度補正予算で先行実施します。地方創生の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、2020年までに地方の弱者雇用30万人創出、東京圏から地方への転出を4万人増など数値目標を示しました。数値で効果の検証をうたいますが、実現への具体策は乏しく、実効性は未知数と言わざるを得ません。

地方の雇用創出や移住誘致など自治体の支援する柱は新たな交付金の創設であります。自治体の事情に合わせて自由に使えるふれ込みでしたが、実際はそうではありません。国は、自治体に地方版戦略策定を求め、事業計画や効果の検証、対策などを審査して交付金に差をつける方針です。経済対策では、前倒しで3,900億円の地方活性化地域住民生活等緊急支援交付金が盛り込まれ、モデル事業に充てられました。今後、多彩な知恵を生かす工夫が必要で、地域の独自性を尊重して柔軟に対応してもらいたいと思います。

本村でも、本定例会最終日に地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業を含む一般会計補正予算（第12号）が上程され、審議を行います。今回の新交付金は、景気対策として地元商店街で使う商品券発行や灯油代補助などを想定した消費喚起枠も設けられております。

長期にわたり、疲弊した地方の再生はすぐに結果が出るものではありません。多面的なアプローチが必要となります。特産品づくりや観光客誘致など国の成長戦略の押しつけではなく、地域コミュニティの維持や地産地消型の経済圏づくりに軸足を置いた発想も大事にしたい。将来どのような地域像を目指すのか、住民と協同しての地域づくりが重要であるし、自治体の自由度が高まり創意工夫ができる反面、責任が重くなると思います。

それでは、本定例会につきましては、通告がありました5名の議員による一般質問や、村長より送付があった条例の制定や一部改正、補正予算、平成27年度当初予算や陳情・請願が提出をされております。

平成27年度当初予算につきましては、予算決算特別委員会を設置し、調査を行い、要望書の提出を行ってまいりました。村長におかれましては、この点に十分配慮された予算となったものと考えております。議員各位におかれましては、十分にご審議をお願いしたいと存じます。

梅の開花とともに、春の足音がわずかながら聞こえるきょう、まだまだ寒い日が続きます。議員各

位におかれましては、健康に十分留意され、議会運営に特段のご協力を賜るようお願いを申し上げて、開会の挨拶といたします。

それでは、ただいまから平成27年度第1回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めておりますが、副村長葬儀出席のため午前中欠席であります。管理職は全員出席であります。

直ちに、お手元に配付した議事日程に従い、会議を行います。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

3番小山久利君、4番山口宗一君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期決定について

○議長（金井佐則君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの15日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（金井佐則君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出され受理した議案等46件、陳情3件であります。

次に、代表監査委員例月現金出納検査の結果に関する報告書が提出されております。その写しをお手元に配付してありますので、ご高覧をお願いいたします。

◇

◎村長提出議案の概要説明

○議長（金井佐則君） ここで村長より、本定例会における提出理由の説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

阿久澤成實村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 改めて、おはようございます。

本日、平成27年榛東村議会第1回定例会が議員各位の出席のもと開会できますことに、まず感謝を申し上げるとともに、15日間審議をしていただくことにお礼を申し上げます。

さて、榛東村におきましても春の訪れが近づいてまいりました。皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平成26年度も残すところわずかとなりましたが、事業推進に全力を尽くしたいと存じます。議員皆様の特段のご協力をお願いするところであります。

それでは、ここで本会議に上程する議案についてご説明申し上げます。

まず、人事案件についてですが、村固定資産評価審査委員会の委員並びに村公平委員会委員の選任や人権擁護委員候補者の推薦をお願いするものであります。

次に、条例改正等ですが、榛東村行政手続条例の一部を改正する条例ほか11件の一部改正や、榛東村地域包括支援センターの職員並びに運営に関する基準を定める条例ほか3件の新規条例を提案するものであります。

また、村道の廃止路線では1路線を、認定では2路線をお願いするものであります。

工事請負契約の変更については、まもなく完成予定の南小学校体育館体育建設工事の契約変更をお願いするものであります。

続きまして、平成26年度の補正予算について、そのほかについてご説明申し上げます。

平成26年度の補正予算におきましては、一般会計のほか、国民健康保険特別会計など7つの特別会計や上水道会計を上程させていただいておりますが、いずれも年度末を控え、歳入歳出ともに収入額や事業費の確定に、あるいは確定見込みを受けて補正が主となっております。

なお、一般会計補正予算におきましては、国の平成26年度補正予算（第1号）関連に伴う補正部分につきましては、追加をさせていただくものでございますので、よろしく願いいたします。

次に、平成27年度榛東村一般会計並びに特別会計、上水道会計の当初予算について、概略をご説明申し上げます。

ことし1月12日に閣議決定された国の経済見通しを要約すると、平成26年度補正予算などによる緊急経済対策や三本の矢から成る経済政策を一体的に推進することや労使協定の取り組み等により、雇用・所得・環境が引き続き改善し、好循環がさらに進展するとともに、交易条件も改善する中で堅調な内需に支えられ、景気回復が見込まれます。

物価については、原油価格低下の影響はあるものの、日本銀行の量的・質的金融緩和の成果等もあり、デフレ脱却に向け着実な進展が見込まれ、その結果、平成27年度の実質GDP成長率は1.5%程度、名目のGDP成長率は2.7%程度と見込まれるとされており、明るい経済見通しが発表されております。

加えて、国は昨年9月にまち・ひと・しごと創生本部を設置し、11月に地方創生関連2法案が可決、成立し、12月にまち・ひと・しごと創生長期ビジョン並びにこれを実現するため今後5カ年の目標や

施策や基本的な方向を提示する、まち・ひと・しごと創生総合戦略が取りまとめられ、閣議決定されました。

本村においても、ことし1月1日付でまち・ひと・しごと創生総合戦略に対応すべく、機構改革を行ったところでございます。また、それ以前に、全庁を挙げて人口減少社会に対応すべく、榛東村人口減少対策検討委員会を昨年8月に設置し、当委員会で検討された中間報告が昨年の12月に以下の事業3項目について具申がありました。

1つとして、移住定住促進として榛東村勤労者住宅建設資金利子補給制度、2つ目として、子育て環境整備としてファミリーサポートセンター事業、3つとして、魅力発信として榛東よいとこ発信事業と、これに加え、私が特に必要と考えた浄化槽設置整備事業費補助金を重点施策に加えしました。

本村の財政状況でございますが、本村はこれまで社会保障や健康促進事業、社会資本整備など多様化する村民要望に対応するため、各種施策を積極的に実施してきたところであります。財源としては、村税は一定額が望めるものの、地方交付税、自動車取得税交付金を初めとする各種交付金の伸びは期待できず、政策経費に充当できる一般財源は近年頭打ちの状況であり、将来の財政負担につながる村債発行は地方交付算入のあるのみで、ほかは抑制しているため、当初予算編成については財政調整基金に大きく依存し、その取り崩しによって財源を補填している状況であります。

今後も、人口減少社会、少子高齢化社会の進展による社会保障費の増大や公共下水事業特別会計などへの繰出金が増大することが見込まれ、厳しい財政状況が続くことと予想される状況であります。

公債費については、社会体育施設建設等において借り入れのものや臨時財政対策債などの償還が続き、公債費の増加により今後も財政指数の悪化及び財政の硬直化が予想されます。また、村債残高について、一般会計の平成26年度末見込み額は前年度とほぼ同額の31億8,000万円となる見込みであり、財政調整基金残高は対前年度額2億7,200万円減で20億4,800万円弱となる見込みであります。

なお、平成25年度決算における財政指標は、財政力指数が0.52（前年度0.52）、経常収支比率が87.9%（平成24年度87.6%）、実質公債費比率6.2%（平成24年度6.0%）であり、財政力指数は同数でありましたが、そのほかはいずれの指標も前年度決算と比べ、わずかながら悪化している状況であります。

予算編成方針でございますけれども、榛東村一般会計当初予算ですが、本年1月の予算決算特別委員会の挨拶でも申し上げましたが、平成27年度が最終年度である第5次榛東村総合計画の根幹事業実施計画はほぼ完了しておりますが、予算編成においては、そこに示されております「心の重視、環境の重視、人の重視」を基本理念といたしました。

重点施策としては、人口減少対策臨時事業、2つ目として、第5次榛東村総合計画のまとめ、3つ目として、観光振興や経済活性化を推進する基盤づくり、4つ目としては、農畜産業の振興と6次産業化、5つ目としては、村民の安心・安全を推進するための基盤づくりでございます。なお、観光振興や経済活性化推進する基盤づくり、農畜産業の振興と6次産業化、村民の安心・安全を推進するた

めの基盤づくりについては、平成26年度に引き続き重点施策として予算編成に努めたところであります。

平成27年度の予算編成に当たっては、特に職員に指示したことは、次の事項でございます。

もう一度、地方自治法第2条第14項に示されておる地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の促進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとあり、本村の行政運営、財政運営もこれに尽きるものであり、再認識するとともに、所属長のリーダーシップのもと、職員一人一人が住民福祉の向上と魅力あるむらづくりに一層の努力を払っていただきたいということでもあります。これに加えて、村議会からの平成24年度決算に伴う改善点・要望点や村監査委員等の指摘事項について十分精査を行い、必要な処置を予算に反映するよう指示したものでございます。

以上の状況を踏まえ、平成27年度当初予算の編成に取り組んだものでございます。職員からの予算要求は、予算編成方針を踏まえつつも、この事業もしたい、あの事業もしたい、建物の修理もしたい、繰出金がふえてしまったなどなど要望がありました。私は、全て村民の要望や事務改善のために必要なものだと考えております。しかし、限られた財源ゆえに、職員に事業費の圧縮、事業の先送り、取りやめも考え、査定に臨みました。

今後、持続的に行政運営を行うには、財政調整基金の繰り入れについても限度があり、削りたくないがやむを得ず減額だというものも率直な感想であります。

また、その時々村民要望に応じて過去に実施しました事業に伴う村債の返還、特別会計の繰出金等々、どうすることもできない支出がございます。

以上を念頭に置いて、村長査定に臨み、全ての事業に目を通すとともに、私自身としても63事業、152項目にわたり査定を行いました。加えて、事務事業の統廃合も行い、統合については、総務課所属の地域創生ふるさと応援事業に基地・財政所管のふるさと納税を統合いたしました。廃止については、住宅リフォーム補助助成金についてはサンセット方式としたもので事業を廃止いたしました。

以上、全職員の英知を結集して予算編成したもので、この予算を安心・安全、経済の基盤づくりの予算といたしました。

それでは、平成27年度の当初予算、主に一般会計の概要についてご説明申し上げます。

平成27年度の本村会計の当初予算額は、歳出ベースで、前年度当初に比べ、金額にして3億2,365万8,000円、率にして3.5%増の96億6,383万7,000円となっております。

一般会計でございますが、平成27年度一般会計当初予算につきましては、総額54億1,380万円で、前年度当初予算に比べますと、金額で3億5,580万円、率にして7.0%増となっております。平成27年度地方財政計画の伸びが2.3%でございますので、積極的な予算となっております。なお、昭和60年度以降、当初予算額としては最大の予算規模となっております。

歳入では、自主財源の中核をなす村税について、13億7,292万2,000円で、固定資産税の評価替えに

伴う減収などで、前年度当初に比べて、2,108万2,000円の減でございます。

地方消費税交付金は、増税分を12カ月分見込めることで4,500万円増の1億7,500万円を、地方交付税については、前年度同額の13億3,000万円を計上いたしました。

国庫支出金については、前年度より7,326万5,000円増の6億8,394万7,000円計上、繰入金については前年度より1億7,460万6,000円多い6億9,328万5,000円の繰り入れを、このうち財政調整基金からの繰入金は、前年度より8,613万円多い3億5,315万4,000円を、地域創生にかかわる寄附金は5,000万円を、村債については将来の財政負担を担うものであるもので、100%交付税算入が見込まれる臨時財政対策債2億1,200万円のみを計上しております。

次に、歳出でございます。

総務関係としては、道路整備等に充てるべく特定防衛施設周辺整備調整交付金を一旦基金へと積み立てるため7,500万円を、コミュニティ供用施設費について計画的に進めているコミセン改修工事と、2カ年事業である各コミセンに設置する太陽光発電システム設置工事を合わせて5,500万4,000円を、交通安全対策費、それから耐震性貯水槽整備事業などに計上をしております。

民生関係では、3款民生費が17億6,720万円、予算の32.6%を占めるものでございます。目の予算額として、国保特会、介護特会へ繰出金などの社会福祉総務費が4億2,508万8,000円、障害者福祉費2億6,361万円、福祉医療費1億5,617万1,000円を計上しました。

本村の未来を担う子供たちのための子育て支援センター運営費委託料、子育て世帯を支援するファミリーサポートセンターの運営費負担金などの児童福祉総務費に2億6,436万9,000円を、保育園の運営負担金などの児童措置費には3億2,961万3,000円を、学童保育費には2,897万2,000円を計上しております。

また、ご年配の皆様方に対し、車などの移動手段がない高齢者などを対象とした社会福祉利用助成などの社会福祉総務費一般経費で581万3,000円を、80歳以上の敬老金祝い金や80歳以上での支給対象とならない方々全員に敬老の祝い品を支給させていただく老人福祉一般経費として1,193万6,000円を、ふれあい館の村民無料優待券につきましても、70歳以上の方々に対して10枚とさせていただきました。このふれあい館管理運営費に4,578万1,000円を計上しております。

健康保険、衛生関係でございますが、予備費、一般事業として4,953万8,000円、母子保健事業費と健康促進事業費を合わせて6,227万8,000円を計上し、また各種検診に基づき早期発見、早期治療支援、各種受診向上のため、前年度に引き続き無料化とする予算を計上したところであります。

環境関係では、自然エネルギー推進事業とあわせ、地球温暖化対策として、村内企業育成と村商工会商品券による商工振興も兼ね、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助金等に600万円を計上いたしております。

農林、商工、観光関係の農業関係では、意欲ある新規就農者、認定農業者等の支援をするため、農業経営基盤強化促進事業として、新規就農者確保事業補助金及び認定農業者経営改善補助金など639

万2,000円を、耕作放棄地対策事業費、ふるさと夢工房改修工事費、ふるさと加工施設費等を計上させていただきました。生産とあわせて販売面にも引き続き、力を入れていきたいと考えております。

ことは、大型スーパーが開店予定であり、本村の農畜産物の販路拡大として、県内に販売スペースを確保することになりました。また、議員皆様や農業委員会の皆様のご理解やご縁により、友好都市の大洗町とは、むらづくり祭やアンコウ祭りにより産業、経済、交流等が確実に進展しております。加えて、葛飾産業フェアにも出店することができ、それぞれの交流が軌道に乗りつつあります。本村の農畜産物等について、より一層確実な販路拡大のために、榛東村、葛飾区、農業者交流会などの調査研究費として、農業農村活性化調査研究費、消費宣伝イベント費等、むらづくり産業債も計上しております。

商工関係では、商工業振興一般経費8,877万8,000円、観光一般経費も計上しております。予算編成方針の重点施策とあります観光振興や経済活性化を推進する基盤づくり、農畜産業の振興と6次産業化、拠点として創造の森については、農業、商業、観光を有機的にパッケージとして事業を展開するために、また、ふるさと公園については、官と民のハード、ソフトを有機的に結びつけ、それぞれが相乗効果をもたらすために創造の森整備事業に2,185万3,000円を、ふるさと公園費に1,572万3,000円を計上しております。

土木関係としましては、村民の暮らしと当村の将来の発展、活性化は、道路整備は欠かせないものであります。暫定開通であります高渋バイパスの接続道路について、村内活性化や企業誘致、人口減少化対策にとって急務であり、最重要課題と位置づけて防衛事業を活用しながら積極的に、重点的に進めていくとともに、狭隘道路の解消など、時機を逸することなく計画的に整備していきたいと考えているところでございます。高渋バイパスへの接続道路完成について、全力で取り組んでまいります。

教育関係でございます。教育費の学校教育関係でございますが、南小学校整備事業につきましては、議員各位並びに関係者のご理解をいただき、平成27年度をもって一くくりつく予定で、南小学校講堂解体工事費7,114万5,000円を、北小学校整備事業校舎、トイレ改修工事等7,080万円を計上いたしました。加えて、南北小学校運営費及び中学校運営費における学習支援については、一部特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金を財源として計上をいたしました。小学校費に2億4,906万6,000円を、3校のうち中学校費に7,805万5,000円を計上しております。幼児教育や預かり保育の充実のため、4項の幼稚園費に1億447万円を計上しております。

次に、生涯学習関係でございますが、社会教育施設整備に関して将来に備え、また財政負担の平準化を図るため、今までは5,000万円を同基金に積み立てを行って行っておりましたが、平成27年度は財政事情により1,000万円の積立金を計上しております。平成27年度基金積み立てに最大限の努力を要したいと思っております。

南部コミュニティセンター改修工事費につきましては、補助金の関係から2カ年事業となり、平成27年度分として工事請負費など9,737万3,000円を計上し、中央コミュニティセンター整備事業として

不動産鑑定評価委員委託費など110万9,000円を計上しております。また、屋外運動場改修工事費として、同実施計画事業委託1,013万円を社会体育施設管理費として3,098万5,000円を計上しております。

繰出金でございますけれども、一般会計からの各種特別会計への繰出金については、国民健康保険特別会計には1億757万9,000円、介護保険特別会計には1億5,557万円、後期高齢者医療事業特別会計には3,312万4,000円、公共下水道特別会計には1億4,677万8,000円、農業集落排水事業特別会計には1億2,675万2,000円、学校給食事業特別会計には7,712万1,000円、住宅新築資金等貸付特別会計には413万9,000円をそれぞれ繰り出し、繰出金の合計は、前年度より4,565万4,000円多い6億5,106万3,000円を計上させていただきました。

次に、特別会計の平成27年度当初予算でございますが、国民健康保険特別会計は18億8,194万円を、後期高齢者医療事業特別会計は1億726万7,000円を、介護保険特別会計は10億9,241万7,000円を、住宅新築資金等貸付特別会計は1,890万4,000円、公共下水道事業特別会計で4億5,785万6,000円を、農業集落排水事業特別会計には1億5,810万4,000円を、学校給食事業特別会計には1億4,812万4,000円を、自然エネルギー発電事業特別会計は2,624万円を、8つの全特別会計予算総額が前年度比で0.3%減の38億9,085万5,000円となります。

上水道事業会計につきましては、収益的支出が2億8,357万8,000円、資本的支出が7,560万4,000円で、両支出予算総額が3億5,918万2,000円となっております。

予算決算特別委員会の調査意見等において、本年1月13日から15日に行われた予算決算特別委員会から提出された平成27年度当初予算概要説明に伴う調査意見書及び同特別委員会におきましての質問等におきましては、最大限の努力をした次第でございます。ただ、ご要望に全て応え切れなかったこともございます。どうぞご理解を賜りたいと思います。

以上が、平成27年度各会計の当初予算概況でございます。

地方自治及び本村を取り巻く社会経済情勢は、日々変化をしていると同時に、財政の健全性といった行政課題も抱えております。

議員各位におかれましては、特段のご指導とご理解を賜りますよう心からお願い申し上げますとともに、慎重審議をいただき、ご議決いただきますよう切にお願い申し上げます。

以上、挨拶並びに上程議案について概要の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金井佐則君） 阿久澤村長より、長時間にわたり提案理由の説明が終わりました。



◎日程第4 一般質問について

○議長（金井佐則君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定において行います。

質問の順序は届出順といたし、質問時間は答弁を含め50分以内といたします。

なお、答弁者をお願いをいたします。時間に制約がございますので、質問に対しては簡潔明瞭なご

答弁をお願いいたします。

質問順位 1 番早坂通君の質問を許可いたします。

12番早坂通君。

〔12番 早坂 通君登壇〕

○12番（早坂 通君） 皆さん、おはようございます。12番早坂です。

私が質問しようと思ったこと、冒頭議長の発言でかなり言われてしまいましたんですけども、心を取り直して質問したいと思います。

政府が進めようとしている地方創生事業がよいか悪いかは、私には判断できません。しかし、まち・ひと・しごと創生法が成立し、この事業がスタートしたからには、一地方議員としては榛東村が取り残されないよう知恵を出し、支援をしていかなければと考えています。

石破大臣が、平成27年1月9日付で出した地方推進についてという資料の中には、1つ、地方が自立につながるようみずから考え責任を持って戦略を推進する。2つ、国は情報支援、人的支援、財政支援を切れ目なく展開すると明記され、地域産業の競争力強化を強調しています。また、石破大臣は、やる気のない自治体には金は出さないと明言しています。これらのことから、今までのような地方交付税などによる公平な地方行政から地域間競争の時代に入ったと私は考えています。

よって、全村民の英知を集め、地域間競争に勝ち抜くことが重要となります。その先頭に立つのが行政であり、議会であります。行政も議会も何が村の発展、住民福祉の向上になるのかを第一に考え、さまざまな問題に対処することが求められているのではないのでしょうか。

地方創生事業の概要と4つの具体的な事項について、自席に戻り質問を行います。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 中島課長と村長に見解を、次のことでお聞きしたいと思います。

今までは地方交付税によって地域間格差を是正するという地方行政が行われてきました。それが、本来あるべき姿と私は思っておりますが、地方創生事業の内容を見ると、今後は地域間競争が激しくなると推測しています。私の推測に、中島課長の見解をまずお聞きしたいと思います。

○議長（金井佐則君） 中島総務課付課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） それでは、早坂議員のご質問に回答させていただきます。

ただいま、地域間競争が激しくなると推測されているという早坂議員のご質問でございましたが、まさにそのとおりでございます。内容につきましては、議長が冒頭ご挨拶いただきましたように、全てその中に入っておると思っておりますが、本村もこれまでに多くの交付金事業をまいりました。

特に、近いところでは、田園都市構想ふるさと創生、三位一体の改革、地方分権一括法などについて交付金を受けて、法にのっとり行政を進めてまいりました。

しかしながら、今回担当大臣の石破大臣がおっしゃるには、これまでの交付金というのは地方も東京ももらって進めてきたというだけでございましたが、今回は、東京も地方も危機感を持って取り組んでこなかったとしています。これは、内容で言うと宝くじを1億円買ったとか自治体地域振興券などで交付するだけの成果について検証することは全くなかったと言っておられます。

その中で、今回の地方創生法による地域づくりを失敗してしまうと、地方も東京も衰亡すると、先日の2月27日に開催された関東ブロックで行われた地方創生フォーラムで述べられております。

ただ、これに取り組むときに、仕事、人の好循環、早坂議員がおっしゃるような、そういった交流を実現するために安定的な雇用をつくっていくと、人をこちらに根づかせるというようなことが4つの目標として示されております。

全体の方針としては、12月27日以降に計画された新事業についてという位置づけが厳格にされております。これから行う事業について、12月27日以降に設定された事業ということが厳格に言われております。

よって、これらの国が示す4つの目標につきまして、全く新しい事業を計画・実行に向けて準備をしているところでございます。

当室においても、平成72年までの地方人口ビジョンをしっかりと推定して、今後5カ年の総合戦略で実現するもとなる地方先行型、地域消費喚気型の予定されている2交付金について、満額交付を認めていただけるよう計画の策定を進めているということでございます。まさに、この計画次第で予算がつく、交付金がもらえるという状況にあらうかと思えます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 続いて、村長の見解をお聞きします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 基本的には、各自治体の地域間格差を是正しながら地方行政を行うために地方交付税の配分が今まではされていたように思っております。今回の地方創生事業の目的は2つありまして、しかも5年以内で成果を上げなさいということでございます。当然、今回の創生事業は地域間競争の中で新たな総合戦略事業策定をし、スピードを持って行わなければなりません。1つは、地域産業経済の活性化、2つ目は、人口減少対策事業であります。村では、2月13日に榛東村地域創生総合戦略策定委員会実施本部を立ち上げまして、全課対象に地域創生総合戦略策定に関する提案書の要望を行いました。その中から、むらづくりに関係する交付対象事業を選出、選考し、進めているところであります。

今後は、地域間競争になることは考えられますので、議員が言われるように地方が自立につながる

よう、みずから考え、責任を持って戦略を推進する、つまり住民の利益につながる施策については、スピード感を持って進めていかなければというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） わかりました。

次の質問に移ります。

私も議員経験5期目で、四四、十六、18年目になります。その間、長い間、役場の職員を見てまいりました。全員がとは決して言いませんけれども、私のこの間、18年間で感じたことをちょっと言わせてもらいます。

どうも役場職員は前例主義で新しいことに取り組もうとしない。もちろん、先ほども言いましたが全員とは言いません。この体質が才能ある意欲に燃えた若手議員を潰してきたと私は分析しておりますが、村長のお考えはどうですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私も議員生活を何年かさせていただきました。そのようなときに、今早坂議員が言われるような認識も持っておりました、実は、はい。

しかし、立場が変わり、両面から見ると、はっきり認識を改めさせられました。それは、新しい時代の業務遂行の中で、IT産業の活用ということが非常に今、重要視されています。その中で、情報収集、それから考え方、計画、立案はすばらしいものを今発揮しております。前例主義を言っている今管理職でさえ、逆にそういう新しいものについて若手から学んでいる姿も見られます。

いずれにしても、全職員一体となって村政運営に当たっていきたく、こんなふうに思っております。また、努めていくつもりでございます。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） このことの一つとして、私が昔、ある職員に聞いたことなんですが、前例主義で仕事を失敗しても追及はされないと。ただ、新しいことに取り組んで何かあると追及されるというようなことを言っていた職員がいたことをまずお話をしておきたいと思っております。

次の質問に移ります。

どこの自治体も共通しているんだと思うんですけども、補助金で事業を起こしても、エンジンが少し調子悪くなると諦めてしまいます。これが地方自治体の実態で、榛東村も例外ではありません。民間では、調子の悪くなったエンジンは、知恵を絞り、修理をして前進させます。これからは、お役人仕事と言われぬように、職場の体質を変え、人材を育てるとともに住民の知恵も引き出し、それを活用することが重要になると思いますが、村長の見解はいかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 補助金で事業を起こしても、エンジンが少し調子が悪くなると諦めてしまうということであります。全部がそうではないかと思えますけれども、私はその原因として、1つは、補助金ありきの政策としてきたからというふうに考えます。

例えば、国から補助事業は長くて3年ぐらいでやめられてしまいます。村にとって起こした事業が短期事業なのか、または長期事業なのか、また、その後の継続経費対応はどのようにしていくのか、その辺をしっかりと見きわめながらする必要が大事ではないかというふうに思っております。

私は、村の総合計画にのっとり、地域の人たちや職員の英知を引き出して、その上で事業の必要性もしっかり確認した中で補助事業を進め、しかも継続経費も確保できる中で進めていかなければならないというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、補助金ありきの政策については、これは十二分に精査をし、これから行っていかなきゃというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） これは私の考え方なんですけれども、結局は、自治体の場合は補助金をもらっていろいろな事業を起こします。だから、補助金をもらうということは人の金で事業を起こすということですよ。民間の場合は、当然のごとく、その会社の金で事業を起こすわけですね。ですから、少々壁にぶつかっても、全社一丸となってその壁を突破しようということで社員の知恵を出すわけなんですけれども、自治体の場合は、さっき言いましたように、補助金をもらった、要するに人の金で事業を起こしたような感覚がどうしてもあるんだと思うんですよ。ですから、その壁をぶち破ろうということが今までされていなかったというふうに私は思うんです。

今後は、そこをしっかりと、やっぱり職員の皆さんが意識してやっついていかないと取り残されてしまうというふうに考えているんですが、もう一度、村長のお考えを。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この村では、防衛にも関係しますので、防衛事業補助金というのが非常に多くございます。1つの例としまして、今度仕上がります南小学校の講堂、これについては、防衛の補助をもらって冷暖房をつけるかというお話でございましたけれども、その経費、あるいはこれからの負債の返還等を考えまして、それを断念し、総務省のほうから補助を受けたというような見直しも行っております。ケース・バイ・ケースですけれども、やはり将来的にこの事業をやっついて悔いがないかどうかということもちゃんと精査をして、そして、施したときに、ある程度負担があっても後世に残されないものであれば、やはりそれを最優先するようなその選択技も必要じゃないかと、私はそうい

うふうにこれからも行っていくつもりでございます。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） いずれにしましても、今後は職員の、冒頭も言いましたように、職員の能力をいかに引き出すか。それと同時に、住民の知恵もおかりするというような体制でやっていかないと、なかなかこの地域創生事業には勝ち残れないと思うんです。ただ、言っておきたいのは、10年後振り返ったときに、この事業が失敗だったか成功だったかは、場合によっては失敗だったということになるかもしれません。

しかし、現在政府がこういう施策を進めている限りは、地方としてはこの施策を変な言い方しますと、利用して地方を活性化していくというのが我々地方議員の役目であり、地方行政マンの役目であると思うんです。そのことを改めて、これを機に、職場の職員の皆さんの意識改革をすると同時に、そのリーダーシップを村長にとっていただきたいというふうを考えているわけです。答弁はよろしいです。

続けて質問をします。これは、中島課長にお聞きします。

地域消費喚起生活支援型交付金、地方創生先行型交付金4,200億円の事業計画はどうなっていますか。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） 早坂議員のご質問に回答させていただきます。

ただいま、村の中で、村長のご説明がありましたとおり、榛東村地域創生総合戦略策定本部並びに実施本部を立ち上げまして、鋭意実施計画を練っているところでございます。

ちなみに、本村の交付金の割当額、提示をされている額は、消費喚起型が2,377万1,000円でございます。それともう一つの地方先行型という部分が2,376万5,000円でございます。この2つを合わせた金額が提示をされておりますが、先ほど来、早坂議員からご指摘がありますように、実施計画に国が求めるものがない場合には交付金の枠をもらえとは限っておりません。そういった中で、3月16日の最終日に補正（第12号）ということで上げさせていただく予定でございますが、鋭意計画を国と県と、国と協議をしながらつくっているところでございます。

先ほど申し上げました2月27日の地方創生フォーラム、石破大臣の生のメッセージを若い職員3人と、合わせて4人で行ってまいりました。非常にすばらしい事例等も出ておりまして、本村でもぜひ取り入れたいという熱い声を若手職員から聞いております。鋭意、策定しておりますので、また後日ご審議をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 続きまして、中島課長にお尋ねします。

今、村でふるさと納税に関して、第6次産業、これをいろいろ開発、推進をしておりますが、今後の計画はどう考えておりますか。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） 回答させていただきます。

現在、ふるさと納税で進めております方法がクレジットカード方式で、ホームページを見てご寄附をいただいているということでございますが、実は、お米につきまして、いただいた方々が大変おいしいものだと、ぜひこれを買いたいと農協の広馬場支所のほうに見えて、どこで買えるかというお話があったそうでございます。その中で、その職員が申すのには、農協には売っていないので役場へ行って買ってこれというところでご案内されたということ聞いております。

そのような観点から、今はお礼品としてホームページで提示してあるものを、先ほどの実施計画の中にもうまくのせ込みまして、国の交付金を活用させていただいて、実は農産物の特産品の6次化したもののネット通販も視野に入ってきてまいったなということでございます。

しかしながら、特産品も農産物も村民の方がつくられるものでございますので、常に公用車に乗っているときには、ここにおいしいキャベツがあるな、ここにホウレンソウがあるな、この梅がどうも見ごろだなという中で、特産品をつくっております。ですので、村民の皆様へ広報を通じて、いいものができたらぜひコラボさせてくださいというような呼びかけをして、進めていきたいと。

ちなみに、最近では土壌の分析を村内10カ所しております。やっぱり、ものをつくるには土づくり、村をつくるのには人づくりということもございますが、今、土づくりをしまして、全国的にいい土壌でいいものだというようなアピールもしているところでございます。

ちなみに、榛東村の自慢のおいしいコシヒカリにつきまして、味度メーター、味度値というものがございます。それが最近、検査の結果わかったんですが、魚沼産でも80点と言われているものが、榛東村で金芽米をつくったものでございますが、東洋ライスという精米会社で検査したところ、84.6という味度値が出ております。そういったこともアピールしながら進めさせていただくということで6次化に拍車をかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） じゃ、次の質問に移ります。

企業誘致も人口減対策にとっては重要なものだというふうに考えております。かといって、果たして榛東村が企業誘致に向いているかということ、決して向いている条件はないというふうに考えておる

んですけれども、しかし、そういう条件の中でも先ほど言いましたように、いろいろ知恵を出せば何らかの道も開けるんじゃないかというふうに考えておるんですが、村長の現在考えているお考えをお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 市町村が行う企業誘致政策には、2つありまして、団地造成方式とオーダーメイド方式というのがございます。

団地造成方式では、土地開発公社基金等を活用して用地を購入する方法でございます。また、この方法は希望企業の有無や景気動向に左右されるために、用地が塩漬けになるケースがございます。また、推進には細心の注意が必要というふうに思っております。

一方、オーダーメイド方式では、地方企業の希望により、位置、面積等を市町村と連携して用地を確保するとともに、これにかかわる予算措置も不要であり、多くの市町村はこれを採用しております。

本村の企業誘致の状況の中で、どういう考えを持っているかといえば、私は先ほど申し上げた中の後者のオーダーメイド方式というのを取り入れながらこれから進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 次の質問に移ります。

観光開発についてなんですが、私は以前から耳飾り館をメインにして観光開発をしてみたらどうかということを再三、再四言っているわけなんですが、耳飾り館は、ご承知のように、世界でもただ一つの耳飾り専門の博物館ということでありますから、それをキャッチフレーズにして売り出すと。

さらに、今、現在はネットの社会ですからね。どこにでもアピールはできるということなんで、その辺を少し考えていただきたいのと、それともう一つ、具体案としては、一案として、耳飾り館の敷地内に当時の住居を再現してみてもどうかというのも考えているんですね。茅野遺跡にまで行くのは大変遠いですし、茅野遺跡に行ったからって住居跡が見られるわけじゃないですから、そういうことも考えたり、あと、ほかにもいろいろ知恵を出していけば、何ていったって世界で一つしかない耳飾り専門の博物館なんですから、それをうまく利用していくことによって集客は望めるというふうに考えているんですね。

それと、先日、耳飾り館を訪れまして、館長の説明を聞かせてもらったんですね。そのとき思ったのは、やっぱりああいうところは説明も大事ですね。要するに、ただ説明をしていけばいいというものじゃないんですね。やっぱり工夫をして、お客さんが興味のあるようなことを工夫して考えて、説明をしていくというふうにすると。私なんか大分知らないことがわかったりして、初め、館長が説明してくれると言ったときには、いいよ、いいよ、面倒くさいなと思いつつ、せっかくしてくれると

いうから、腹の中ではですよ、口では言いませんよ。腹の中でそう思ったんだけど、せっかくしてくれというからしてもらったら、全然、その私の初めの当初の考えは違いましたね。やっぱり聞いてよかったという、私自身も思いました。こういう工夫なんかもしていく必要があるというふうに思うんですね。

そういうことで、ぜひ耳飾り館をもう一度見直してほしいというふうに思っているんですが、村長のお考えはいかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 前にも早坂議員からそのような質問が出て、今言われた住居をつくるのかということの前に、有名人の耳飾りを借りて、飾って、それで集客を図ったらどうだというようなお話もございました。

今、村では、活性化の基本計画をつくっております。その中で、今後の観光開発については、観光PRにかかわるソフト事業を地道に継続する中で、ふるさと館を新たに活用する事業者の育成を図りつつ、平成30年度以降はふるさと公園を年間約2,800万円ほどの経済効果を創出するために、伊香保温泉観光客の立ち寄り施設として、もちろん耳飾り館も含めて整備をしていきたいと、こんなふうに今計画を立てているところでございます。

今ご案内のように、そのふるさと公園の活性化特別委員会の中でもそういった議論がなされまして、その基本計画には、初期、中期、それから長期といった計画の中で予算を確保しながら進めていくんですよということで、計画に今のところ着手しつつあります。

ですから、先ほども冒頭で申し上げたとおり、ふるさと公園の整備基金にも多額の予算を計上させていただいたというところです。

今指摘がございます耳飾り館についても、議員の意見を聞きながら、その中に組み入れて成果を上げていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） この耳飾り館については、もう少し時間をとって質問したいと思っていたんですけど、あとの質問があるんで、時間がちょっと迫っていますんで、次の質問に移ります。

いずれにしても、きょう質問しているものは、ご承知かと思うんですけども、政府で言っている地方創生事業と関連するわけですね。政府が言っている地方創生事業というのは、もう本当に全般にわたって村を活性化しなさいよと、独自に活性化しなさいよということなわけなんです。

その一つとして、病児・病後児保育、これをすることによって子育て支援につながる。子育て支援につながるということは、子育て世代が榛東村に住みやすくなるということにもなるわけですね。その一つとして、病児病後児保育について、渋川市と共同で実施できないかというふうに考えているわ

けなんです、子育て・長寿支援課長、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） まず最初に、榛東村における病児・病後児保育の現状については、吉岡町にあります竹内小児科さんを利用できるようになっております。竹内小児科さんは、吉岡町の病児保育の施設になっておりまして、吉岡町がその運営に係る経費を補助している次第です。

それと一方、渋川市にあります病児・病後児等保育支援施設は、北毛病院が備えております病児・病後児保育施設、みつばち保育園へ渋川市はその運営費に係る経費を市が支援するような内容となっております。

吉岡町にある竹内小児科につきましては、榛東村のほうの負担は発生しておりませんが、使えるように手当てしている次第です。

その2つを考えまして、仮に渋川市内の北毛病院さんの施設を使うとなれば、それにかかる病院機関の運営費はある程度、村が負担しなければならないと想定されますので、そういうことを総合的に勘案しながら検討しなければならないと考えております。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 私も当初は、病児・病後児保育は榛東村でやっているのかということをお人から尋ねられまして、役場に確認をしたところやっているということで、どこにと言ったら、吉岡の竹内小児科でやっているということだったので、その方にそういうふうにお話をしました。後でわかったことなんですけれども、竹内小児科では、1回診療した子じゃないと預からないというのが条件らしいです。でも、世間一般で言う病児・病後児保育というのはそういうことじゃないんですよね。要するに、かかっている医者診断、病状証明書とかいうので、診断書とは違うんですよね。私もちょっと詳しくは調べていないんですけれども、保険適用になるというからそんな高い金額ではないと思うんですけれども、それさえあれば、それを持っていけば預かってくれると。もちろん予約も必要なんでしょうけれども。

私が調べたところでは、前橋市では済生会病院でやっています、年間約400名預かっているということですね。そういうことですから、その榛東村の場合でも、連れていった方がいいけれども1回診察をしてからということというのは、大変その親にとっては面倒なことだし、また、それぞれ家庭医というんですか、かかっている医者があるわけですから、そういうことを考えた場合、渋川のみつばち保育園で預かってもらえるように、渋川市と協議をしたらどうかということなんです。

私が聞いた話だと、昨年秋ごろかその前だったか、渋川市からそういう打診が榛東村にあったときに、榛東村からお断りされたというふう聞いています。その辺の経緯も含めて、今後の方向を、村長。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今ご指摘の件でございます。渋川市といっても、渋川市じゃなくて北毛病院からその誘いがあったということでございます。係としては、聞いておきます、やっておきますということで、先ほど指摘されました尻切れトンぼになったというのが実情でございます。

今、早坂議員が言われますことは大事なことでございまして、ただ、村でもその施設を持てる病院があるかというとなかなか見当たらないわけでございます。そんな中で、吉岡や渋川市がやっているものについて、広域的な見地から対応をこれから早急に考えていきたいというふうに思っています。

今、渋川市でやられているのが北毛病院でございますので、こちらからでは非常に近いということと同時に、竹内病院よりは規制がないというところが魅力じゃないかというふうに私自身考えておりますので、そこらを中心に早急に対応してまいりたいと、こんなふうに思います。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） じゃ、村長、よろしく、早急にお願いします。

じゃ、次の質問に移ります。

政府では、今後は在宅介護に力を入れていくというふうに言っております。そうした場合に必要になってくるのが、デイサービスセンターとかショートステイですかね。その介護している家族が、何かの用事で見られないようなときに受け皿となる施設が必要だというふうに思うんですけども、とりわけデイサービスセンターなんかについては、現状はどうなっておりますか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） デイサービスセンター、通所介護事業所は2000年の介護保険制度施行以降、急激に増加しております。特に、民間企業の参入が著しく、設備、人員面の参入障壁が総体的に低いことや、また、介護報酬上の優遇などによりまして小規模でも比較的安定した収入を見込めるなどの要因によりまして、急激に増加し、地域によっては過当競争に陥っているケースもあると伺っております。本村でもその需要は満たされていると見受けられます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 現在は需要が満たされ、なおかつ余裕があるということなんですけれども、これから政府が在宅介護をどんどん進めていけば、状況によっては足らなくなるということも十分考えられますので、そういうときにやっぱり即対応できるような心構えだけはしておいていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

保育内容の充実と教育水準の引き上げについて質問をしたいと思います。

教育内容が充実して、教育水準が高くなれば、子育て世代の転入が大幅にふえ、人口増になるといふふうに私は考えております。

そこで、行政として、保育園の保育内容、保護者の意見を把握しているかどうか。子育て・長寿支援課長。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 村では、子ども子育て支援事業計画の策定に当たりまして、平成25年度に子ども子育て支援に関するニーズ調査を実施しました。就学前児童と就学児童を対象に実施した調査の回収率は、就学前児童が約28%でしたが、自由意見は135件寄せられております。

その中には、保育園に関する意見も多くありました。その内容につきましては、子ども・子育て会議でも扱われまして、同会議の委員を務めております各保育園の園長にも伝わっております。改善すべき内容につきましては、そのように取り組んでいると解釈しております。

また、保育内容の充実と直結する保育士等の研修等につきましては、1人当たり年間最低1回から2回ほど、各種の研修会に出向いているほか、教育事務所等から講師を園に招きまして、園児と一緒に研修も年間、複数回実施しながら、保育の質の向上に取り組んでいると聞いております。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） もう保育園が民間になりましたから、その保育内容に行政が立ち入るといふのは、簡単かというと、直にというのなかなか難しいかなと思うんですね。教育委員会が独立しているということと同じだと思うんですね。

しかし、私は再三、今期の議会でも言っているんですけども、幼児教育というのは一番重要なことなんですよ。まさに、ここに保育所保育指針というのがありますが、保育所保育指針ですよ。その中に、保育所は乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期というふうに書かれているんですよ。

私も保育士の経験が約8年ありますが、実際そうなんです。この時期が一番大事なんです。人間形成にとって。だから、このところをしっかりと保育教育をしないと、後々いろんな問題が出てくるということも考えられるわけですね。

その割には、大人は、いまだにその保育というものを子守と勘違いしているようなところがありまして、非常に私は歯がゆいんですけども、そして、国の、今回子ども・子育て支援法、ああいうものの中にもほとんど待機児童の受け皿のことは出てくるんですけども、保育内容のことは具体的には全く出てこないんですね。ただ、保育の質を上げるといふ言葉は少し出てくるんですね。じゃ、保育

の質をどうやって上げるんだという具体的なものについては全く出てきていない。私が思うには、政府のお偉い官僚だって、保育のことはわかっていないんだと思うんですね。

そういった意味では、やっぱり榛東村の行政として、この一番大事な時期の保育内容を充実させるということは、将来の榛東村を考えても重要なことですので、いろいろ難しいことはあるんですけども、でも、保育内容を充実させるための手だて、さっき言った保護者にまずアンケートをとって、その保育園の保育の内容を把握すると。把握して、それなりのこういうアンケートがありましたよと見せて、そうすれば保育園だってそれを参考に新たな是正をしたりはすると思いますよね。

それと、やっぱり財政支援をする。以前も言いましたけれども、その財政支援をして、まず保育士の賃金を上げて、研修をもっときちっとできるような体制を行政も手伝う。年に一、二回じゃ足りないですよ、はっきり言って。保育士の研修なんて。私なんて、月に二、三回行っていましたよ、現職のころは。

ですから、そういう支援体制をしたり、いろいろその保育内容を充実させるためには行政としてできることがあると思うんですね。そういうことをひとつ真剣に考えてもらいたいというふうに思っているんですが、村長、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 本当に保育士をやられた人の切実なる体験談が出てきたかなというふうに思っております。先ほどから言われておりますように、保育内容の充実に関する評価というのは、私どもがするんじゃなくて、保護者が感じた中での評価だというふうに、私自身思っております。ですから、議員がおっしゃられるように、保護者のニーズを把握した中でいろいろな対策を講じていかなければということは重要だというふうに今思いました。

それと同時に、そのニーズを民営保育だから意見が言えないというんじゃなくて、内部干渉ということではなしに、そういった意見は、これはどんどんとやるべきだというふうに思います。そういった中で、そのニーズに調査をしたものに踏まえて、これから、今言われたように、どのくらい財政支援ができれば研修ができるかとか、そんな細かな話までもしながら対応を考えていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） さらに、保育指針に書かれているところを読みますと、国がつくった保育指針ですよ。保育士の言動が子供に大きな影響を与える。したがって、保育士は常に研修などを通じて、みずから人間性と専門性の向上に努める必要があると、こう書かれているんですよ。また、倫理観に裏づけられた知性と技術を備え、豊かな感性と愛情を持って、一人一人の子供にかかわらなければならない。

じゃ、果たして、榛東村の保育園の職員、こういうことを自覚して何人の保育士が保育に当たっているか。私は疑わしいと思うんですけども、幾らもないと思いますよ、はっきり言って。それほど大事なことなんです。国だってこれだけ認めているんですから。実際に私が8年やってきた経験からいけば、もっとこんなことじゃないですよ。もっともっと、この幼児期の保育というのは深い意味があるんです。その点をきちっと踏まえて、今後、保育園行政にも当たってほしいと思います。

時間がないので次の質問に移ります。

あっ、そうだ。1つだけ、答えてください。保護者へのアンケート調査はしてもらえますね、村長。
○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど、25年度にしております。これは何回やってもいいんじゃないかというふうにも考えるし、それから先ほど早坂議員が言われた一番最後のメモに、保育士の心構えみたいなものがあるので、それらを参考にさせてもらって、一堂に会して、話し合いでもしてみたらどうかというふうな提案をさせていただきますけれども、そういうことをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 最後なんですけど、幼稚園教育についてもお聞きしたいと思うんですね。一つ言えることは、この議会でも行政でも、小中学校の教育についてはよく話が出るわけですね、もっと向上させろと。小中学校の教育というのは、ある一面、数字として出るんですよ、成果が。でも、保育園、幼稚園は、数字として成果が出ないんですよ。だから、なおさらみんながわからないもんで問題にもされないし、また、大人の自覚が足りないから常に保育園、幼稚園というのは置き去りにされてきているんです。

そういった意味では、幼稚園については、今村立でやっているわけですから、ぜひ幼稚園の教育内容というか保育内容もさらに充実させるよう努力をしてほしいと思っているわけですが、教育長、学校教育課長の見解をお聞きします。

○議長（金井佐則君） 阿佐見純教育委員会教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

幼稚園の先ほど来出ている保育内容の充実、その辺でお話をさせていただくと、非常に幼児期というのは大事な時期でございます、そこで大事なことは、やはり教職員の指導力の向上と、もう一つは、子供たちをよく理解し、その子が持っているよさを伸ばすなどの温かな人間性、指導力と人間性の両輪が必要だろうと。

そこで、具体的には、園のほうでは、1年間研修テーマを決めて園研修を行っていること。それか

ら、中部教育事務所のほうから担当指導主事が来まして、保育参加をして指導する。それから、園内研修でも、必要な講師を招いて研修を行う。それから、総合教育センターがございますけれども、研修施設へ職員を派遣する。これは特に夏休みが多いと思います。それから、今は特別支援教育で課題のあるお子さんもいらっしゃるので、中部のほうから専門の相談員さんを招いて具体的な指導をしていただく等々、努力はしていると。

それから、もう一点は、先ほどの話に関連していて、保護者の意見を把握しているという部分では、義務教育でも実施しておりますけれども、学校評価というのがございます。これは同じく幼稚園も園評価を行っている。義務教育と同じ方法を行っています。これはマネジメントのサイクルを活用したやり方です。評価項目が大きく5つありまして、具体的には、例えば保護者とどう連携をとっていくかとか、幼稚園生活が充実しているか、豊かな心が育っているか、健康体力がついているかということで、保護者の方に5段階で評価をしていただくと。その評価を受けて教職員も自己評価とあわせて、今後どうするんだと具体策を提示する。それは園便り等で公表していて、そこで数値的な目標を出しているということでございます。

以上でございます。

○12番（早坂 通君） 以上で終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で12番早坂通君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。この時計で35分から再開します。

午前10時26分休憩

午前10時35分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開します。

なお、午前中、榎井君と南さんを予定しておりますので、榎井さんの後には休憩はとらずにやりたいと思います。

なお、くどいようですけれども、答弁者には簡潔明瞭を心がけておいてください。

質問順位2番榎井保夫君の質問を許可いたします。

2番榎井保夫君。

〔2番 榎井保夫君登壇〕

○2番（榎井保夫君） 皆さん、改めまして、こんにちは。

自衛隊出身議員の榎井です。よろしく願いをいたします。

先日、国会の予算委員会、これを見ておりましたら、民主党の辻元清美議員、大阪10区なんですけれども、この方がイスラム国のテロ関係、これで質問をされておって、安倍総理大臣は危機管理能力、これが低いと、こういう話をされたときに総理大臣はこのように答えています。

日本国は、安全・安心な国なんだよと、あなたが言われるようなテロとか何とかが起きる国ではな

いよと、こういうふうなことを強調されておりました。

私もテロ等については、確かにそのように思います。しかしながら、川崎市の上村遼太君の殺害、このようなニュースを聞くと、やはり本当に安全・安心な国なのか。榛東村に置きかえれば、そこそこ人が集まる場所、通学路でも防犯灯はもちろんついていますけれども、人家がないようなところについては、防犯カメラ等の設置も今後考えていかなきゃいけないのではないかと、このように思いますけれども、防犯カメラについては私の後に南議員が質問されるということで、私については4点あります。

1つについては、ふるさと納税について。2点目、地域防災計画の見直し。3点目、AEDについて。4点目、高齢者等に対する行政の対応要領。この4点について、以後、自席に戻って質問を継続させてもらいたいと思います。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） まず、ふるさと納税についてでございますけれども、ふるさと納税については、2008年に都市と地域、これの税収の格差を緩和するために設けられた制度だと認識をしております。2008年には、約3万3,000人、全国で納税者がおって、金額にすると約73億円だそうでございます。

2011年、皆さん御存じのとおり、東日本大震災、これが起きた年には、納税者が約74万人、金額にして約650億の納税がされていたそうです。この中には、東日本、いろいろ災害を受けた方々に対する寄附、これも含まれておりますけれども、本当にこのふるさと納税については、今どこの地方でも実施をしているという状況ではないかと思えます。

そういう中で、一昨日、私、朝日新聞をとっておらないんですけれども、友人がよう見てくれという話でございます。それで見させていただいたら、この朝日新聞にふるさと納税載っておりました。群馬県で納税額1番、中之条町、約1億9,000万。2番が草津町、約1億6,000万。何と、3番手に榛東村、7,170万。これ載っております。

そういう中で、ほかと違うところというのは、榛東村のふるさと納税で違うところというのは、件数が多いでございます。ほかは2,400ぐらいな件数のところに、うちの榛東村については6,950件。非常に多い。これ、若干榛東村のこと書いてあるんで読ませていただきますけれども、榛東村は昨年10月末から専用サイト「さとふる」を使った全国発信を始めた。申し込みからクレジット決済、特典の選択までインターネットででき、宅配便で1週間程度でお届けできる。最初は、ワインとハムだけだった品ぞろえも、約40点を現在は超している。その結果、13年度の31件、73万円。14年度は6,950件、7,170万円（2月半ば時点）と飛躍的に伸びた。手続きが簡単のため、1万円前後の小口リピーターが多いと。このリピーターが多いということが6,950件、これにつながっておると思うんですけれども。

やっぱり注目しなければならないことは、ある町の担当者がこんなことを言っています。有名な特

産品、観光地である自治体と、ない自治体では全然違うんだよと。しかしながら、じゃ、榛東村、今まで特産品が多くあったか。それとか観光地があったか。こういう話なんですね。そういう中でも、今のところ群馬県で第3位。これは、担当者のやっぱり努力。これを私は敬意を表したいと、こういうふうに思っております。

なぜかという、やはり観光地に恵まれない、特産品に恵まれない、この榛東村をここまでやっているということで心から応援をしたいと、このように思っておるところですけども、まさにこの金額が実績ではないと思うんですね。

それで、今まで10月末から始められたこのふるさと納税、これについている実績について、課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 中島総務課付課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） ただいまの柏井議員の質問にお答えさせていただきたいと思いません。

最初に、ご理解を大変いただいたということで、職員とともに寒い中、米運びをしたかいがあったなと思っております。感謝申し上げます。

それでは、回答でございます。

10月31日から開始いたしまして、本日までに3カ月、4カ月が経過したわけでございますが、まず最初の10月31日から11月30日までが1,717件、1,623万円のご寄附を賜りました。12月1日から12月31日まで3,173件、3,454万1,500円でございます。そして、年を明けまして1月1日から1月31日まで1,321件、1,144万3,000円ございました。そして、本日までに7,431件、7,694万509円でございます。初めて端数が出ましたが、1万5円、4円という方がいらっしやいまして、このような数字になっております。これがご寄附いただいた歳入の内訳でございます。

そして、歳出のほうでございます。

当初ということで、初めてということで細々とした経費等もございしますが、まずもって、このご寄附に対する委託をしております商品代金、お礼品代金、お礼品の配送料、そして委託手数料というところで考えますと、1月いっぱいまでのものが経費として3,905万4,243円でございます。このほか、1,421袋のお米をお預かりいたしまして、2月27日までにお支払いした金額が1,089万9,000円でございます。まだ、残り払うのが若干ございますが、これでトータルいたしますと、1月末までに入ってきたご寄附が6,221万4,500円。そして、それまでに払った委託料、お礼品配送料、手数料等という形でございまして、4,995万3,243円でございます。

しかしながら、差し引きしまして1,226万1,257円でございますが、これを単純割り返しますと、当初の20%というところでなくて、19.何%になります。これは2月分の寄附の金額が入っていない金額でございます。それとともにお預かりしている米、残り少々ございますので、それに見合うご寄附

もいただいていないということで、現在の数字ということで捉えていただいて、まだこの数字については議論を問わないところかなと思っております。2月分の寄附が入っていないというところ、まだまだお預かりしている米が若干あるというようなところで、実績として報告させていただきます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） まさに、この朝日新聞が一昨日示したものの、これがやっぱり榛東村の現在のふるさと納税の実績だと思うんですよ。ただ、やはり昨年11月1日から実施をしてきて、この中で苦労したこととか問題点がやっぱりあったと思うんですね。課長、何かありますか。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） 回答させていただきます。

当初は、松井議員がご説明いただいたように、従来のふるさと納税制度の中のお礼品、ハムとワインという考えでございました。その中で、若干余剰のお米が扱えればよろしいのではないかなど、それも農協を通してお礼品としてつくりたいというような仕組みを考えておまして、9月の補正予算で200万円ほど予算を組ませていただきました。

しかしながら、実際に始まりますと、あれもこれもというようなこと、魅力があるとご寄附がいただけるというこの仕組みに精通してまいりました。その中で、実際、200万の予算のときに説明した状態とちょっと異なりまして、いろいろな、例えばそば粉を預かって、そばのお礼品をつくるかというようなこと、役場と農家と、そして扱い者とともに議論をしていく中で、先ほどご紹介をいただきました40点を超えるお礼品になってきたということがございます。

当初は、扱い者の「さとふる」さんという会社が事業者さんということでございましたが、ハムの夢工房さんとしんとうワイナリーの群馬葡萄酒株式会社さんとのお話はうまくスムーズにいったんですが、それ以外については全く通販といいましょうか、そういうお礼品、自分でものをつくりますが売ったことがないという市場、農協へお願いするという段階でございましたので、一つ一つ商品化をしてまいった結果が、先ほど松井議員がご紹介してくださった数字に至りました。大変、短期間でありましたので、さまざまご説明等がなかなかうまく伝わっておらず、ご理解いただけないこともあったかと思いますが、この全国の方に認めていただいたというものを基盤にしまして、また次のふるさと納税制度というものの仕組みに取り組んでいる時期かと思っております。

このような問題点と方針等、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 私は、相当びっくりしたことがあるんですね。例えば、下仁田ネギ、ドーンととって、箱詰めドーンと送っているものと普通は思うじゃないですか。ところが違うんですよ。

要は、キャベツだ云々集めて、それを組みかえているんですね、下仁田ネギを何本と。「さとふる」のこれを皆さん見ていただければみんなわかるんですよ。これは担当者がやっているんですよ、今、全部。それで今四十何品目になっているんですよ、今。だから、この努力というのは、やっぱり課長以下で働いている人が昼夜を問わず一生懸命やっている。そういうのをわからなくて、見に行かせていただきましたよ。やっぱりそうやっているんですよ。そうでなければ、この金額は皆さん納税する方が、これが欲しい、あれが欲しいという話ですんで、この金額には絶対にならないんですね。そういうところもやっぱり認識をしておかなければいけないと。やっぱり村民の方にもPRもしてやっていかないといけないと、こういうふうに思います。これが1つですね。

2つ目は、実は福島県に大玉村という村があります。人口が約8,500人、世帯数2,600、この村に、実は安達太良山から湧き出る水で米をつくったり、焼酎をつくったりしておるんです。私は甘いものが好きなので、この国分菓子店のようかんがお勧めなんですね、この大玉村の。

ここが、実は、25年度のふるさと納税でうちみたいな「さとふる」入れていませんよ。そういうところで、納税額1,300万をとっているんですね。それで、村長はこのように言っています。地域活性化のために納税者、日本全国の納税される方と生産者が直にコミュニケーションをとって、送ってくれ云々という運びになれば地域の活性化になると、こういう弁をこの村長が言われています。うちでいう「さとふる」を入れずに村独自でやっているんですね。

先日、中之条町にも私行ってきました。中之条町は売り上げの5%、宣伝費を。「さとふる」ではありませんけれども。それ以外は、全部町でやっています。5割を金券、残り1割を。6割返納していますんで、1割を野菜とか何とかで返している。という中で、やっぱり儲けがすごく大きくなるんですね。その辺も含めて考えていただいて、今後の実施要領と考慮事項について、課長、何かあれば。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） ありがとうございます。回答させていただきます。

今、「さとふる」と大玉村の違いをご説明いただきました。榛東村という名前、ソフトバンク榛東ソーラーパークで、全国の議長会の議長をされた高橋県議がおっしゃるように、大変榛東村を読める方がふえてまいりました。

しかしながら、今回アンケート結果を見ますと、どうしてこの榛東村にご寄附をいただいたかという中では、お礼品に魅力があったという方が61%でございました。そして、どうして榛東村がわかったか、興味を持ったかというまずもってそこなんです、それがやはりソフトバンクグループである「さとふる」のページを見ていただいた方が62%を超えているんですね。ですので、お礼品等もありますが、まずもって榛東村という名前をその「さとふる」において有名にさせていただいたと。

先ほどの早坂議員のご質問にもつながるんですが、この次は、農家の方たちが直接やりとりができるというところまで進めたいなど。それが、地域創生絡まりで行っているこのお礼品を直に購入でき

る。広馬場農協に買いに来た人がいるように、全国からネットを使って買ってもらえる、寄附とまた別立てでしたいというようなことを考えております。まずは、榛東村のものがおいしいんだ、健康にいいんだ、すばらしいんだということを啓蒙する期間かと思っております。

ということも含めまして、もう少しこの「さとふる」さんにお世話になりまして、榛東村のあらゆる特産品を全国に認知させていただく機会の一つと捉えて進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） これは村長に伺いたいんですけども、今40種類の特産品、お礼品がありますね。それを今、村のスタッフでいろいろ考えながら、本来であれば部外の専門家に頼んでお金を払ってまでもこういう特産品をつくっているというような考えがあろうかと思うんですね。ただ、今後、特産品セットをスタッフで今までどおり考えていくのか。商工会とか農協に任せていくのか。部外団体、これに任せていく方向なのか。これをちょっと村長にお伺いしたいと思います。いかがですか。

○議長（金井佐則君） 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 「さとふる」の実績については、係のほうから説明があったとおりでございます。それから、今の運営方法についても係から説明があったと。今の運営方法は歩き始めであるので、啓蒙する時期であるということの中から、実態、職員が中心になって今行っていると。その中に臨時職員がおりますけれども、主体としては村の職員がやっているというようなことでございます。

それで、この「さとふる」制度というのが、これが民でできるか、それから農協、商工会でできるかということを議論したわけでございますけれども、なかなかもう少し、これ自体が育たないとなかなかそこへまだ任せられない状況じゃないかという結論に達しまして、もうしばらくここでやらせていただいて、そして、その後には民間にこの事業を委託したいと。ですから、農協であろうか、それから商工会であろうか、それはわかりませんが、お話し合いの中でそういう移行はしていくということでございます。ただ、最終的に一番考えられるのは、寄附をしてくれる方が減免をされる処置は、これはきちんと行政が携わらなければならないというふうに思います。

そして、この間もお聞きしたんですけれども、今、朝日新聞にもこういう結果が出たよという話で私も見せていただきました。そんな中で、村といえども、市の行う同事業より数倍の実績を上げているわけです。そして、それらの速やかな対応が行えるよう指導しているところでありますけれども、お礼品全てが、指導もそうですけれども、ことしよりもよい、それを狙った指導もこれからはしていかなきゃだと、リピーターを逃がさないようにしなきゃならないという対策も、やはり行政が主体となっていかなきゃ、指導していかなきゃなど。

ですから、この計画が軌道に乗ったから、じゃ、やってくれよということは、もう少し事業推移を

見ながら、それから内容を見ながら、それから、このふるさと納税の進みぐあいを見ながら、やはり解決していかなきゃというふうに思いますので、今現在、こういう考えだ、ああいうんだということ
でなしに、もう少しこの事業を拡充したものについて、それから成果を見ながらその対応は逐次考え
ていくということで、ご了解を願いたいと思います。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 行政として頑張っていたきたいと思います。

エコノミストの鳥丸ひさし氏という方がおって、このふるさと納税については、お礼品ばかりが浮
上ってきて、本来の税収格差、これの緩和には余り見向きしていないという話をされて、最後の結論
はこういう話を述べています。これだけお礼品が頭に来ると、国が動くだろうと。こういう中で、や
はり情報入手をしながら、このふるさと納税についてはやっていったほうがいいたろうという話があ
りますので、担当者についてはいろいろな情報を入手すること。

それとあと、ある税理士はこういうことを言っています。50万以上のものをいただくと一時所得扱
い、これになるおそれもあるんで、この辺も含めて今後検討していただきたいと。こういう話でござ
いますので、ともかく、一生懸命頑張っていたきたい、このように思います。

それでは、2問目に行きます。

地域防災計画、昨年の雪災害等あったんですけれども、日本全国2つの考え方で、この地域防災計
画を修正なり改定しようとしています。1つは、東日本大震災が起きた後、2つ目は昨年の雪災害で
す。こういう中で、うちの榛東村地域防災計画、平成22年12月16日榛東村防災会議、これがある
んですけれども、これ以降、見直しをされていると思うんですけれども、進捗状況について、課長、
お願いします。

○議長（金井佐則君） 村上和好総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 地域防災計画の進捗状況ということでございます。

この計画につきましては、平成25年度から繰り越しして計画の見直しを実施しております。現在、
見直し案はほぼ完成に近い状態です。それに伴いまして、関係各課へ、現在照会をしたり、県へ見直
し原案の照会をあわせて行っております。

また、照会で修正がなければ、その見直し案について3月中に関係機関に提出や報告をする予定に
なっております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 県は、このように片方に東日本大震災の関連で修正事項、こちらが昨年の雪
災害、このように大きくまとめて、昨年の12月に修正事項ということで各市町村に配っておるとは思

うんですけれども、そういう中で、特に雪災害。

雪災害については、相当力を入れて対応強化ということで各市町村に配っておると思うんですけれども、こういうものもやはりいろいろ入れてやっていただきたいと思うんですけれども、実は、安中市が、26年3月、この26年3月ということは東日本大震災後の改定版ですね。桐生市が26年、昨年12月25日、これは両方です。東日本と雪害です。富岡市が26年12月14日、改訂版をもう出しています。

それと、27日の上毛新聞に沼田市が出しているんです。ちょっと読みます。沼田市は、2月26日、市街地防災計画を6年ぶりに改定した。大地震の被害想定や雪害対策の強化、避難に支援が必要な高齢者、要配慮者の避難計画策定などを盛り込んだ。避難所を見直し、一時的な指定緊急避難場所64カ所、避難生活を送れる指定避難所54カ所、要配慮者を受け入れる福祉避難所3カ所。これに分けて、新たな避難所マップを新年度中に市民に配ると。

うちのもの社会福祉協議会等で防災マップ、これを毎年つくっておるんですけれども、やはり行動に起こさないとだめだと私は思うんですよ。早く行動に起こして、それなりのものを各課なり防災会議でいろいろ資料を集めて、それでもっていくという形にしないと、もう雪終わっちゃいますよ。

それと、確認のため、1つ。例えば、うちの防災計画は、22年12月16日ですよ。その後、例えば、榛東村に群馬県からこういう指定が来ています。土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定について、榛東村4カ所来ているんですね。これをつくった後の23年3月25日に来ているんですよ、これが。こういうものは、防災計画なりに反映されているんですか、課長。それだけを聞きたいです。どうですか。要は、こういうものをただ村に来たものは、防災計画の中に後ろにとじておくだけ、そうじゃなくて計画に反映させていく。毎回毎回何かあったら。こういう物の考え方でよろしいですよ。

○議長（金井佐則君） 村上課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 梶井さんのおっしゃる内容でございますが、もちろんそれも入っております。先ほど申しあげました雪害の関係、これにつきましては、群馬県で大雪時における群馬県道路除雪行動計画というのを策定しております。これも本村に来ておりますので、これももちろん内容として含ませていただいております。第一段階から行動計画まで計画があります。これをある程度レベル化いたしまして、この辺も盛り込んでということです。

また、先ほど申しあげました避難所の関係につきましては、指定緊急避難所及び指定避難所一覧を掲載しました。また、それ以外でも、平成26年度で新たに購入した備蓄資材、それから備蓄食料等の一覧も掲載する予定でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 榛東村は土地が堅固で、災害が起きないという人がいるんですけども、やっぱり災害というのはいつ起きるかわからないので、できるものは早いうちにつくっていく、こういう話でよろしくお願いをしたいと思います。

私は、今までの毎回の質問の中で、災害対策本部の編成の見直しと、状況版の整備と、防災マップの活用等を言っていましたけれども、こういうのもできれば改定版のほうに少しでも反映させていただきたいと、このように思います。

続きまして、AEDについて、日本語では、自動体外式除細動器と言われるそうです。要は、電極のついたパッドを胸の上に貼る。自動的に心臓の状態を判断してくれて、心臓が細かく震えて、血液を全身に送ることができない場合、電気ショックを与えて、心臓を正常戻す機能。小児用、これについては1歳児から8歳児ですけども、小児用パッド、小児用パッドがない場合については、成人用も使用してよしと、こういう話なんですけれども。

現在、私は、AEDの配置について、日本救急医療財団、これをインターネットで調べて、どこに榛東村はあるのかなと、ここには自衛隊の3カ所しかありません。群馬県のマッピングぐんまには結構いっぱい入っています。そういう中で、設置場所について、課長。

○議長（金井佐則君） 村上課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 本村のAEDの設置場所ということでございますが、設置箇所については38カ所あります。また、設置数については40基設置してございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 抽出的に確認をします。

総合グラウンドとアリーナ、プール、各学校の体育館、ここには配置されていますか、課長。

○議長（金井佐則君） 村上課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） アリーナ、グラウンド、それから地区体育館、村民プールも設置してあります。また、学校関係ということでうちのほうは含んでいるんですけども、小学校で各1基、中学校で2基、それと幼稚園も含んでおりますが、合計で教育委員会が学校教育関係施設で6基というふうにつかんでおります。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） このAEDについては、2009年の9月の定例会で南議員が質問をしています。そういう中で、南議員は、今の言う例えば体育館とかプールとかに設置してくれと言って、村はやる

と、こう言って回答いただきましたので、確認のために質問をさせていただきました。

実は、先日渋川の南分署に行ってみりました。そこの消防車が何かあって電話をいただいて現場に到着するまで、約10分弱かかるそうです。それで、その後に、AEDを救急隊が到着後行った場合、近くにいた村民なりがAEDを使用して救助活動を行った場合、どういう開きが出てくるかという、こういう開きが出てくるんです。

その患者さんが、1カ月後社会復帰する確率、復帰率、救急隊が来て、10分かけて来てAEDを使って蘇生させて、1カ月後にその患者さんが復帰する確率は18%だそうです。その場にいた村民がAEDを使用して、救急処置をとった場合、38%だそうです。18%と38%だと、このぐらいの開きがある。ということは、現場でAEDを使って蘇生させたほうが絶対助かる確率は高いんです。これを私はすごい重要だと思っているんですね。

AEDを質問しようと思った理由は、ある方3人ほどが、コミセンにあるAEDは鍵がかかって使えないよと、こう言われるんですね。鍵なんか誰が持っているかもわからないと。こういう話をされたときに、本当にコミセン内に鍵のかかる中に入っているAEDは、本当に活用手段としてよろしいのかどうか。私はこう思っているんですね。ですので、私は個人的には、24時間営業のセブンイレブン、ローソン、こういうところに設置したほうがいいんじゃないかと。

それと、新潟県内には、こういうAEDがあります。無料AEDつき自動販売機。自動販売機の業者が無料でAEDつきの販売機を入れてくれます。これを活用することによって、今までコミセンなり云々あったやつを高齢者がどこどこに行くときに持っていけると。やはり、AEDがあればいいんじゃないんですね。使用して救わなければだめなんだと、私はそう思うんですけども。課長、検討していただけますか。

○議長（金井佐則君） 村上課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） コミセンの関係ということでございますが、どこの公共施設につきましても、その管理規程、それから開設時間というのが決まっていると思います。コミセンにおきましても、管理者が区長という形になっておりまして、いろいろ防犯とか盗難の関係がありまして、使わない場合は鍵がかかっているということになっております。ただ、どうしても急な場合につきましても、役場にも予備の鍵がありますので、時間を争うということになると思うんで、その辺が対応できるかあれなんですけれども、そういう形でできればと思っています。

また、先ほどちょっとお話があった群馬県のマッピングぐんまの関係、うちでも調べました。これにつきましては、県に確認したところ、ネットでアクセスできるということでございますので、村のホームページから直接そこへダイレクトに入っていけるような形でネットをつないでおります。そこで、榛東村なら榛東村のところを検索していただければ、緊急医療情報の中でAEDが設置してある箇所、これが地図上なんですけれども、地図上からそのところをまたハートのマークがあるんです

けれども、それをやれば、またその場所が検索されるというふうな形になっているわけでございます。そんな形で対応できればと思います。

また、コンビニの関係なんですけれども、おっしゃるとおり、コンビニは24時間営業ですから、非常に効果的な場所と考えているわけですが、それについては、また費用の問題とか、置いていただけるかどうかとそのようなこともありますので、その辺を少し検討しなければならないかなと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） それでは、例えばコミセンの鍵をあけてやればいいんだという話になりますけれども、さっきもお話をしたとおり、救急隊が来るよりはやっぱりその近所にいる方がAEDを使ったほうが救助率は高いんですよ。だから、それを鍵をかけていたんでは、勝負にならないんですよ。その辺も含めて、やはり今何基あって、どこにあって、それをどのように運用するのが一番いいのか。それと自動販売機業者もやっぱり当たってみるべきだと思います。その辺も含めてやっぱり考えていただきたいと思います。よろしくお願いをします。

2つ目が、AEDの講習についてはどのようになっていますか。

○議長（金井佐則君） 村上課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 講習の関係ですが、昨年9月なんですけれども、24、25、26と3日間、午前と午後に分けて計6回、役場の職員や各出先間の臨時職員を含めた普通救命講習を実施いたしました。参加者は職員が88名、臨時職員が42名ということで、大勢の方が受講されまして、渋川広域消防本部消防長より、普通救命の講習修了証が交付されまして救命技能の認定を受けました。

また、そのほかでは一般村民を対象に平成22年度から毎年5月下旬に普通救命講習会を実施しております。延べ人数では216人の方が、この講習を受講され、修了されております。

また、再講習につきましては、修了証の裏面に記載されていますように、救命技能を忘れることなく維持向上をさせるため、2年から3年の間隔で定期的に講習を受けてくださいとあります。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 2009年の南議員の質問に対する回答は、村長、副村長、課長以上、この方については、全てAEDは講習を受けてやれるんだと、そのように実施をすると、こう言っていますので、よろしくお願いをいたします。

私は、このAEDの講習についてはこのように思います。AEDは、そこに置かれているだけで安

心ではなく、使い方を子供たちや大人が知らなければ命を救う道具にはなりません。救える命は救う、こういう考えを持って講習をできるだけ実施してほしい。団体さんではなくて個人でもオーケー。この3月14日には、渋川消防署で講習があると思いますけれども、個人でも結構ですという話をしていますので、そんな感じで講習等を受けていただきたい、このように思います。

最後に、このAEDについては、心臓震盪という言葉があるんですね。病名というか。要は、玉とかがぼんと当たったときに、心臓がとまっちゃうんです。若年者に多いんですけども、1歳から18歳まで。なぜかという、胸骨等が成長段階にあると、そこに第三者の肘がとんと当たっただけでとまる可能性もあるわけですね。そのような心臓震盪というのがふえているそうです。ですので、学校関係者の方々、ぼんと当たっただけで心臓がとまっちゃうんですよ、心臓震盪というのは、その辺を含めて、やはりこのAEDについては講習を受けさせて、いつでも命を救える体制、これをつくっていただきたい、このように思います。

残り7分になりましたけれども、最後の高齢者に対する行政のあり方について。

高齢者等については、このような考えであります。70歳以上の方、それと障害をお持ちの方。これ聞いておいてほしいんです。こういう話です。これ実際に、こういう方たちが電話をしたり、うちに来て話していきますんで。

例えば、70歳以上の方にインターネットのホームページ参照なんて言うなど。そんなのやっている人少ないんだよと、こういう話ですね。それとか、確定申告に来たら、ああ名前書いてそこでお待ちくださいと。手が痛くて名前なんて書けないんだよと。それはどこで判断するんだと。担当者が判断をする。こう言っておられるんですね。小学校から70歳以上の方に手紙が来ます。お年寄りの方はうれしくて、どんな子が書いてくれたと思って小学校へ行ったそうですよ。そうしたら、校門入ろうと思ったらそこでとめられて、ああじゃないこうじゃないと言われて、頭に来たから帰ってきた。こういう話なんですね。

それと、もう一つは、県議選で無投票になったのを知らなくて、投票所に何人投票に行ったか。こういう方がいっぱいいらっしゃるんですよ、実は。これはやっぱり70歳以上、障害を持っておる方、村として、今、1月末現在で1万4,706名います。約15%おるんです、こういう方が。村として。15%というのは大きいですよ。こういう方たちが、やっぱりいろいろ来たときに、あっ、肩が痛そうで名前も書けないんだな、あっ、70歳以上の方が学校へ来た。多分お礼だな、どうぞどうぞと。こういう対応はできないものなのかと、こういう話なんです、私は。余りにも来るんで、この話が。だから、今回質問をさせていただきました。課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 村上課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 全般的なことでお答えさせていただきます。

例えば、高齢者の窓口対応ということで、これにつきましては、村長より各課長を通じて、常日ご

ろから親切、丁寧に案内、説明をするように職員に指導をしております。

また、総務課関係では、行政情報のお知らせということで、榛東広報やホームページ、また、各課ではお知らせする冊子やチラシ等で村民の方にわかりやすいような形でお知らせしているつもりでございます。

先ほど議員さんがおっしゃるように、高齢者の方は余りネット等を取り扱うのが少ないということでございますので、この辺の広報等を今後についても自立を図っていければと、そのように考えております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） やはり、こういうお年寄りなり障害を持たれている方がいらっしゃるということをやっぱり認識をしていただいて、やっぱり最善を尽くした対応がやっぱり必要じゃないかと私は思うんです。いずれ、私ども70歳以上、高齢者になって、やっぱり今が大事な話であって、そういう気持ちを全職員が持っていただきたいし、やっぱり、若い我々もだんだん年をとっていく方たちには、そうやって対応していきたいと私は思っています。村長、何かあれば。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ただいまの質問について、私も反省するところが多々あるかなというふうに、今お聞きさせていただきました。

常日ごろ、職員には、課長会議を通じて、村民の皆さんには丁寧に親切に対応するんだよというお話を徹底させていただいたつもりですけれども、まだまだ議員から意見を聞けば、やはりそれがまだ徹底されていないということであれば、もう少し、肝に銘じて、そこらを職員の村民サービスを向上するために徹底してやっていきたいと、こんなふうに思います。

それから、今総務課で考えてやっているのが、各課ごとに受付というのを大きな文字で受付というだけを出させていただいております。そのところへ来れば、その担当課、それから、いなければほかの人たちが担当に立つんだよというような体制づくりもしておるんですけれども、なかなか職員も忙しいこともあるし、それから職員の資質もあるというふうに思いますので、そこいらは再度、教育をしていきたいと、こんなふうに思います。申しわけありませんでした。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 安心をしています。どうか、この70歳以上の方々とか、障害をお持ちの方に対しては誠意を持って実施をしていただきたいと、このように思います。よろしく願いをします。

私の通告にはないんですけども、3月31日をもって、いつも一般質問云々でお世話になった山本課長と村上課長と早川課長が定年を迎えるということで、本当に昼夜を問わず榛東村のために頑張っ

てこられた方だと思うんですけども、今後ともお願いすることと、今までのご労苦に敬意を表したいと思います。本当にありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で2番 杉井保夫君の一般質問が終了いたしました。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番 南千晴さんの質問を許可いたします。

7番 南千晴さん。

〔7番 南 千晴君登壇〕

○7番（南 千晴君） 7番、南千晴です。

連日、ニュースや新聞では、川崎市における中学1年生の殺害について報道がされております。ここ最近においても、小学生や中学生など、子供たちが声かけ、つきまとい、誘拐、連れ去り、凶悪な事件などに巻き込まれる報道がされており、されない月がないのではないかと思うくらい多いと感じています。

先日は渋谷警察署管内においても、声かけ事案が発生し、驚きと同時に同じ年ごろの子供を持つ親御さんはさぞ心配な、そして不安な思いをしたことと思います。住民の安心・安全とは、どのようにして図られるのか、非常に考えさせられることばかりであります。

先日、2月24日に榛東村青少年問題協議会が開かれ、その中において、榛東村駐在所長より県内における声かけ、つきまとい、わいせつ等の事案が、昨年は667件あり、そのうち路上の8割が通学路で起きているといったお話を聞きました。特に、夕方の16時から18時の間、そして6歳から12歳の女子に対してが、最も多く、面識のない者の犯行が多いといったお話でした。

本村でも、さまざまな団体の協力により、登下校時の見守りや地域の見守りが行われているところでもあります。それらを継続していただくことが本当に大切であり、また、さらなる見守りの強化をしていく必要があると考えます。

本日は、住民の安全・安心、子供たちの見守りについて、また、ひとり親家庭の支援について、さらに、読書活動の充実について、村の考えをお聞かせいただきたく登壇いたしました。

以下、自席に戻りまして、質問を続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） それでは、通告のとおり、順番に質問をさせていただきたいと思います。

まず、非婚のひとり親家庭への支援についてお伺いいたします。

まず最初に、ひとり親家庭において寡婦控除が適用される定義について担当課長より説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田健一君発言〕

○税務課長（岩田健一君） 寡婦控除の定義についてですが、寡婦控除につきましては、税金を計算する際、社会保険控除など所得から差し引かれる控除の一つでございまして、婚姻歴のある母子家庭等が対象となっております。

なお、具体的な控除額につきましては、所得税法では27万円、また特別寡婦35万円、また住民税では26万円、特別寡婦30万円となっております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 課長の説明にあったとおり、婚姻歴のあるひとり親家庭に対して控除が適用されるということであります。しかし、未婚、また婚姻歴のないひとり親家庭には、この寡婦控除というのは適用されておられません。ひとり親家庭として子育てをする状況に差がないにもかかわらず、所得に応じて使用料が決定する行政サービスを受ける際に、差が生じていることから、近年さまざまな自治体において、未婚のひとり親家庭に対して寡婦控除を受けたとみなし、各制度の運用を行うみなし適用を実施しているところがあります。近隣におきましては、前橋市が婚姻歴のないひとり親家庭についても保育料への寡婦控除をみなし適用をし、負担軽減を図っております。

本村では、現在これらのみなし適用を実施しているのか、お聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 現行の保育料について、ご説明いたします。

現行の保育料につきましては、7階層で構成されておまして、第1階層の生活保護世帯を除く階層は、それぞれ住民税の税額や所得税の税額によって、第2階層より第3階層が高いといったぐあいに構成され、そのような仕組みとなっております。

税額が確定された段階に応じまして、それぞれの階層を適用させた後、第2階層、第3階層は、それぞれ保育料徴収規則第3条に基づいて、ひとり親世帯や療育手帳交付世帯などは、1,000円を減額しております。

単純な例を挙げて説明しますと、ケース1として、3歳未満児がいる婚姻歴のある母子世帯の保育料は税務申告で所得金額から所得控除を引く際に、寡婦控除を含めて減額した結果、税額が発生しない市町村民税は非課税となりました。この場合の保育料は、最初に第2階層の4,500円を適用させ、次に保育料徴収規則第3条で1,000円減額された3,500円となります。

ケース2としまして、3歳未満児がいる婚姻歴のない母子世帯、いわゆる未婚の母の保育料につきましては、税務申告で所得金額から所得控除を引く際に、寡婦控除が使えないまま計算され、その結果、市町村民税の均等割が発生しました。この場合の保育料は、最初に第3階層の1万700円の適用

をさせ、次に保育料徴収規則第3条で1,000円減額した9,700円となります。

ケース1とケース2では、最初の階層を適用させる段階で婚姻歴の有無によって、保育料に6,200円の差が生じ、婚姻歴のないほうが不利となっております。ただし、寡婦控除によって、算定要素となる所得に差が生じて、その階層の範囲におさまる確率もありますので、そこら辺はご理解していただきたいと存じます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 私、実施していますかという質問をしたんですけれども、実施した場合の今負担の数字について説明いただいたんですけれども、実施は現在していないんですね、村では。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） はい、してございません。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） ほかの自治体と実施しているところも、必ずしもみなし適用後も利用料が変更にならない場合もあるということもみんな書いてありますし、もしかしたら負担軽減になるかもしれないというような書き方をしているところがあるんですけれども、今、課長のほうから、保育料に関しては説明いただいたんですけれども、もし本村でみなし適用を実施した場合、保育料の話をしていただいたんですが、ほかに負担軽減となる対象事業があるのか。こちらは、相模原市の資料なんですけれども、20以上の事業がみなし適用をすることで負担軽減になるかもしれないということで書いてあります。そのあたり、村として、保育料以外も適用となる事業があるのか、わかる範囲で構いませんのでお答えください。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 全国の自治体で寡婦控除のみなし適用を実施している例はそれほど多くはありませんが、主に保育料や公営住宅の使用料を対象としております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 保育料が一番多いなということは、私もいろいろ調べてわかっていることですが、そのほか障害のある方のサービスであったり、生活支援関係の事業であったり、多くのものが対象になっている自治体もあります。

昨年、国の衆議院においても、この寡婦控除のみなし適用促進について質問が行われておりまして、

政府の答弁文の中には、保育所の保育料については、保育の実施義務を有する市町村の長が、児童福祉法第56条第3項の規定に基づき、保育費用を扶養義務者等から徴収した場合に、家計に与える影響を考慮して定め、徴収することとされており、その算定に当たって、結婚歴のないひとり親について、寡婦控除相当分の所得を控除する取り扱いを行うことが適切かどうかについては、各市町村において判断されるものと考えているとありました。

本年の4月より、横浜市においても、婚姻歴がないことで税制上の寡婦控除が適用されないためにサービスの利用者負担や給付額にほかのひとり親家庭と差額が生じる可能性があることから、差額が生じないよう市独自の対応として、27年4月から生計を同じくする20歳未満の子がいる婚姻歴のないひとり親へ寡婦控除のみなし適用を実施するといった報道もされております。

今後、本村において、このひとり親家庭の支援の促進として寡婦控除のみなし適用を実施する考えがあるのか、村長にお聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど、国会でも取り上げられたという話でございます。私もその記事を読ませていただいたところでございます。ただ、これはまだ市町村で、自治体でしなきゃならないよという努力義務でもございませぬ。その中で、今、影響される制度や事業を把握する必要ももっともとあるんじゃないかというふうに私どもも思っております。

それよりも、もう少し国が不公平のないような制度設計をするのが、私は最善と考えております。そういった、そういう考え方も各自治体が国に働きかけをしましょうという機運にもなっておりますので、そういったところを勘案しながら、これから見つめながら考えていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 国に働きかけながら考えていきたいということではありますが、国のほうでも、特に保育料に関しては先ほど答弁にあったように市町村の判断でという部分もありますし、所得税のそもそもの寡婦控除の部分に関しては、所得税法、法律が関係しておりますので、国のほうでそこは議論していただかなければいけない部分もありますし、ただ、平成25年の12月の臨時国会において、民法が改正されて、結婚している男女間の子供と、結婚していない男女間の子供の遺産相続における相続分が平等になったことは、皆さんも認識していることと思います。

今後、国のほうでも、先ほど村長が言うように、この適用について議論が行われることとなるかはと思いますが、いろいろな家庭、みんな同じ家族構成だったり、同じような状況というので、一概に絶対にこれというのはない、さまざまな環境、家庭によって違いがあると思うんですね。それに入る法律が日本は追いついていない部分もあるのかなど私は思っております、でも、市町村でできる

ことがあるのであれば、やっぱりそこはしっかりと考えていっていただきたいと思いますので、村長、もう一度お答えいただけますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほども申し上げましたように、県や周辺市町村と連携して、まず最初に国に働きかけていきたい、こんなふうに思っております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 榛東のほうでは、実施に関しては今のところ、方向性が見えないということがわかりましたが、働きかけを行っていただきながら、また近隣の様子を伺いながら、ぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、防犯カメラの設置について伺います。

犯罪抑止の一助にしようと街頭防犯カメラを設置する自治体がふえてきております。また、報道された事件の中には、防犯カメラの映像から逮捕のほうにつながったといったことを言われていることもあります。

昨年太田市のほうでも、犯罪抑止に向けて、市内全域に防犯カメラを新設するというので9月の定例会でかなり多額の予算案が計上されたことを報道されたのを記憶しております。また、昨年11月の上毛新聞においても、昭和村が村境など13カ所に防犯カメラを新たに設置するというので載っておりました。

そこで、現状の村の防犯カメラの設置状況について伺いたいと思います。また、学校の配置についても、教育委員会のほうで答えていただければと思います。

○議長（金井佐則君） 村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 村の防犯カメラの設置状況ということでございますが、役場庁舎に設置してあります出入り口や通路等に12基設置されております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 幼稚園及び小中学校の防犯カメラの設置状況について説明申し上げます。

まず、幼稚園と小学校の設置状況でございますが、防犯カメラの設置はございません。

次に、中学校ですが、新校舎建築に合わせまして、防犯カメラを設置しております。玄関の外側、下の30メートルほどの範囲と、正面玄関内の監視をしております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 役場庁舎と中学校に設置してあるだけで、ほかにはないといったことがわかりました。先ほど、昭和村は、犯罪抑止だけではなく、認知症による徘徊で行方不明になる高齢者の捜索や、また、農機具等の盗難事件発生時に逃走経路を特定でき、早期の解決に結びつける狙いもあるというようなことが書かれております。

そこで、本村における防犯カメラの設置の有効性について、村の見解をお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 見解ということでございます。

近年、犯罪の増加や治安に対する不安感の増大に伴い、行政機関や商店街に防犯カメラが設置されています。一般的に、防犯カメラは、犯罪被害の未然防止、犯罪の予防等の有効性が認められています。

その一方で、公共の場所に向けられた防犯カメラの設置及び利用については、防犯カメラの設置者に委ねられているようです。公共の場所に向けられた防犯カメラに個人等が了解しないまま撮影され、その画像の取り扱いによっては、撮影された個人のプライバシーが侵害されるおそれがあります。防犯カメラを設置することにより、犯罪に対する抑止効果や痴呆症などの不明者の捜索などが上げられますが、公共の場所に設置する場合は、防犯カメラの憂慮性を配慮しつつ、個人のプライバシーを保護し、適正な設置利用をしなければならないと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 課長がおっしゃるプライバシーに関しましては、最近の設置されているものに関しましては、映像が1週間から10日ぐらいで上書きされて、保存しないことなどの要綱や規定を設けて運用することで、配慮しているという自治体もあるので、そのあたりはそこをしっかりとっている自治体を例にとり、対応すれば、そこはさほど支障があるわけではないかなと考えられます。

設置費用、また維持管理も防犯カメラを設置するに当たっては考えられるんですけども、それらの費用が大体どのぐらいかかるのか、そのあたりはわかれば教えてください。

○議長（金井佐則君） 村上課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） カメラの機種、それから、機能によって差がありますので、単純に設置費用ということでは言えませんが、隣の吉岡町では、平成27年度で設置を導入予定の機種を確認した

ところ、防犯カメラ1基あたり15万円から20万円の設置費用と聞いております。また、先ほど言ったように、条件によって、さらにふえることもあるそうです。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 防犯カメラ、先ほどの話に課長の村の見解に関しましても、さまざまな面で有効性が考えられると思います。よく村長は、先行投資も必要だというようなこととおっしゃることもあるんですけども、村も10年後には、3人に1人が高齢者となることはいろいろな推測でわかっていることでありますし、認知症の方もあわせてふえていくんじゃないかということを推測されております。昭和村のように、犯罪の抑止、見守りだけでなく、そういった徘徊対応なども考えられるかなと思っております。しかし、費用もかかるという部分もありますから、今から徐々に設置をしていくというか計画的に進めていく必要があると思うんですけども、村として、今後防犯カメラを設置していく考えがあるのか、村長にお伺いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えします。

高齢者やそれから子供たちだけではなく、我々もそういう部類に入って、健全な村の運営の中で生活をしていかなきゃというふうに認識しております。

そんな中で、登下校のときの安全確保につきましては、万全の態勢で臨まなければならない問題だとは、先ほどから課長のほうからも話されております。特に最近では、議員もおっしゃったように、警察官が本当にあるまじき行為で、どこを信じていいんだかわからない状況下にあります。そんなところで幸いにして本村では今のところ、重大な事故や事件が発生しておりませんが、未然に防ぐということは大事だというふうに私も認識しております。

県内市町村では、防犯の抑止やお年寄りの徘徊による探索などのために防犯カメラを設置している市町村が数多く出てきました。今後、当村でもそうした市町村の取り組みや効果などにつきまして、研究をしていただき、そして、設置適正化委員会等を立ち上げて、前向きに検討していきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 委員会を設置して、前向きに検討していくという答弁をいただきました。

先ほど、学校は中学校にだけ、今榛東村では設置されているということなんですけれども、昨年12月、高崎市の中学校において、刃物を持った不審者が侵入してきたということで110番があって、入ってきた男性を、教職員がさすまたを使って取り押さえ、現行犯逮捕されたという事件があって、

それも記憶に新しいところだと思います。

それを聞いたときに、やはり学校が安全な場所とは言えないんだなということを改めて感じた事件でありました。村では、今、中学校に設置しているだけで、小学校や幼稚園、保育園には設置されていないような状況であります。

私、広報特別委員会で、カメラで子供たちの写真を撮りに幼稚園や保育園等に行かせていただくときもあるんですけども、事前に連絡をして行かせてはいただいているんですが、今幼稚園は特に子育て支援センターが始まったり、それこそ特別支援が必要な子供たちもいることから、園長もクラスやそっちに行っていることが多くて、職員室に誰もいないような状況を見かけます。事前に連絡して言ったので、教室に行って対応していただいているんですけども、本当に誰でも入れてしまうなということが実感してまして、まして幼稚園、保育園は、女性の先生が多いという中で、いざというときにそういう対応ができるのかなという部分は非常に懸念される部分があります。

特に、先ほど、高齢者の徘徊だったり、抑止という部分で村のいろいろな道路であったり公園であったり、そういったところに配置することも必要だとは思いますが、やはり子供たちに関する施設に関しては、防犯カメラを設置して、ちゃんとそれが設置してあるということが外部にもわかるような形でしていくことが、犯罪の抑止につながるのかと思うんですが、そのあたりは、村長いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 南議員が現場に行った中で、そういった現実を話されたわけです。まさに、そのとおりだというふうに私も思います。

ですから、先ほど申し上げましたように、早急に設置委員会を立ち上げて、それから今度のふるさと創生の中で、そういったものが使えるかどうかということも見まして、取り組んでいきたいと、こんなふうに思います。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 村全域、学校施設、子供たちに関係する施設、いろいろな部分を考えていただきながら、防犯カメラをぜひ設置していただきたいと思います。

続きまして、子供たちの見守りについて伺っていきたいと思います。

冒頭でも申したように、県内でも多くの不審者等、また声かけ事案が発生している状況であります。

近年の村内におけるこの不審者情報、どのぐらい発生しているのか、答えられる範囲で説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） それでは、村内における不審者情報ということでございますけれども、渋川警察管内から連絡メールが入る場合と、各学校から入る場合がございますが、26年度、本年度につきましても、こちらの情報で把握しておりますのが、村内が5件、村外が2件と、その内、車であるとか自転車に乗った不審者からの声かけが5件ということでございます。

参考までに、25年度、昨年度についても、村内が5件、村外が2件と、その内、声かけ事案が1件、追いかけてきたというのが3件、女子高生が抱きつかれたというのが1件という現状でございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 村内においても、毎年そういった声かけ、追いかけて、そのような事案があるということが改めて確認できました。先ほど、女子高生が抱きつかれたというような、女子高生の件に関してあったんですけども、その中でも、やはり危険な事案だと思われるような内容がどのようなものだったのか、もう少し詳しくお話しいただけますか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） ほとんどが声かけで、車に乗らないかということなんですけれども、中には、1件だけ乗ってしまったという事案がございましたが、相手が悪い人ではなかったもので、本当に道案内してくれということだったんですけども、この件については、学校のほうでよく指導をしてあるということです。

高校生につきましては、これは25年度でしたけれども、清野の信号を上がったあたりということで、ちょうど帰りがけで薄暗い時間で抱きつかれて押し倒されたんですけども、逃げたということで、事なきを得た。ただ、一番心配されるのは、子供たちが声をかけられたときに、車に乗ってしまうということが一番怖いかと、取り返しのつかないことになるということで、この辺については各学校もいろんな機会を見つけて、子供たちに指導をしているところでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 学校のほうでも指導していただいて、今のところは声かけ等があっても、何とか対応できた。25年度、26年度がそのような形かなとは思いますが、実際、これだけ不審者情報がある中で、このような不審者が特定されて解決に至ったとか、警察が入ることができたというような内容のものはあるのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 25年度、26年度のデータを示しましたが、そのうち私が北小にい

たころ、やはり車の中から卑わいな写真であるとかDVDの表紙であるとかというのを見て、見せたということがございまして、そのときは、当然警察に連絡したんですけれども、警察のほうでその犯人を捕まえてくれまして、嚴重注意で終わってしまったと。そういう行為でしたので、あとは、全て声かけについては、誰ということはわかっておりません。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） なかなか不審者が特定されて、そのことが解決に至るとするのは難しい。やっぱり日ごろからの見守りが、やはり必要なんだということを改めて思います。

昨年秋に連続して、10月、11月ですかね、声かけなどが発生したときに、やはりその後パトロールなどを強化していただいたということで、その後同じような案件がなくなったというような、落ちついたという話は聞いているんですけれども、村でもさまざまな団体に協力いただきまして、見守りを行ってくださって、その活動には本当に感謝しているところでありますが、事案があつて強化するというだけではなくて、やはり被害にもう遭わないように、未然に防ぐための活動の強化がそもそも必要じゃないかと思います。2013年12月の定例会でも私子供たちの見守りについて強化するようにということで質問をさせていただいて、そのとき教育長が地域の皆さんにも協力いただけるように、たすきだとかジャンパーなどをもし費用が許されればそういったものをお願いして、活動を広げていきたいというような答弁をいただいているんですけれども、新年度の予算を見ましても、そのあたり予算計上されているようなものもありませんし、そのあたり強化されるのか、それとも現状維持のままなのか、非常に気になっている部分なんですけれども、新年度より見守りを強化する予定があるのか。そのあたり説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 南議員から前のときに、そういうようにお答えをして、そのとおりでございます。自分の構想としては、各家庭にビブス等を1着お配りをして、家族の皆さんがでかけるときに、強制ではなく着てくださいというところから始めようと。ちょっとこれが諸事情がございまして、うまくいかなかったという経緯があつて、予算に計上できなかったと。

私が今、考えている方向ですけれども、今回の川崎の悲惨な事件も、非常に地域の見守り、ネットワークが少し欠けていたんだろうと。場所的なものもあるんだと思うんですけれども、やっぱり子供たちの見守りをするのに一番必要なのはネットワークだろうと。

ということで、ちょうど、社会福祉協議会と民生委員児童委員協議会のほうで、見守りネットワーク事業と、こういう事業をしているということを知りました。実際に出かけていって、こういうパンフレットをいただいて、これを読ませていただきますと、これは子供から高齢者までを見守りしまし

ようという事業なんです。ちょうど運のいいことに、27年度から村の社会福祉協議会は、県の社会福祉協議会の地域指定ということで、3年間、いろんな事業を立ち上げる。福祉事業であったり等々いろいろあるというふうに思います。

この地域の見守りネットワークは、ネットワークのスタッフとして区長、区長代理、それから民生委員、児童委員、警察、地域支援者、当然、社会福祉協議会等々、こういうネットワークができています。そうしますと、ここと教育委員会が連携をとって、子供たちの見守りにこういうメンバーが集まってスタートできるのではないかと、そういうことで今連携をとっているところでございます。27年度から、何とかこの事業に、子供たちの見守りを入れていただきたい。こういうものが軌道に乗ったら、例えば、各家庭の協力も得られるだろうと、村はこういうことをやっていると。そうすると、28年度あたりに、ピブスを配ってやれば、じゃ、おじいちゃんが散歩に行くときとか、皆さん着ただけののかな、強制ではなく。そういうふうに広げていこうと、今そういう構想でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） さまざまな団体が協力をして、ネットワークということで活動をしていただくことが一番よいのかなと私も思っているところでありまして、先週、防災マップづくり、社会福祉協議会が主催しています、そちらにも私行かせていただいて、教育長が言う見守りネットワーク事業というバッジをいただいて、それは協力してくださる方ということで、子供たちがそれをまず認識していくことも必要だというような話もあったんですけども、そういったことで、ぜひ強化していただければと思っております。

ただ、社協のほうの事業、そういったことから拡大していったら、各家庭へという部分に関しては、やはり村のほうとしても予算措置等を行っていく、今後すぐではなくても、必要があればしていく必要性が出てくると思うんですが、村長はそのあたり、どのように考えておられますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 一番大事なことは、地域の人たちは、先ほど教育長から話されましたように、いろいろな各種団体の方たちが力を合わせて地域を守ることが、これが原点だろうというふうに思います。そんな中で、どうしても行政が手を出し、そしてまた予算措置をしなければならぬという問題については、担当課から上がってきたものについて、検討をし、そして必要なものについてはつけていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） より多くの見守る目があるほうが、子供たちにとって温かいというか、そう

いった部分があるということがまた安心につながっていくことだと思っておりますし、また、そのさまざまな団体だったり、それを協力していただいている方がいるということを確認するためには、やはり学校の中でやはりそういったバッジをつけている人に何かあったら言いなさいとか、子供安全・安心の家でしたか、プレートがかかっている家に駆け込みなさいとか、そういった指導もありますし、でも、やはり目印にならないものがない場合に関しては、やはり疑ってかかるように子供もきっと指導されている部分もあって、先ほど善意で声かけたのに、それをどうかなというそういう判断は子供がするわけですね。それは非常に難しいなと思っておりますので、その辺の周知というか、目印というか、子供が判断できるものがあるということは必要かなと思っておりますので、その点を含めて、必要であれば村としても予算措置を講じていただければと思います。

最後に、読書活動について伺っていきたいと思います。

群馬県では、来年度から5年間、第3次の群馬県子ども読書活動推進計画を策定しております。以前もこちら質問をさせていただいたんですけれども、子供の読書活動推進計画策定については、村のほうでは、中央公民館が新設されたときに策定を考えますというような答弁をいただいているんですけれども、平成26年3月末の時点で、35市町村のうち20市町村が策定済みというような形になっておりますが、やはり榛東村公民館が新築されてからではないと計画を策定しないのか、課長にお伺いします。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） お答えいたします。

今のところ、子ども読書推進計画につきましては、本村は策定しておりません。この子ども読書推進計画は、25年に3次が閣議決定されて、その後の2次の反省を踏まえて、3次子ども計画に関する基本的な計画の概要につきましては、家庭、図書館や図書室などの役割、取り組み、学校図書室との連携と協力、ボランティア活動の推進と情報化の推進、障害のある子供たちのための主導権などの整備が盛り込まれています。

子ども読書推進計画の具体的な策定に当たって、幼稚園、保育園、小中学校、学童保育所、それから児童館、子育て支援センター、中央南部コミセン、学習センター耳飾り館など、関係する施設にわたるといってもございます。ご承知のように、中央公民館の建てかえ計画に伴う図書館も視野に入れて、まず基本策定委員会を設けて、具体的な取り組み事項を骨子とする策定案を作成して、検討と協議を重ねるという必要がございます。

この点を踏まえまして、現在進行しておりませんが、前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） この推進計画、課長が話していただいたように、いろいろな学校だけではないし、地域とか家庭とか、さまざまな取り組みが盛り込まれる計画となっていて、細かい部分まで数値目標を掲げる部分もありますし、地域の実情に合った内容になっているということもあるので、こういったものは、中央公民館がということではなくて、やはり現状の中で必要なものをきちっと盛り込んでいっていただくような計画をつくっていただきたいと思います。

この県のほうの、村のほうの計画がないんで、県のほうをまず見ますと、1日当たり第2次計画の中で30分以上の読書をしている児童生徒の割合を向上させようということで数値目標を掲げていたんですけども、全国学力・学習状況調査によりますと、やはりこの当たり、目標値には達しなかったというような結果があって、引き続き、3次のほうでも目標を掲げていくというような話なんですけど、特に中学生においてこの部分が低いというような状況、全国的にも、群馬県的にもという部分なんですけれども、村の状況やこの部分に関しての取り組み、今後どのようなふうにしていくのか、お答えください。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 確かに、1日当たり30分以上読書する子の比率が50%を超すと、こういう目標を見たときに、小学校のほうでは、やはり、子供の読書離れ、活字離れを踏まえて、朝の授業が始まる前の、始業前の活動で読書の時間を取り入れようと、少しふやしてございます。それだけではまだ十分足りないんですけども、努力をしている部分は見られる。

ただ、中学校につきましては、始業前の時間というのがないと。実際には、朝のホームルーム、わずかな時間ですぐ授業に入ってしまうと。小学校と違いまして、休み時間が10分刻みでずっと入っているものですから、なかなか、それで終われば部活と。ということで、そういう時間を設定するのが現場も苦勞しているところだろうと。

ただ、私のほうで、南議員のほうからいろいろご示唆いただいて、例えば、学級活動、特別活動の時間がございますので、そういうところでカリキュラムはあるんですけども、子供たちにやっぱり本を読ませるということは非常に大事なことであって、ましてその子供たちが別々の本を読むのではなくて、同じ、その群馬の子供に読ませたい200選という本もございますので、この時期に読ませたいものを統一して用意をして、それで学年、クラス分あれば、3学年分でも、中学校には図書費は、非常に補助金として100万円出ていますので用意できるだろうと。そういう活動を取り入れていくことがいいのかなと。

ということで、このことについては現場のほうに指示をしたいと、ことしも。というふうに考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 教育長がおっしゃるように、特に榛東村の場合、朝から朝練で部活があって、ちょうどホームルームが始まる前に行って、そしてホームルームをして、それで授業が終われば部活に行ってしまうような流れであって、なかなか時間をつくるのは難しいと。

そういった中でも、週に1回なり月に1回なり、朝読書の日とかそういうのを設けて、10分間程度して、短い時間であっても、そのような時間をとることはできるのかなと考えます。

また、教育長が言うように、子供たちに同じ本を与えて、それに対して授業の中で議論をしてブックトークというような形をとるということも一つの方法かなと思っていますので、何かなるべく中学生に関して読書に関係する、予算はたくさん村でも新しい本を買う予算も毎年毎年計上されているんですけども、30分読まない子が多いという中で、一部の読書好きの子にはたくさんいい本を読んでもらっているのかなとは思いますが、なかなか全体としてせっかく買ったものが活用し切れていない部分もあるのかなというのがありますので、ぜひそういった時間をつくっていただきたいと思えます。

群馬県は、12学級以上の全ての学校で司書教諭の発令がなされています。本村における司書教諭、また、学校図書事務担当職員の配置。何か新年度から学校図書館法の改正によって、学校司書が法律上位置づけられるような話もありまして、県のほうでもさらなる配置の促進と言っているんですけども、司書教諭、学校司書、事務担当という名前が、私は役割がなかなか明確にわからないんですけども、村の配置の状況等がわかれば説明ください。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 司書教諭というのは、3校のを見たときに教諭でなければならない。司書教諭を持っている教員は、3校複数名います。学校では、その司書教諭というのを校務分掌として図書館担当というふうに位置づけるわけです。

ただ、図書館専門にやる仕事ではできませんので、図書館の実務をするのが学校図書ということでございますけれども、3校ともこの学校図書担当事務職員につきましては、臨時職員で対応しております。中には、司書教諭を持っている方もいらっしゃいます。持っていない方も採用はできると。ただ、この辺は、法律が今後どう変わるかというのが、今のところ学校司書については資格の定めがありませんので、今後の動向を見なくてはならないということでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 榛東の学校の状況について説明いただいたんですが、先ほど言った学校司書が

法律に位置づけられたというのは私も報道で見て、教育家庭新聞というところにあったんですが、国のほうも予算をつけておまして、地方財政措置でも、かなりそのあたりをきちんと予算をとっているということで、おおむね2校に1名程度の職員を配置することが可能な規模の予算が充てられている部分もあるので、そういったこともいろいろ検討しながら、司書教諭、また事務担当、学校司書の配置をやっぴり充実させていただきたいと思っております。

特に、先ほど教育長がおっしゃったように、司書教諭が担任も兼務していることが多いということですので、そうすると、やはり学校の図書館よりも担任を持っているクラスのほうにどうしても重点が置かれている現状があるということもありますので、そこも踏まえて検討していただければと思います。

最後に、新しくできた、幼稚園にできました子育て支援センターですけれども、利用の状況を聞いたり、現場に行ってみますと、かなり乳幼児などの小さいお子さんが多い現状があります。予算書を見ますと、幼稚園の本の購入費はきちんと毎年載っているんですけども、この子育て支援センターに関してはそういった本の購入とかが載ってなくて、そのあたり今後どうしていくのかなというのが気になったんですが、幼稚園の3歳児、4歳児、5歳児が読む本と、それこそまだゼロ歳児、1歳児が来ている支援センターでは、扱う本の内容も違ってくるかなと思っていて、そのあたり支援センターが始めて状況もありますけれども、乳幼児向けの本がそこには必要な私思いましたので、そのあたり、それを幼稚園の予算で賄うというのは、また別の話だと思っておりますので、支援センターのほうの購入について村としてどのように考えているのか、最後に村長にお伺いします。

○議長（金井佐則君） 教育長。簡潔に。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） その件につきましては、村長とも相談済みでございます。幼稚園については20万円ということで幼稚園のほうの図書費ということなんですが、27年度については、北南の支援センターで、ゼロ歳児、1歳児、順繰りに必要な絵本があったら、その中から買ってくださいと、来年度については、来年度、それを使ったことによってこれだけ必要だったということを調べて、28年度に支援センターの図書費として村のほうにお願いをしたいと、そんな計画でいます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 以上で7番南千晴さんの一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。会議は午後1時20分より開会をいたします。

午後0時15分休憩

午後1時20分再開

○議長（金井佐則君） 午後の会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

質問順位4番清水健一君の質問を許可いたします。

1番清水健一君。

〔1番 清水健一君登壇〕

○1番（清水健一君） 1番公明党の清水健一でございます。

昨年12月27日、地方創生に向けた将来の方向性を示す長期ビジョンと今後5年間の総合戦略が閣議決定されました。長期ビジョンでは、人口減少対策の基本的な視点として、東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、地域の特性に即した課題の解決の3点を挙げ、地方創生で人口減少に歯どめをかければ、2060年に人口1億人程度確保できると展望しています。

総合戦略では、基本目標として、1、地方での安定した雇用の創出、2、人の流れの転換、3、若者の結婚・出産・子育てに対する希望の実現、4、時代に合った地域づくりの4つを柱に掲げました。さらに、従来の行政の縦割り、全国一律ばらまきなどの排除を明記、PDCAサイクルのもとで地域に応じた政策を定め、効果を検証しながら、必要な改善を行う方針を示しています。あわせて公明党が、今そこに住む人に光を当て、その人が力をつけて輝き、そこに仕事生まれるという流れが重要だと訴えてきたことを受け、地方創生は人が中心であると明確に位置づけられました。

そこで、今回は地方創生について、学童保育について、子供安心カードについての3点を質問させていただきます。

以降、自席に戻りまして、質問を続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） それでは、通告に基づきまして質問を続けさせていただきます。

ふるさとづくりの推進について。

今なぜふるさとづくりかといいますと、大都市に人口が集中している現状においては、自分が生まれ育った場所がふるさとであるという認識を持たない人がふえています。このような状況を踏まえると、私たちの活力の源であり、誇りであるふるさとの価値を再認識し、ふるさとを愛することの大切さを後世に伝えていくことが必要ではないか。そして、そのためにふるさとづくりをどのように進めていくかをいま一度考えてみるべきではないかとの観点から、政府はふるさとづくりを推進するため、国の支援策を網羅したガイドブックを作成しました。それぞれのふるさとには固有の自然や歴史や文化があり、例えば観光教育に見られるように、その場所ならではの学びの体系があり、街道ごとの文化圏の形成も見られました。

いま一度ふるさとの現状や地域の魅力、歴史などを体系的に整理し、深く掘り下げ、再発見し、それを学校や公民館、図書館、美術館あるいはインターネットなどさまざまな機会学ぶことにより、ふるさとに対する理解を深め、新たな魅力や普遍的な価値に気づき、誇りを取り戻し、心を寄せるきっかけにすることが必要であると思います。

こうした取り組みをふるさと学と言います。心を寄せる場であるふるさとのかわりには、幾つかのインターフェイスが存在し、例えば教育的かわりでふるさとづくりをしている千葉県佐倉市の佐倉、経済的かわりでは、青森県青森市、ナマコ加工廃棄物を活用した地場産業づくり、人と人の人的かわりでは、新潟県上越市の田舎体験推進協議会、環境的かわりでは、景観・歴史を大切にしたまちづくり、文化的かわりでは、地域芸能・伝統祭りなどふるさとづくりをして、地域を活性化している先進事例は数多くあります。

村長にお聞きします。ふるさとづくりの推進についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（金井佐則君） 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

今議員からいろいろと国の政策についての細かい内容の説明というか意見がございました。まさに、今ふるさが疲弊しており、それを心配しているのが国あるいは地域ではないかというふうに思います。そして、先ほども議員のほうから話されましたように東京都に一極集中とか都市に本当に人口が一極集中しているという原因は、今までの政策の私は失敗ではないかというふうにも自分自身は思っております。というのは、地方で汗水たらして、子供たちを育て、そして大学に出し、防護として出して、その人たちが地域で働くのであればこういうことはなかったんですけども、経済的な観点からもどうしても都市に集中してきたと。それを野放しにしてきたのが、今の時代の地域創生を取り入れなきゃならない始まりではないかというふうに思っております。

それで、村でもやはりそういったことを観点に地域創生事業の一環というか、先取りしました中でふるさと納税、さとふる納税を挙行し、そして今成果を上げているわけですけども、これに満足することなく、これから出されましたアベノミクスでの事案、ふるさと創生事業について限定的なものもございますけれども、それについては職員ともどもいろいろと精査し、そして村の事業に合う、村民が安心して暮らせる、そしてまた利益のある政策については、いろいろと精査し、それに取り組んでいくつもりでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） ふるさとを愛する気持ちを育むことは、地域のきずなを確かなものにするために非常に大切なことでもあります。ふるさと学は、このような取り組みの一つとして地域に目を向けてもらうために、まず地域のことをよく知ってもらうという試みであります。地域を学習の場として、地域社会の歴史・文化・観光・経済や自然などについて学ぶものであります。自分が生まれ育った榛東村をふるさとと思い、これから住んでいきたい、かわっていききたい大切になりたいという気持ちが育まれ、ふるさが存在することが心のよりどころとなってもらうような取り組みができればと思い

ます。

そこで、提案なんですけれども、榛東村誌の発刊に取り組んではと考えます。昭和63年に榛東村誌が発刊され、27年の歳月がたちました。総合戦略を策定していく当たり、政府の参考事例の中に、ふるさとに対する誇りを高める施策の推進とあります。榛東村誌の発刊を総合戦略の中の一つとして取り組んでは考えますが、課長、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 榛東村誌についてお答えいたします。

清水議員さんの言うとおおり、昭和63年に発刊されて、27年を経過しております。榛東村誌の追録もしくは新版の編成につきましては、将来に引き継ぐべき村の歴史を編さんするという意味では、大変の大きいと考えております。ふるさとを知り、ふるさとを愛し、ふるさとの未来を創造することの意味において、ふるさとづくりの推進の一助となると思います。

しかし、村誌の編さんとなりますと、相当の年数を要するとともに、編さん費用を要することとなる一大事業となりますので、村の節目の時期を考慮し、進めなければならないと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） ふるさとづくりを推進するには担い手を育てることが必須です。ふるさとづくりは、長い時間がかかるものであり、中長期の視点に立った継続的な人材の育成、雇用が必要になります。若い人を主役に置いて、若い人がみずから考え、みずから汗をかき、みずから責任をとるといったものは、守られるふるさと感から独自の反映を目指して自立するふるさと感に変わることができます。当事者意識を持ち、自立した人材を育てる、行政だけ、商工会だけ、そのような縦の時代ではなく、横串で誰がやるか、行政だけではなくて民間も一緒に考えていく取り組みが必要であります。村誌を製作することにより、人材の育成、横串の連携に取り組むこともでき、かかわりのネットワークが構築され、地域の活性化にもつながると考えますが、いかがでしょうか。村長、お願いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

確かに、村誌発刊については一つの大事業でございます。前回発刊したときには、5年ないし6年かかったそうです。そういう記録が残っております。

そんな中で今ご提案の村誌発刊についていかがかというものでございますけれども、すぐに取り組むということなしに、やはりこういうものについては先ほど課長が述べましたように、村の筋目のときに発刊することが有効かつ適切などというふうに思っております。そんな点から言いますと、今の

ところ村では新庁舎記念が村制50周年ということで、いつですか、数年前に行われたということでございまして、そういった筋目を見ますと、今のところどこでそれを立ち上げて、逆算していつから、じゃ、やるかということちょっと今のところ言えませんが、人材育成や、それから地域の人たちの横のつながり、それから縦のつながりを大事にしながらつくるものについて、筋目を見つけて発刊に向けた取り組みは必要じゃないかというふうに思います。

ですから、今こういう時期にやりたいということちょっと申し上げられませんが、そういう筋目についてのときには、やはり村全体でいろいろな人を交えた中でつくっていくことがよろしいんじゃないかというふうに思います。

また、その時期については、そういった方向でさせていただきたいなど、こんなふうに希望しております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 次の質問に移りたいと思います。

次に、地域住民生活等緊急支援のための交付金について。

各市町村が実施する地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国が支援するものであります。プレミアム商品券、ふるさと名物商品券、旅行券、低所得者等向け灯油等購入助成、低所得者向け商品サービス購入券、多世帯支援策などメニュー例がありますが、本村ではどのような取り組みを行っていくか、お尋ねします。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） それでは、お答えさせていただきます。

地域消費喚起型ということで、総合戦略ができるまでの間に使う交付金という額で、午前中にも申し上げました2,377万1,000円の地域消費がございまして、それにつきまして策定委員会、実施本部で検討しておりまして、主に国が申します消費税増税以降冷え込んでいる地域消費を喚起するためにできる限りそのプレミアム商品券というようなものを使うことが望ましいと指示を受けております。

その中で、続いてふるさと名物券、ふるさと旅行券と上から順番に使っていったら、どうしてもできない、本村ではできないという理由が明確な場合には、清水議員がおっしゃるようなその多子世帯の支援とか低所得者への支援とかということを行うことは、やぶさかでないという当初の説明でございました。

しかしながら、だんだん新規事業で使うのが困難になってまいりまして、他の市町村では第3子に対し交付するというようなことも出てまいっておりますが、本村においては、まずはそのプレミアム商品券でまいりたいと。そして、続いて先ほどのふるさとづくりも踏まえまして、そのふるさと名物券、ふるさと旅行券等を進めていきたいと考えております。

先ほどもありました補助金が終わってしまうということもありまして、もし継続的に子育て等に使うのであるとすると、もうちょっと議論をして、しっかり計画を立てて、何カ年計画ということで交付することが望ましいと考えるというような結果が出ております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 本村でプレミアム商品券、地域振興券なんですけれども、以前に発行したことがあるんでしょうか。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） 質問いただいておりますので、私のほうで答えさせていただきます。

午前中にも申し上げたとおり、地域振興券という、まさにばらまきのものがありました。そのほか、昨年も緊急臨時交付金でしょうか、子育て長寿支援課長のほうがわかりやすいかと思うんですが、名前を変えた取り組みというのは多々あったと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 今回、プレミアム商品券というのをやるということですよ。もしやった場合、どのくらいの経済効果といたしますか、村内でという試算は予想しているのか。もししていただいたら聞かせください。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） ただいまの策定本部の中で議論をしております。そして、金額が2,377万1,000円ということで上限が決まっておりますので、それを上手に分配しまして、それぞれ持ち寄った、各課で持ち寄った、各本部員が持ち寄った事業ができるようにやっております。

そして、その試算という部分でございますが、例えば1,000万円の交付金をもらって、それが5倍になるのか6倍になるのかというのがレバレッジ効果ということで国が示しておるんですが、それについてはあればあるほどいいということでございますが、本村においては今検討中ということでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 商品券で、先ほど課長も子育て支援に対してのお話は聞かせてもらったんですけども、本当に多子世帯へプレミア率を上乗せして、子育て世代への支援をこのプレミアム券で考えてもらえないでしょうかということ、村長にお聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど課長のほうから話されましたように、地域消費喚起、それから生活支援型の補助金というのはもうパイが決まっております。その中で、2つなり3つの事業を施したいということで今職員から全部意見を吸い上げまして、それを検討委員会で精査して、選んで、それを2つか3つにするかということで今検討をさせていただいています。

今のところ私としては、このプレミアム商品券についてはメインでありますので、この2,300何がしの中で1,000万円を充てて、地域活性のために使ってみようかなという私は思っているんですけども、会とその打ち合わせを煮詰めまして、またそれを有意義に。そしてまた、どのくらいの経済効果が出るかということも試算をし、そしてこれについては議員もご承知のとおり長いスパンではだめなんです。もう即座に決めて、そしてその効果が1年以内に国から求められているわけです。ですから、けさ議長のほうから話されましたように、最終日の最後に補正（12号）で出させていただくと。そこではっきり出るというふうに思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 本当に子育て世代への支援というものが最近叫ばれておりますので、検討していただきたいと思えます。

続きまして、学童保育について質問をさせていただきます。

近年、子供が小学校に入学すると、放課後の預け先が見つからず、母親が仕事をやめざるを得なくなる小1の壁と呼ばれる問題が深刻化しています。厚生労働省によると、平成25年に放課後児童クラブを希望しても、利用できなかった待機児童は8,689人となっており、保育所に比べて開所時間も短い、放課後児童クラブは共働き世帯の増加などを背景に高まるニーズに対し、受け皿の不備が指摘されています。本村の学童保育の現状を教えてください。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） ここ数年ですね、翌年度の学童保育所の利用人数に関するアンケートを毎年9月ごろ実施しておりまして、現行施設の収容人数で間に合うかを確認しております。ちなみに昨年9月に実施したアンケートの利用規模は、6学童で199人、最近の実際の申し込んだ方は、現時点で183人となっております、現有施設で対応可能と判断しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1 番。

〔1 番 清水健一君発言〕

○1 番（清水健一君） 受け皿としては、十分村では間に合うということで確認させていただきました。

それと学童保育についてなんですけれども、子供さんを預けている多子世帯のお母さんの方から学童保育の保育料を村に助成してもらえないかという訴えを聞きました。村としても学童保育の支援を何か今現在検討しておりますか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 多分その保護者の方は高崎市のほうで、先ほどから質問にあります地方創生交付金を充てて、第3子以降の無料化をというニュースをごらんになって、そういう声があったんだと思います。

うちのほうで高崎市のケースを調べました。高崎市の受ける学童保育所の保育料、第3子以降無料化の制度は、平成27年度にその地方創生交付金を財源としてその世帯で扶養されている兄弟姉妹のうち、その第3子目以降の子供が学童クラブを利用した場合、その保育料を無料化するものと聞いております。

本村で実施している保育所等の保育料、第3子以降無料化は、18歳以下の兄弟姉妹の第3子目以降の子供を無料化しておりますが、これと同様に対象者を2月23日現在の申し込み者183人のうち、チェックしたところ15人おりました。本村の学童保育料は、月額で8月を除く月が7,000円、8月が1万円となっておりますので、年額8万7,000円となっております。保育料につきましては、全て指定管理者もしくは委託先の学童保育所がそれぞれ集金しております。

この27年度の対象見込み者15人を無料化した場合、130万5,000円を保護者にかわり指定管理者らへ充ててやる必要となります。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1 番。

〔1 番 清水健一君発言〕

○1 番（清水健一君） 地方創生総合戦略の中にも子ども・子育て支援の充実とあります。総合戦略の一つとして、学童保育の保育料ですが、多子世帯の経済的負担の軽減を図るために、全額ではなくても保育料に対する助成をしていくことを考えていただけないか、村長にお聞きします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど、課長のほうから答弁がございましたように、高崎市では今度のふ

るさと創生事業の中の地方創生交付金を財源としてそういうふうにしようかということだとお聞きしております。

そして、私どももいろいろ考えたんですけども、きょうお昼前、早坂議員にもお答えさせていただいたんですけども、やはりやるのには継続性があるか、それから財源がどういうところから確保できるかということになりますと、この地方創生の交付金は一過性なものでございます。そうするつていうと、立ち上げたけれども予算の確保ができないともう1年で終わりになっちゃうよという、非常に混乱を招くという中から、やはりやるとすれば、継続的にやるのにもし国から補助金が来なかったらどういうところから、じゃ、財源を確保して、補填して、そして継続していくかということまでちゃんと考えた中で取りまなきやならないというふうには思います。

そういった中で、これについてはもう少し考えさせていただきたいとこんなふうに思います。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 本当に保育料の助成ですが、本当に働いて、お子さんを学童保育に出しているお母さん方は大変な思いをして働いていると思いますので、村で何かできることがあれば考えていただきたいと思います。

次に、子供安心カードについてお聞きいたします。

以前、一般質問をさせていただきました子供安心カードですが、本村では各小中学校、幼稚園において緊急連絡調査票、健康診断事前調査票が備えられていることを確認しました。児童生徒らが病気やけが、アレルギーの症状で緊急搬送をされる際、学校と消防隊員が迅速に対応できるように、これはカードが統一されていたほうが緊急時に迅速に対応できると考えますが、いかがでしょうか。課長、お願いします。

○議長（金井佐則君） 清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） お答えさせていただきます。

子供安心カードにつきましては、清水議員さんから平成25年9月定例議会で一般質問がございました。その答弁の中でお答えさせていただいておりますが、小中学校、幼稚園におきましては、緊急連絡調査票、健康診断事前調査票が備えられておまして、子供安心カードと同じ内容が記載されております。さらに、詳細な内容とおります。緊急連絡調査票の内容につきましては、保護者等の勤務先などの緊急連絡先、保険証記号番号、救急医の連絡先、かかりつけ医療機関名、アレルギーのあるなし、使用できない薬品名や食物アレルギー物質などやその他注意事項を記載することとなっております。緊急時につきましては、個別に調査票を提示できるように備えられております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 最後に、村長にお聞きします。

特に、アレルギーの疾患は救急を要する場合が多く、正確な情報が欠かせません。一刻を争うやりとりでカードが渋川広域で統一されていれば、消防隊員も的確に処置がとれます。子供の命を守る施策として、ぜひ取り組んでもらいたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この質問については、公明党さんが本当に党を挙げて一生懸命やっている、改善しようとしている事案だというふうに受けとめております。この間の広域議会でも広域議員の公明党の方がこの一般質問をされました。

それで、その中でいろいろやりとりがあったんですけども、この緊急連絡調査票、早く言えば子供安心カードというものについては、群馬県では一番早く榛東村が取りかかって、設定したという経緯がございます。そんな中で、榛東村で先ほど課長が話されたように、その内容としては非常に密度の濃い緊急カードだというふうに私も認識しております。

この間の広域でも、広域議員さんもいますけれども、あのときの質問では議員が離されるように緊急事態のときには統一したカードのほうが、処理がしやすいんじゃないかということで統一を広域でもしてほしいという意見がございました。

私もいろいろ勉強させてもらった中で、確かに緊急制度からいえば、同じ地域であればカードが必要かなというふうな思いもしました。それで、そういうふうな方向づけはしていかなきゃならないというような答弁はさせていただきました。それで、今回、清水議員からこういうお話があるということで、もう少し突っ込んだ精査をいたしました。

その中で名前は違うけれども緊急カードと同じなんだよと、それから同時に吉岡町でもこの榛東村の制度を使っているということであれば、消防の方に地域のそのカードは違うけれども、同じ制度で使えるんだよと。それ以上の制度であるんだよということを認識してもらった中で、今の、何ていうか、安心カードにしなくとも、それを位置づけた中で事業を遂行していただければと、緊急事態にしていればとということで吉岡さんともお話ししたんですけども、そういうことで吉岡、榛東も今までのもので対応できるということが確認できましたので、そういう方向でやっていきたいとこんなふうに思います。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） わかりました。

大事なことは児童生徒の命というか健康だと思いますので、しっかり取り組んでいければいいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で1番清水健一君の一般質問が終了いたしました。

引き続き一般質問を行います。

質問順位5番柳田キミ子さんの質問を許可いたします。

9番柳田キミ子さん。

〔9番 柳田キミ子君登壇〕

○9番（柳田キミ子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の柳田キミ子です。

本日の上毛新聞の一面に介護報酬引き下げとの表題が目飛び込んできました。介護保険サービスを提供する事業者を支払われる介護報酬が2015年度から平均2.27%引き下げられることが決まり、県内の事業者に不安が広がっているとの内容です。

高崎市内の特別養護老人ホームで働く20代の女性介護職員は、周りからは何で続けているのと聞かれるそうです。お年寄りが笑ってくれたり、感謝の言葉をかけられたとき、やりがいを感じる、一人一人表情が違う入所者への対応や夜勤は確かに大変だが、介護が好きという気持ちのほうを上回っていると語っておりました。

介護報酬は、3年に一度改定され、引き下げは2006年度以来のことになります。

本日の私の質問は、どうなる介護保険ということで本当に少子高齢化と言われて久しくなりますけれども、ただ生きているというのではなくて、健康で自分のやりたいことをやって、生き生きとしたそんな老後を送ることができるためには、環境、介護保険などの制度の充実が欠かせないと思います。本日の私の質問は、どうなる介護保険ということでこれからの内容についてただしていききたいと思います。

もう一つは、安心・安全な通行路対策ということで、ちょっと村道を横断するのにカーブしていて、信号が見にくくてというふうなことで何とかそこに、ここには点滅式と書きましたけれども、ボタン式というほうが適切かなんて思ったんですけれども、そんな信号機の設置を検討していただきたいと思ひまして取り上げていきます。

続きは自席に戻り、質問を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（金井佐則君） 9番柳田キミ子さん。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） それでは、通告に従いまして進めさせていただきます。

国の介護医療総合推進法というものが今年の6月ごろに衆議院、参議院で可決をされた法案がもとになってこの介護保険の改正といいますが、改定が検討されてきているというふうなことであります。この医療介護綜合法案、これによりましてこれからの榛東村の介護保険にどのような影響が出てくるのか、まずお聞きしたいと思うんですけれども。

○議長（金井佐則君） 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、柳田議員の質問にお答えいたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、平成26年6月25日の公布でございます。略しましてというか、医療介護総合確保推進法という名前でございます。この法律に基づいて介護保険法も大幅な改正が実施をされるということです。介護保険制度と地域包括ケアシステムの構築が言われておりまして、皆さんが非常に興味をお持ちのことかと思っております。

関係する影響です。具体的に申しますと、介護老人福祉施設等に係る給付対象を厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者、その他居宅において日常生活に営むことが困難な要介護者とする。これは平成27年4月1日から施行ということでございますが、簡単に申しますと、特別養護老人ホームの入所要件は要介護3以上の中重度者を基準とするというものでございます。

それから、介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第1号被保険者の利用者負担、聞いたことがあると思いますけれども、2割にすると。これは平成27年8月1日から施行されます。

それから、特定入所者介護サービス費等の支給要件について、所得のほか資産の状況もしんしゃくすると、これが平成27年8月1日施行です。

それから、介護予防サービスのうち、介護予防、訪問介護と介護予防の通所介護を介護予防日常生活支援総合事業という名前にして、平成29年度までに全ての市町村で実施するものと。これが直接村に大きく関係する部分でございまして、地域支援事業の包括支援事業で次に掲げる事業を追加することで、平成30年度までに全ての市町村で実施をするものとするということ、猶予期間がございまして。

まず、そのうちの一つとして、医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関、その他の関係者の連携を推進する事業ということでございます。その次、もう一つが、日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備、その他これらを促進する事業、それから3点目が、保健医療及び福祉に関する専門知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援、その他の総合的な支援を行う事業、この3つの事業については、平成30年度までに市町村が実施をなささいということで決められている事業でございます。

それから、市町村は、公費で低所得者の第1号保険料の軽減を行い、国がその費用の2分の1、県が4分の1を負担するということがございます。これについては、市町村も当然4分の1を負担するわけですが、これはこの後、また議会でお願いたします第1号被保険者保険料の中の第1段階の軽減が基準額から5割の軽減となっているわけですが、この特別な低所得者については、5割を4.5に減ざると、0.5を国・県・市町村の負担で減らすという話が平成27年4月1日施行ということで、まだこれ法律が通っていないんですが、予定をされております。

それから、榛東村としましては、先ほど説明しました地域支援事業の包括支援事業に係る法改正で

ございますが、これも今議会において介護保険法条例の一部を改正をお願いしまして、第6期計画期間を準備期間として、先ほど申しあげましたように、平成29年4月あるいは平成30年4月まで実施期間を延ばしていただきまして、地域包括ケアに取り組めるような体制の整備を図ってからの実施ということで、実施時期を延ばしていただく条例改正を今回の議会をお願いをしている状況です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） そうですね、平成27年4月1日からということで、本当に急いで急いで新しく内容が、介護保険が変わるといふふうなことで、確かに村のほうでも既に私たちも手元に議案で条例の介護保険法の改正などはもらっているんですけども、もうこんなに本当に早い時期に変わるんだなというふうなことで、いろいろ問題があるにもかかわらず、もうそういうところは負担が大変とかいろいろあっても、でもやっぱり介護を必要とする人たちがたくさんいるということは、もうどうしようもない現実ですので、介護保険はなくてはならないものだとは思んですけども、いろいろ中身の点についてちょっとわからないところとかもあるんですが。

これから、きょうの一般質問が終わった後の議案の中でもこの介護保険の改正のところとかもあるんだと思んですけども、すごくその内容が変わるといいますか、そういう部分について実際に介護を受けなければならない方たちはどっちかといえば、もう高齢の方あるいは障害者の方というか、身体的に車椅子でないというような方とかそういう直接該当する方というのはそういう方も多いのかもしれないんですけども、いずれはやはり少子高齢化社会と言われている中で、介護保険は必ず避けて通れない制度ですので、それを、じゃ、住民の人たちにはどういう形で知らせていくのかというふうなことで、色刷りのきれいなパンフレットをつくるとか、何か、あとは勉強会を有志の方たちでそのパンフレットを使って、少し新しくなった介護保険ってどういうふうに変ったのかとかどういう内容なのかということ、少し勉強会をすとかみみたいな形で理解を深めていくみたいなこととか、そういうこととかは考えられるんですけども、行政のほうとして周知の方法について何か考えていることがありますか。

○議長（金井佐則君） 小野関課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 柳田議員のご質問でございますが、村の第6期の事業計画、もう文教厚生委員さん方には説明をさせていただきました。次の委員会で総務産業建設委員さんにも説明をさせていただきますが、その6期計画の変更のなんですか、それとも国の変更の内容なんだからなんですけれども、私のほうでは村の第6期介護保険事業計画、これにつきましては村の3年間の指針でございます。これについては、毎回の期計画ができたときに概要版を村内毎戸に配布しまして、お知らせをする予定でございます。また今回も概要版を毎戸に配布をさせていただきます。

それから、先ほども申し上げました法律の改正につきましては、被保険者の方々に直接説明をしてもこれはもう法律的な話でございまして、役場の職員がそれぞれ勉強しなければその3年間の猶予期間中に体制が整えるかどうかもわからないような状況でございます。こういったことにつきましては、サービスの提供相談役であるケアマネジャーが当然利用の方法、利用時間、利用金額、その他については被保険者に説明をするものと思っております。

それ以外の法的な制度改正につきましては、先ほど申しましたが、行政の職員、施設職員、これらについてはこれまでもこれからも研修等を通じてその2年あるいは3年後の新しい制度改正内容を積極的に研修していかなければ、先ほど申しましたように先送りをしてそのときに間違いなく始められるかどうか、そこがすごく不安な状態でございます。

介護保険は、本当にこれからの2年、3年が体制を整えて、被保険者の皆さんに国が決めたような方法でサービスが提供していけるかどうか、重要な期間だというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） 介護保険の被保険者にいろいろな施設面でのサービスも含めて提供できるメニューがどんなのがあるかというのは、今までと変わらなくて、ある事業者が手を挙げて、どこかにそういう施設をつくるとかというふうな情報があればちょっと聞かせていただきたいんですけども。

あとは、ぜひそういういろいろな一般の村民の方たちが、どこがどういうふうに変ったのかって、やっぱり知りたい方がいるので、それをケアマネジャーさんとかというのは、それは構わないんですけども、じゃ、ケアマネジャーさんが何人か集まるので、来て、いろいろ勉強会で教えてほしいみたいな、そういうふうな取り組みみたいなことは今現在は可能ではないようなんですけども、直接介護保険とは関係ないんですけども、そういういろいろな知りたいという、こういうことを学びたいというふうなことについて村内の団体の方たちが介護保険、今度どういうふうになるんだか勉強したいんですけども、保健師さんも誰でもいいんですけども、ぜひ勉強会の講師に来てくれないかみたいな要請ができるといいなと前から思っているんですけども、なかなかそれが介護の分野に限らずなんだと思うんですけども、できないので、ここは村長にぜひ講師の派遣できるようなというか、そういう制度を役場の中につくっていく努力をしていただきたいと思うんですけども、一言もしあれだったらお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今回の介護保険の改正は、非常に先ほど課長のほうからも話されましたように、多種多様でございます。私が一番危惧しているのは、この中で特別老人ホームの入所要件が今

度は要介護3以上、中以上というようなことをございます。そうするというと、その下の方、要介護2、要介護1、支援1、2の方はどうするんだということになりますと、これはもう市町村に任せるんだよというその投げやりな、もう私から言わせれば、そういう制度に変わりつつあるんです。そうなるという、今柳田議員が心配しているように、その制度についてやっぱり住民もはっきりちゃんと理解しないという、大変な混乱が起きるんじゃないかというふうに思っております。

ですから、今柳田議員からも提案がございましたけれども、そういったもろもろについて介護6次計画を中心にやっておるわけですけれども、村の総合計画の第6次にもやっぱりそういうものをある程度前期で盛り込んで、その計画性ある介護保険制度に、それからほかの介護は各自治体でその制度をちゃんと守るんだよということになっておりますので、榛東村は榛東村としての法にのっとった、制度にのっとったやり方をやはり村民にもそういう周知徹底をしなきゃならないのかなというふうには思っております。

まだ、今やるというようなことは言えませんけれども、また係等といろいろと相談をしまして、ご期待に沿えるように進めていきたいなと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） 介護保険のことは、すみません、早いんですけども、ここでまた勉強をさせていただきたいと思えます。

次に、移りたいと思うんですけども、安心・安全な通行対策をというふうなことで、前回にも取り上げたことのあるところなんですけれども、路肩の危険解消、まず路肩のところはもうすぐに段差があって、断崖みたいになっているところなんですけれども、そのところをもうちょっとそこを進みますと、ちょっと広がっていて、ガードレールがしっかりと整備されているんですね。ちょうど私が言っております少し段差のところだけは、もうそのままでは道路は本当に土地を買収して、それこそ何ていうか、幅を広げるふうにするかどうかとか、そういうふうなところまでいかないと、本当に安全な対策にはならないというか。

その反対側には歩道になっているものですから、2車線すれ違うためには、その段差になっている側に来た車は、走ったらもう危険なので、そこで止って対向する人が行き過ぎるのを待って、安全に、何ていうか、ゆっくり走行するみたいにしないと危険なところというところなので。

本当に通学路ではないんです。通学路は、もうちょっと渋川安中線の県道まで下がって南小とかに行くので、やはり車を運転してすれ違うときのちょっと危険みたいなのがありまして、どんなふうにかこれからしていったら少しでも安全になるのかというか、その道路幅を広げるような方向に持っていくことができるのか。

例えば、村内のところでも長年かけて地権者の同意を得て、そのところを道路が整備できてとい

うふうな話なんかも聞いたりしているものですから、ぜひ何か直接見に来ていただくなりして、いろいろな、そうですね、方法とか、専門家というのがあるかどうかあれなんですけれども、そういう方たちのアドバイスなんかもいただきながらみたいな形で、本当に気長にやっていかないといけないのかなとも思っはいるんですけれども、どんなふうこれからそこを解消、安全にするために取り組んでいったらいいかということに関してお答えしていただければ、していただきたいんですけれども。

○議長（金井佐則君） 清水喜代志建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長（清水喜代志君） 路肩のその段差の対応策としましては、防護柵の設置が考えられます。その高低差において、防護柵、いわゆるガードレールの設置基準が定まっております。通常ですと4メートル以上、危険度の高いところにおいては条件によりますが2メートル以上となっております。また、これとは別に道路管理者の判断によりまして設置は可能であります。

ガードレールの設置につきましては、高額を要することから、費用対効果も考慮に入れて、設置をしていきたいと考えております。

なお、高低差の余りないもので、区等から要望のあるものにつきましては、ラバーポールの設置も行っております。

今後も危険箇所につきましては、注意を払い、安全に通行できるよう対処してまいりたいと思っております。

なお、議員さんより指摘のありました箇所につきましては、高低差も高いところで30センチ程度というところで、設置基準以内等々となっております。また、地元からの設置要望も今のところはありません。

拡幅ということになるんですけれども、前後に住宅がありますので、そこだけをちょっとなかなか広げるといところが難しいような場所がありますので、またいろいろな策を考えまして、やっていこうと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 柳田キミ子君発言〕

○9番（柳田キミ子君） かなり前進をした回答をいただけてよかったと思っております。どんなふうな形で安全性が保たれるかということについて、引き続き検討をしていただけるといことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今度は渋川安中線の県道から上の農免道路までの間を走る、やはり村道なんですかね、あれは。そこを横断して、例えば役場の方面とか温泉に行くのにとかということ、そこを横断するのに下のほうから、とみつね酒店から上ったところなんですけれども、とみつね方面から上ってきて、そのところを右折して、自衛隊のほうとか温泉のほうに行くのは全然関係ないんですよ。そうじゃなくて、19区のほうから来て、それを横断しなくちゃいけない場合も、前にも言ったんですけれど

も、ほとんど九分どおり、その道を横断し終わるくらいまで行かないと、下からの車が、車両があるかどうかというのがわからない。カーブミラーはあるんですけども、何ていうか、私が目が悪いからそう感じるのかどうかわからないんですけども、はっきりしないんです。それをはっきりさせるためには、本当に渡り切らなくちゃいけないくらいまで行かないと、下の様子がわからない。ましてやその角に今どどん家ができておりまして、それなのでそのところにちょっと信号のことがよくわからないんですけども、点滅式というふうには私は思ったんですけども、確かに、とみざわ酒店のほうから上ってくる交通量のほうがそこを横断する、19区のほうから来る車の数は少ないのかと思うんですけども、その辺のところボタン式の信号とか、あと14区の八之海道のところから下がって、南小に行くところに1つ点滅式というか、ボタン式というか信号機があるんですけども、下から上ってくるとそれは必ず青になって走れるんですね。でも、南小学校の登下校時のときにはそこを小学生が横断をするので、その時間帯は特に注意をすればいいんでしょうけれども。

あのような形の信号機の設置というのは、どうなんでしょうか、今言った19区のほうから横断をして、駐屯地のほうに向かうところでは。

○議長（金井佐則君） 村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 信号の関係のご要望ということでございます。

柳田議員がご指摘の箇所は、村道金古広馬場線と村道蛇ヶ見井戸尻線が交差するところでございます。先ほど言った19区のほうから来ると、その交差点に行くとき左側のほうはかなりきついカーブになっておりますので、直前にならないと車が見えないと。右側の下のほうの、先ほど言った、とみざわ酒店のほうから上ってくる場所については、最近開発がされまして、住宅ができていくという、そんなような箇所と思っております。現在は信号は設置されておられません。

柳田議員もご存じのとおり、信号機や一時停止などの規制に係る行為につきましては、群馬県の公安委員会が管轄しておりまして、渋川警察署を通して要望を提出するということとなります。

信号の設置については、かなりの交通量とかいろいろなもろもろの条件があると思うんですけども、地域としては必要であるということであれば、要請していくということになると思います。

当該箇所につきましては、村としても信号機が必要な箇所であると思いますので、渋川警察署に依頼を始めたいと考えています。また、設置した信号機を点滅にするかということですが、多分とみざわ酒店から下のところへつけた信号につきましては、かなりの横断者がいるということで、そういう横断者の保護を目的として押しボタン式という形で設置したのかと思います。ですから、先ほどのご要望の箇所については、点滅がいいのか、それとも通常的时间式の信号がいいのか、その辺についてはまたよく検討しなければならないかなと、そんなふう考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） それから、今議員が指摘しております広金線と村道蛇ヶ見井戸尻線のその交差点から南に行った箇所は、あそこは自動車会社がつくったところは歩道ができておるんですけども、その向こうが走るまでできておりません。それについては、あそこの圃場整備でもうとっくにその整備をするんだということであってあるわけなんです。しかし、いまだもってしていないということで、今回27年度で整備をするということで今予算計上をさせてもらってあるところでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして通告のあった5名の議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。2時40分より再開をいたします。

午後2時25分休憩

午後2時40分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◎日程第5 議案第2号 榛東村行政手続き条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第5、議案第2号 榛東村行政手続き条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村上和好総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 提案理由を説明させていただきます。

行政手続法の改正に伴い所要の改正を行うものです。

若干補足説明をさせていただきます。

行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されます。改正法は、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる処分等の求めの手續や法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる行政指導の中止等の求めの手續を新設することにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的としております。

議案書の2ページをお開きください。

朗読して説明にかえさせていただきます。

榛東村行政手続き条例の一部を改正する条例。

榛東村行政手続き条例（平成8年榛東村条例第14号）の一部を次のように改正する。

以下、新旧対照表にてご説明いたします。

新旧対照表、1ページをごらんください。

右側が現行、左側が改正案です。

まず目次です。目次中、現行下線部分「第4章、行政指導（第30条から第34条）」、改正案では「第4章、行政指導（第30条から第34条の2）」に改め、同じく改正案「第4章の2、処分等の求め（第34の3）」を新たに加えるものです。

条例第1条、目的等では、現行下線部分「条例等に基づく処分及び届出並びに行政機関がする行政指導」を、改正案では「行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出」に改める。

同条第2項では、現行下線部分「条例等に基づく処分及び届出並びに行政機関がする行政指導に関する手続に関し」を、改正案では「処分、行政指導及び届出に関する手続に関し」に改める。

2ページをお開きください。

一番上の部分です。現行下線部分「事項について」の次に、改正案では「法律、法律に基づく命令（告示を含む）又は」を加えるものです。

条例第3条、適用除外では、現行下線部分「第4章」を、改正案では「第4章の2」に改める。

同条第8条では、現行下線部分「かかわる」を、改正案では「関わる」に改める。

同じく第12号では、現行下線部分「補助金等（村が村以外の者に交付する補助金、負担金、交付金、利子補給、その他相当の反対給付を受けない給付金をいう）」を、改正案では「補助金等（榛東村補助金等交付規則（昭和62年榛東村規則第5号）第2条に規定する補助金等をいう）」に改めるものです。

第14条第2項では、現行下線部分「ただし書き」を、改正案では「ただし書」に改め、3ページの一番上をごらんください。

条例第33条第2項では、改正案下線部分「行政指導に携わる者は当該行政指導をする際に、本村の機関が許可等をする権限又は許可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して次に掲げる事項を示さなければならない。1号、当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項。2号、前号の条項に規定する要件。3号、当該権限の行使が前号の要件に適合する理由」を新たに加えるものです。それにより同条第2項を第3項に、第3項を第4項にそれぞれ改める。

条例第33条の次からは新規といたしまして、改正案下線部分「第34条の2（行政指導の中止を求め）法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に

置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと料するとき、当該行政指導した本村の機関に対しその旨を申し出て、当該行政指導の中止、その他必要な措置を求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明、その他意見陳述のための手続を経てされたもの」、4ページをお開きください。「であるときはこの限りでない。2項、前項の申し出は次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。1号、申し出する者は、氏名又は名称及び住所又は居どころ。2号、当該行政指導の内容。3号、当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項。4号、前号の条項に規定する要件。5号、当該行政指導が前号の要件に適合しないと料する理由。6号、その他参考となる事項。3項、当該本村の機関は第1項の規定による申し出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならない。第4章の2、処分等の求め。第34条の3、何人も法令又は条例に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと料するとき、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する本村の機関に対しその旨を申し出て、当該行政処分又は行政指導をすることを求めることはできる。2項、前項の申し出は次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。」

5ページをごらんください。

「1号、申し出をする者の氏名又は名称及び住所又は居どころ。2号、法令又は条例に違反する事実の内容。3号、当該処分又は行政指導の内容。4号、当該処分又は行政指導の根拠となる法令又は条例等の条項。5号、当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由。6号、その他参考となる事項。3項、当該行政庁又は本村の機関は第1項の規定による申し出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めたときは当該処分又は行政指導をしなければならない。」

議案書の4ページに戻りますので、4ページをお開きください。

下のほうの附則の欄です。附則、施行期日です。第1項、この条例は平成27年4月1日から施行する。

榛東村税条例の一部改正。

2項、榛東村税条例(昭和37年榛東村条例第1号)の一部を次のように改正する。第4条第2項中、「第33条の第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正。

3項、榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和52年榛東村条例第13号)の一部を次のように改正する。第1条中の2中「及び第3章」を「、第3章及び第4章の2」に改めるものです。

以上で説明にかわります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしく願いたいし

ます。

○議長（金井佐則君） 総務課長より提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに、採決を行います。

議案第2号 榛東村行政手続き条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第3号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第6、議案第3号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読は終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 提案理由をご説明いたします。

国家公務員において、給与構造改革に伴う経過措置が廃止されることに伴い所要の改正を行うものです。

榛東村の例規集は461ページ、新旧対照表は6ページでございます。

議案書の6ページをお開きください。

朗読して説明にかえさせていただきます。

榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年榛東村条例第4号）の一部を次のように改正する。

以下、新旧対照表にてご説明いたします。

新旧対照表8ページをお開きください。

附則の第7項です。給料の切りかえに伴う経過措置で、現行下線部分「には」の次に、改正案では「平成27年3月31日までの間、」を新たに加えるものです。

その下の現行下線部分「規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を、改正案では「規定による職員（榛東村職員給料表の適用を受ける職員）で職務の級が6級である者であって、その号給がその職務の級における最低の号給でない者（以下、この項において特定職員という）にあっては、55歳以上に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳以上に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後」に改めるものでございます。

議案書の6ページに戻ります。

附則でございます。この施行期日、この条例は公布の日から施行するものでございます。

若干補足説明いたしますと、国家公務員におきましては、給与構造改革、平成18年給料表の切りかえでございます。本村におきましては、8級から6級に給料表の切りかわりが行われました。この経過措置が廃止されたことに伴いまして、当該措置の終期を定めるものでございます。

なお、本村においては当該措置の適用を受ける職員は、平成26年度をもって対象者がいなくなります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第3号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第7、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 提案理由をご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うものです。

若干補足説明をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が本年2月4日に公布され、4月1日から施行されることになりました。改正法では、教育長は従来の教育委員長と一本化され、教育員とは別の職となることから、教育長と委員を分けて規定するための改正を行うものです。改正法の施行に伴い所要の規定の整備を行うものです。

なお、今回の法律の一部改正の施行に伴い村の複数の条例を改正する必要が生じましたが、このような場合、その条例ごとに改正するのではなく、1つの整理条例にまとめて、一括で改正する形式をとらせていただきました。

なお、例規集のページにつきましては、省略させていただきます。

それでは、議案書の8ページをお開きください。

朗読して、説明にかえさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例。

榛東村職員定数条例の一部改正では、第1条、榛東村職員定数条例（昭和32年榛東村条例第4号）の一部を次のように改正する。

以下、新旧対照表にて説明いたします。

なお、説明中、議案書条文に戻りますが、あらかじめご了承ください。

それでは、新旧対照表、10ページをお開きください。

趣旨の第1条中です。現行下線部分「第21条改正案」では「第19条」に改めるものです。

続きまして、新旧対照表、11ページ、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正では、議案書第2条、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年榛東村条例第11号）の一部を次のように改めるものです。重複給与等の禁止、第2条の3第1項中、現行下線部分「及び副村長」を、改正案では「副村長及び教育長」に改め、別表第2中（第2条関係）では、現行下線部分「教育委員会委員長、月額2万8,100円」を、またその下の「委員（教育長の職にある委員を除く）、月額1万9,900円」を、改正案では「教育委員会委員、月額1万9,900円」に改めるものです。

続きまして、新旧対照表、12ページをお願いいたします。

榛東村特別職報酬等審議会条例の一部改正では、議案書第3条、榛東村特別職報酬等審議会（昭和50年榛東村条例第11号）の一部を次のように改めるものです。所掌事項、第2条第1項中、現行下線部分「及び副村長」を、改正案では「副村長及び教育長」に改めるものです。

続きまして、13ページをお願いいたします。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正では、議案書第4条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年榛東村条例第9号）の一部を次のように改める。趣旨、第1条に次の1行を加える。改正案、下線部分「3号教育長、別表第1、副村長」の項の次に、次のように加える。「教育長、54万2,000円」、別表第2中「村長、副村長」を、「村長、副村長、教育長」に改めるものです。

続きまして、新旧対照表、14ページをお願いいたします。

村長等の給料の特例に関する条例の一部改正では、議案書第5条、村長等の給料の特例に関する条例（平成23年榛東村条例第11号）の一部を次のように改正する。趣旨、第1条中、現行下線部分「及び副村長」を、「副村長及び教育長」に改め、並びに榛東村教育委員会教育長の給料及び勤務時間等に関する条例（昭和35年条例第4号「以下、教育長条例という」）、第3条に規定する教育長の給料を削るものです。

第2条、見出し中「及び副村長」を、「副村長及び教育長」に改め、同条第1項中、現行下線部分「村長及び副村長の給料月額は平成23年7月1日から平成27年5月17日（副村長にあつては平成27年6月5日）までの間において、特別職条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から100分の30を減じて得た額とする」を、改正案では「村長及び副村長及び教育長の給料月額は次の各号に掲げる期間においては、特別職条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から100分の30を減じて得た額とする。1号、村長、平成23年7月1日から平成27年5月17日まで、2号、副村長、平成23年7月1日から平成27年6月5日まで、3号、教育長、平成23年8月10日から平成27年8月24日

まで」に改めるものでございます。

現行、教育長の給料月額の特例、第2条の2を、改正案では削り、手当の額の算出の基礎となる給料月額、第3条中、現行下線部分「前2条」を、改正案では「前条」に改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表、15ページ、榛東村青少年問題協議会条例の一部改正では、議案書第6条、榛東村青少年問題協議会条例（昭和34年榛東村条例第5号）の一部を次のように改める。組織、第3条第4項第2号中、現行下線部分「福祉生活常任委員長」を、改正案では「文教厚生常任委員会委員長」に改め、同条同項第3号中、現行下線部分「教育委員」を、「教育委員会の教育長又は委員」に改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表、16ページ、お願いいたします。

榛東村教育研究所設置条例の一部改正では、議案書第7条、榛東村教育研究所設置条例（昭和39年榛東村条例第14号）の一部を次のように改める。職員、第5条第2項中、榛東村、下線部分「教育長の推薦により」を、改正案では「教育長の推薦により」を削るものでございます。

続きまして、議案書10ページに戻ります。10ページをお願いいたします。

第8条の欄でございます。榛東村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止でございます。第8条、榛東村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和35年榛東村条例第14号）は廃止するものでございます。

附則の施行日でございます。1項、この条例は平成27年4月1日から施行する。

経過措置でございます。2項、この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）。附則第2条第1項の規定により、教育長がなお従前の例により在職する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定については、当該各号に定めるところによるということでございます。

1号から7号まであるわけですが、経過措置という形で記載してあります。説明は省略させていただきます。よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

12番早坂通君。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 議案書の9ページなんですけれども、福祉生活常任委員長を文教厚生常任委員会委員長にということになっているんですけれども、今まで条例はこういうふうには福祉生活常任委員長というふうになっていたわけですね。

ひとつ聞きたいんですけれども、こういうふうになっていたにもかかわらず、その訂正をされない

で、今現在、文教厚生常任委員長がその職に当たっているわけですよ。これは別に法令上問題ないんですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 法令上は問題ございません。うちのほうでいろいろ委員会が変わったときに、本来であれば改正すべきことだったと思います。その辺についてはおわび申し上げます。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） ほかにも何かこういう訂正されていないものがあるような気がするんですよ。そこでひとつお聞きしたいんですけども、この条例の全体を定期的に精査するというはしているんですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 定期的ということではなく、そういう改正があったときに一応点検するというになっているわけです。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） と言いながら、こういうことがあったわけですから、私は何か、前にも一度そういう変わっていないことが条例に載っていたという記憶があるんですよ。だから、その辺はやっぱり、何て言ったらいいかな、条例の改正をして、その改正した部分をそのままにということじゃなくて、条例全体を期間はわからないけれども、せめて3年に一遍全部精査するとかそういうことも必要だと思うんですよ。じゃなければ、ふだん余り使わないものはもう何年も何年も違った、何ていうんですか、字句のままになっているわけですから。そういうことはあり得ないですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 一応各課には法令主任という形で法令に精通している者を1人ずつ置いているわけです。それで、そういう方たちにある程度そういう法律改正があったときには、その辺の点検をするということになっているわけですが、うちのほうでもその辺の指導、それからまたいろいろそういう講習ですか、その辺が不足しているかなと思います。これについてはまた今後そういうことがないようにしていきたいと思います。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 賛成11名、反対1名です。賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第5号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第8、議案第5号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木子育て・長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 提案理由を説明いたします。

榛東村学童保育所の開所時間の延長とあわせて字句等の修正を行うものでございます。

13ページをごらんください。

榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

一部改正でございますので、新旧対照表のほうで説明いたします。

新旧対照表は17ページ、また例規集は第2巻899ページとなります。17ページのほうをお開きください。右側が現行、左側が改正案となります。

第6条でございますが、指定管理者が行う範囲として現行の事務手続にあわせて、現行条例部分の関係部分を改正案で改めております。現行では、「第6条2項2条から第12条まで、第14条及び第15条中、村長」というふうにつながっておりますが、改正案では「第9条、第10条、第14条、第16条及び第17条中」と改めております。

第9条におきまして、現行の開所時間を午後6時30分から午後7時とするよう、改正案のとおり関係する部分の字句を改めるものでございます。

第14条では、これまで学童保育料の納付先が明記されておりませんでしたので、改正案のとおり村長に納めるとしております。この条文につきましては、第6条をごらんのとおり、村長とあるのは指定管理者と読みかえておりますので、保育料の納付先は現行どおり指定管理者となります。

議案書13ページをお開きください。

附則でございます。この条例は平成27年4月1日から施行するとさせていただきます。

以上で提案説明等を終わります。ご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第5号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第9 議案第6号 榛東村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について

○議長（金井佐則君） 日程第9、議案第6号 榛東村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 議案第6号 榛東村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

介護保険法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するものです。

議案書のほかに別にお配りをいたしました資料、お手元にごらんをいただきたいと思います。まず、資料1からで、こちらの資料を使いまして説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

まず、条例制定の背景です。地域包括支援センターの職員等に係る基準については、これまで国が定めた基準を自治体に義務づけ・枠づけをされてきたところです。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、平成25年の法律第44号です。第3次一括法と言いますが、これによりまして介護保険法の一部が改正されたことから、新たに条例を整備するものです。

条例制定の目的としましては、介護保険法第115条の46第4項の規定に基づきまして、榛東村地域包括支援センターの職員等に係る基準を定めることを目的とするものでございます。なお、条例の制定に当たっては、介護保険法第115条の46第5項の規定により介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）に定める基準に従い、または参酌し定めるものということです。従うべき基準とは、国の基準に必ず適合しなければならない基準であり、参酌すべき基準は、十分に参照しなければならない基準ということでございます。

議案書の115、116ページ、第1条からでございますが、趣旨は、介護保険法第115条の46第4項の規定に基づきまして、地域包括支援センターの職員等に係る基準を定めることを規定するものでございます。

第2条の定義は、用語の意義を規定するものでございます。

第3条、基本方針、第6条、運営は、地域包括支援センターのその他の事項について基準を規定するものでございます。

第4条、職員の員数、第5条、職員の員数の例外は、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数を規定するものでございます。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

国の規則に関する基準の類型ということでございます。従うべき基準、参酌すべき基準につきまして、特段の事情や地域性も踏まえ十分に参酌した結果、本村においては省令で定める基準が適切であると判断し、省令と同一の基準といたしました。表に書いてあるとおり、第3条から第6条まで参酌すべき基準、従うべき基準、参酌すべき基準、参酌すべき基準ですが、条例の内容は全て国の基準どおりということで今回上程をさせていただきました。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第6号 榛東村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 議案第7号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

○議長（金井佐則君） 日程第10、議案第7号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、議案第7号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

これも介護保険法の一部改正に伴いまして、新たに条例を制定するものでございます。

先ほどの資料の2をごらんください。3ページになります。

こちらの資料で説明をさせていただきます。

まず、条例制定の背景です。こちらにも指定介護予防支援事業の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、これまで国が定めた基準を自治体に義務づけ、枠づけされてきたところです。これも地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第3次一括法でございます。によりまして、介護保険法の一部が改正されたことから、新たに村条例を整備するものでございます。

条例制定の目的としましては、介護保険法第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに115条の24第3項の規定に基づきまして、榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めることを目的とするものです。

なお、条例の制定に当たっては、介護保険法第115条の22第3項及び第115条の24第3項の規定によりまして、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、平成18年厚生労働省令第37号に定める基準に従い、または参酌をし、定めるものでございます。

こちらにも従うべき基準は、必ず適合しなければならない基準であり、参酌すべき基準は、十分に参照しなければならない基準となっております。

資料3ページの下から資料6ページまでには、条例における基本的事項がございますが、これは説明を省略させていただきます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

資料の7ページをお願いします。

国の規則に関する基準の類型でございます。従うべき基準、参酌するべき基準につきましては、特段の事情や地域性を踏まえて十分に参酌をいたしました結果で、第29条になります。記録の整備につきましては、基準省令では、保存の期間を2年間としていましたが、介護報酬の請求誤りがあった場合の返還請求の消滅時効は、地方自治法の規定により5年とされております。給付等の適正を確保する必要から2年を5年とさせていただきます。

議案書26ページをお願いします。

第29条、記録の整備、第2項、指定介護予防支援事業者利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないというようにさせていただきます。

その他の条例の規定につきましては、省令で定める基準が適切であると判断し、省令と同一の基準といたしました。

32ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第7号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第26号 工事請負契約の変更について

○議長（金井佐則君） 日程第11、議案第26号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、7番南千晴さんの退席を求めます。

暫時休憩といたします。

午後3時27分休憩

午後3時27分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開します。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本契約につきましては、議会の議決に付すべき契約、5,000万円以上の工事契約の変更でございます。

工事名、契約金額、契約の相手について朗読し、説明にかえさせていただきます。

工事名、平成25年度繰り越し榛東村立南小学校体育館建設工事。

契約金額、変更前5億8,104万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税額4,304万円です。変更後5億8,752万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税額4,352万円です。

契約の相手、住所、群馬県前橋市元総社町1丁目1番地の7、商号等、佐田南榛広橋特定建設工事共同企業体、代表者、佐田建設株式会社、代表取締役社長、荒木徹。

なお、詳細につきましては、工事担当課長であります学校教育課長よりご説明をいたします。

○議長（金井佐則君） 清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、南小学校体育館建設工事の変更内容につきまして、説明申し上げます。

変更により増額となっております主な変更内容につきまして、説明をさせていただきます。

当初設計では、屋根に上がるタラップを見ておりませんでした。太陽光発電等のメンテナンス時に上がる必要があるため、設置をさせていただくものでございます。

次に、臨時の職員駐車場を策定して設けておりますが、駐車場の碎石敷きならしと雨水による土砂の流出防止のため土のう袋の設置をさせていただいたものでございます。

続きまして、既存校舎の消火栓につながる配管でございますが、これにつきましては交換年数が不足しておりまして、今後の使用に耐えないということで、新しいものに交換をさせていただきました。また、校舎の屋外排水設備でございますが、体育館の排水設備と関連しまして、排水勾配がとれない部分などがございまして、排管経路の変更が生じたものでございます。

続いて、最後になりますが、建築確認申請におきまして、前橋土木事務所建築主事より体育館本体を準耐火建築物にするように指示がございました。これにより特別教室棟側の延焼のおそれのある部分につきまして防火措置をする必要がございまして、外壁ひさしの下地に不燃石膏ボードの裏張りやアルミサッシ部分を防火設備に変更する必要が生じたものでございます。

以上が主な増額の理由でございます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

8番松岡好雄君。

〔8番 松岡好雄君発言〕

○8番（松岡好雄君） 変更後が5億8,752万かい、すると648万円ふえたということだよ、これは、

課長。これは入札を契約するときにわからなかったのかい、これは。説明願います。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 増額につきましては、変更増で648万円となりますが、増額の説明につきましては先ほど説明させていただいた内容でございます。変更でございますので、増額になった部分もございますし、またほかの面で増となっている部分もございます。かなりの部分で増減等が生じていまして、主な増額の理由につきましては、先ほど説明させていただきましたとおりでございます。この工事の実施につきましては、毎週工程会議を開いて、業者と村の職員、監督員でございますが協議をして、進めてきているところでございまして、変更の仮契約分につきましては、平成27年の2月17日に仮契約をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 松岡好雄君発言〕

○8番（松岡好雄君） 別にいいとか悪いとか言っているわけじゃねえけれども、入札して、契約したわけだからさ、そのときにこれはわからなかったんかいということを聞いているんですよ。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 先ほど説明させてもらいましたとおり、現在の校舎の給排水等がございますが、その一部が鋼管でございますが、これがかなり腐食していて、これを将来にわたってちょっと交換しないとならないというふうなこともございまして、そういった地下の埋設物につきましては、当初設計ではわからなかったと。また、既存の校舎との取り合いで排水の関係でございましてけれども、図面等が事前に調査して、設計をしておったわけでございますが、校舎のほうのまた図面と配管のほうが違う部分等がございました。それと、確認申請時に準耐火構造にするというふうなことで指示がございまして、その部分につきましては、ちょっと当初ではわからなかったという部分でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 松岡好雄君発言〕

○8番（松岡好雄君） だからさ、俺が言っているのは設計のときによく調べてさ、今質問していることは、これからも入札があるということだから。こういう増額するようなことのねえように、一発で決まるようにこれからよく調査研究して、設計でも何でもしっかり職員が見て、失敗のねえように、ふえることのねえように。下げるのは幾ら下げてもいいけれども、ふえることのねえように、ひとつお願いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 松岡議員がおっしゃることはわからないでもないんですけども、大きな事業になりますと、やはり設計の段階でわからないというか、本当に全部を取り上げて設計はしてあるんですけども、どうしてもここで言えば地下の状態がわからないとかそういうものがある程度出てきます。そして、今までもいろいろな入札の中でお願いをしているところがございますけれども、設計変更というのは出てきます。これは事業を進める上では良好な建設をするためにどうしてもやむを得ないというようなことがございますけれども、松岡議員が話されますように、設計業者にはそういう旨のお話をし、そしてそういうことが最小限にとめられるように努力したいとこんなふうに思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

12番早坂通君。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） ただ1つ確認をしたいんですが、準耐火構造にするという検査のときに指摘があったということなんですが、これも最初にわからなかったんですか。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） この部分の関係につきましては、発注の以前に確認申請を提出して、建築確認がおりなければ工事のほうは着工できないということでございますが、実施設計を終わった段階で建築確認申請を上げ、また工事を発注したところがございますが、確認申請をある程度余裕を持って提出できればよかったです。実施設計を終わって、確認申請を提出後に、建築主事から指摘されまして、もう発注後でございます。当初設計ではちょっとわからなかった部分でございます。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 私も建築のことはよくわからないんですけども、ただ今耐火構造というのはもう全国的に言われていることなので、この準耐火構造にするということは、何ていうのかな、決まっていたわけじゃなくて、決まっていたんですけども、そういうふうにしなくちゃいけないんですけども、たまたま見逃しちゃったということではないんですか。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） この延焼ラインというのは、ある一定の距離とか高さとかということでございまして、あくまでうちのほうの判断とすれば建築基準法に適合している設計内容だということで確認申請を提出したんですが、この辺はあくまで建築主事の考え方の中で指摘されまして、この変更をしなければ確認申請は認められないということでございまして、どうしても変更する必要が

生じたものでございます。

○議長（金井佐則君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第26号 工事請負契約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後3時39分休憩

午後3時39分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◎日程第12 請願・陳情について

○議長（金井佐則君） 日程第12、請願・陳情についてを議題といたします。

お手元の請願・陳情つづりの一覧表により、順次付託を行います。

受理番号1号、北群渋川農業協同組合、代表理事組合長、亀井勝男氏よりの陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

受理番号2号、第9区区長、福岡治則氏、同区長代理、小山三治氏、同区長代理、小山隆氏よりの陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

受理番号3号、第4区区長、新井春美氏よりの陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

第1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時40分散会

平成 2 7 年第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

3 月 9 日 (月)

平成27年第1回榛東村議会定例会会議録第2号

平成27年3月9日（月曜日）

議事日程 第2号

平成27年3月9日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 同意第 1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 3 同意第 2号 榛東村公平委員会委員の選任について
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第 8号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 9号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第10号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第28号 村道の路線廃止について
- 日程第10 議案第29号 村道の路線認定について
- 日程第11 議案第11号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 榛東村教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 日程第13 議案第13号 榛東村教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例について
- 日程第14 議案第14号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 榛東村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 発委第 1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第27号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第19 議案第17号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第11号）
- 日程第20 議案第18号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第19号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第20号 平成26年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第21号 平成26年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第22号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第 25 議案第 23 号 平成 26 年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 26 議案第 24 号 平成 26 年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 27 議案第 25 号 平成 26 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 4 号）

日程第 28 議案第 30 号 平成 27 年度榛東村一般会計予算（提案・質疑）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	清水健一君	2番	栢井保夫君
3番	小山久利君	4番	山口宗一君
5番	小野関武利君	6番	松岡稔君
7番	南千晴君	8番	松岡好雄君
9番	柳田キミ子君	10番	岩田好雄君
11番	岸昭勝君	12番	早坂通君
13番	金井佐則君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	村上和好君	総務課付課長	中島由美子君
基地・財政課長	山本比佐志君	税務課長	岩田健一君
住民生活課長	早川雅彦君	子育て・長寿支援課長	青木繁君
健康・保険課長	小野関均君	産業振興課長	新藤彰君
建設課長	清水喜代志君	上下水道課長	久保田勘作君
会計課長	小山美子君	教育長	阿佐見純君
学校教育課長	清水誠治君	生涯学習課長	清水義美君

事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、私ごとき者に10年以上の在職、自治功労ということで感謝状をいただき、岩田副議長に代読をいただきましたこと、心より厚く御礼をまず申し上げる次第でございます。

ただいまから平成27年第1回榛東村議会定例会第2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。副村長、葬儀のため午前中欠席であります。ほかは全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程に従い、会議を行います。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

3番小山久利君、4番山口宗一君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 同意第1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（金井佐則君） 日程第2、同意第1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

阿久澤成實村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） おはようございます。2日目でございます。また、よろしくお願ひいたします。

それでは、同意第1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員である野本誠さんの任期が、平成27年3月31日をもって3年間の任期が満了となります。それに伴い、平成27年4月1日からの固定資産評価審査委員会の委員の選任が

必要となります。そこで、皆様にお配りしたように、榛東村大字山子田1634番地にお住まいの野本誠さんを固定資産評価審査委員会の委員に引き続き選任したいと考えております。

野本さんは、昭和12年7月23日生まれの77歳でございます。野本さんは自衛官を平成2年7月23日に定年退職。退職後は、横河電子機器に7年間勤務されました。平成19年から地元4区から推されて、同年4月1日から平成21年3月31日までの2年間、4区区長として区行政を初め、村の発展にご尽力をいただきました。温厚実直で区民の信望も厚く、村行政への見識も高い方で、公平な立場で固定資産評価審査委員会の委員として、またご尽力していただけるものと考え選任したいので、議会皆様のご同意をお願い申し上げるところであります。

なお、任期につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年間でございますので、よろしくお願い申し上げます。

説明を終わります。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

同意第1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◎日程第3 同意第2号 榛東村公平委員会委員の選任について

○議長（金井佐則君） 日程第3、同意第2号 榛東村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 同意第2号 榛東村公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

現在、榛東村公平委員会の委員をお願いしてあります新井の小林肇さんの任期は、平成27年6月8日をもって4年間の任期が満了となります。それに伴い、皆様に配付いたしました榛東村大字広馬場1745番地4にお住まいの、高橋弘二さんを公平委員会委員に選任したいと考えております。

高橋さんは、昭和27年10月9日生まれの62歳でございます。高橋さんは平成24年3月31日に特定郵便局を定年退職され、退職後はお兄さんの農業を手伝いながらみずからも農業に精励されています。また、地域から推されて平成7年12月1日から平成19年11月30日までの12年間、民生・児童委員として子育て支援や福祉の充実にご尽力をいただいております。人格も温厚実直なお人柄で、公務経験も豊富であって、公平・公正な立場に立って職務を遂行していただけるものと考え、選任したいので議会皆様の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、平成27年6月9日から平成31年6月8日の4年間でございますので、よろしく審議をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

同意第2号 榛東村公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（金井佐則君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 阿久澤成實君登壇]

○村長（阿久澤成實君） 提案理由のご説明を申し上げます。

小山隆弘さんにつきましては、8区在住で平成12年3月1日から人権擁護委員として活躍していただいておりますが、この6月30日に5期目の任期満了を迎えることから、このほど再度の推薦をお願いするものであります。

小山さんは、広く社会の実情に通じ、温厚実直で地元でも厚い人望を得ており、平成23年度からは、前橋人権擁護委員協議会の副会長を務めるとともに、群馬県人権擁護委員連合会の理事を務めるなど、中枢的な役割を担いながら関係組織の円滑な運営に貢献していただいております。これまで務めた経験と知識をもとに、今後も本村のみならず群馬県における人権擁護活動の発展に寄与していただくことが望まれることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞き、法務大臣に対して再任として推薦するものでございます。

任期は、平成27年7月1日から平成30年6月30日までの3年間でございます。

ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（金井佐則君） 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 阿久澤成實君登壇]

○村長（阿久澤成實君） 提案理由のご説明を申し上げます。

堀内礼子さんは、7区在住で平成24年7月1日から人権擁護委員として活躍していただいておりますが、この6月30日に1期目の任期満了を迎えることから、このほど再度の推薦をお願いするものがあります。

堀内さんにつきましては、長年にわたり榛東村役場の職員として活躍され、その間同僚職員を初め、職務を通じて接した人々からの信頼も厚く、榛東村の発展に貢献していただきました。また、介護や福祉等についても深く、地元の人望も厚い方でございます。これまで務めていただいた経験と知識をもとに、今後も活躍が期待されることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見をお聞きし、法務大臣に対して再任として推薦をするものでございます。

任期は、平成27年7月1日から平成30年6月30日までの3年間となっています。

ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第6 議案第8号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第6、議案第8号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書の33ページ、提案理由でございますが、介護保険法施行規則の一部改正に伴いまして、当該条例を改正するものでございます。一部改正でございますが、第2条の全文改正でございますので、朗読をさせていただきます。

34ページをお願いいたします。

第2条を次のように改める。

保険料率第2条。平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第1号、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下、政令という。）第38条第1項第1号に掲げる者、3万6,600円。

第2号、政令第38条第1項第2号に掲げる者、5万4,900円。

第3号、政令第38条第1項第3号に掲げる者、5万4,900円。

第4号、政令第38条第1項第4号に掲げる者、6万5,880円。

第5号、政令第38条第1項第5号に掲げる者、7万3,200円。

第6号、政令第38条第1項第6号に掲げる者、8万7,840円。

第7号、政令第38条第1項第7号に掲げる者、9万5,160円。

第8号、政令第38条第1項第8号に掲げる者、10万9,800円。

第9号、政令第38条第1項第9号に掲げる者、12万4,440円。

新旧対照表の18ページをお開きください。

右側が現行で、第5期の介護保険事業計画、こちらにつきましては平成24年度から26年度まで、介護保険法の施行令によりまして7つの所得段階で、第4段階を基準額6万5,280円、月額5,440円で定めてまいりましたが、今回、第6期計画策定によりまして、介護保険法施行令の改正に合わせまして9の所得段階に改正し、保険料につきましては第5段階を基準額として7万3,200円、月額6,100円に改めるものでございます。

議案書の34ページにお戻りください。

第7条も全文追加でございますので、こちらも朗読をさせていただきます。

附則。

第6条の次に、次の1条を加える。

第7条、法第115条の45第1項に規定する介護予防、日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から村長

が定める日までの間には行わず、当該村長が定める日の翌日から行うものとする。

第2項、法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から村長が定める日までの間には行わず、当該村長が定める日の翌日から行うものとする。

第3項、法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から村長が定める日までの間には行わず、当該村長が定める日の翌日から行うものとする。

第4項、法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から村長が定める日までの間には行わず、村長が定める日の翌日から行うものとする。

第7条第1項、新しい介護予防日常生活支援総合事業の実施予定で、猶予期間が平成29年4月1日となっておりますので、規則によりまして平成29年3月31日を定めるものでございます。

第2項は、在宅医療、介護、連携推進事業の実施予定でございまして、こちらは猶予期間、平成30年4月1日ですので、規則で平成30年3月31日を定めるものでございます。

第4項は、生活支援体制整備事業で、第2項と同様です。

第4項は、認知症総合支援事業で、これも第2項と同様です。

35ページの附則でございます。

施行期日。第1条、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置としまして、第2条、この条例の改正後の榛東村介護保険条例第2条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

例規集では第2巻の1,093ページからになっております。

以上で、説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第8号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第9号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第7、議案第9号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

新藤産業振興課長。

[産業振興課長 新藤 彰君発言]

○産業振興課長（新藤 彰君） それでは、議案第9号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますけれども、群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正に伴い、所要の改正を行おうというものでございます。

なお、例規集でございますけれども、3巻の1,181ページに掲載しておりますのでごらんいただきたいと思っております。

議案書37ページをお開き願いたいと思っております。

榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例ということでございます。

榛東村小口資金融資促進条例（昭和32年榛東村条例第25号）の一部を次のように改正するというところでございます。

なお、新旧対照表にてご説明申し上げます。20ページをお開き願いたいと思っております。よろしくお願いたします。

現行でございますけれども、第2条第1号中、中小企業者、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下、保険法という。）第2条第1項第1号から第4号の2までに掲げるもの。

第2号については、「中小企業等協同組合に限る」を、これを改正では「中小企業者、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下、保険法という。）第2条第1項から4号の2までに掲げるもの」。

第2号については、「中小企業等組合等に限る」であって、「同法に規定する特定企業、特定事業、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する

風俗営業、第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び第11項に規定する接客業務自宅営業を除く（以下、特定事業という。）を行うものであり、かつ榛東村暴力団排除条例（平成24年6月20日榛東村条例第11条14号）に基づく榛東村の事務事業からの暴力排除に関する合意書第2条第1項第5号から第6号まで定める排除対象に該当しないものをいうに改めるというものでございます。

次に、その下、5条でございますけれども、5条第6号中、原則として法人代表者以外の保証人の徴求を不要とする。この場合において、「特別小口融資にあつては保証人をするを要しない」を、改正では「原則として物的担保は不要とする。保証人については金融機関の定めるところによる。ただし、特別小口融資にあつては、保証人を付することを要しない」に改めるものでございます。

補足説明を若干させていただきますと、群馬県で小口融資促進制度要綱の改正がございまして、群馬県及び県内市町村と協調し、融資制度が統一的に扱われるようにするため、風俗業を対象とすることを明文化するとともに、暴力団排除措置を講じるための措置の規定を設けるものでございます。

議案書の37ページをお開き願いたいと思います。

附則でございます。

施行期日。この条例は、平成27年4月1日から施行すると。

経過措置でございますけれども、第2項、この条例による改正後の榛東村小口融資制度促進条例の規定は、この条例の施行の日以降に行われる融資の申し込みから適用し、同期日に行われた融資の申し込み及びこれに係る融資については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で、説明にかえさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第9号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第10号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第8、議案第10号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

新藤産業振興課長。

[産業振興課長 新藤 彰君発言]

○産業振興課長（新藤 彰君） それでは、議案第10号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、村内中小企業の経営安定を図るため、小口資金融資に係る借りかえ措置の期間の延長を行うものでございます。

なお、例規集につきましては、3巻の1, 181ページでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

議案書39ページをお開き願いたいと思っております。

榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例（平成18年榛東村条例第30号）の一部を次のように改正する。

以下、新旧対照表にてご説明申し上げます。

21ページをごらんいただきたいと思っております。

左が改正案、右が現行でございます。

初めに、附則。第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

次に、附則。第5項中「平成25年度以前」を「平成26年度以前」に「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」に改めるというものでございます。

補足説明を申し上げますと、榛東村小口資金融資促進条例は、県、金融機関、群馬県信用保証協会の3社が連携して、村内中小企業の信用力及び担保力の不足を補うとともに、小口事業の資金融資を促進し、よって、中小企業の振興を図ることを目的として施行された制度でございます。

県は今回の改正により、これまで借りている債務の借りかえに係る申し込み期限を平成28年3月31日までとし、さらに特例措置といたしまして平成27年度にて融資期間の延長申請があった場合に

は、3年間を超えた期間を限度として延長できるようにあわせて変更するものでございます。

これによりまして、本村もあわせて改正を行うものというものでございます。

39ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行するというものです。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

6番松岡稔君。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 毎年、この小口融資の借りがえが出てくるんですけども、今回、この条例の改正によって、榛東村の企業が何件ぐらい借りがえの該当になるか、答えられる範囲内で結構ですからお願いします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） この条例を読んでいただくとわかると思うんですけども、これから申し込みを受け付けるわけですから、それがどのくらいかというのは、大変申しわけございません、こちらで把握はできませんので、実際に条例が施行されて、その期間の中に借りがえが何人出てくるかというのは、ちょっとこちらのほうでは把握し切れません。大変申しわけございません。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第10号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第28号 村道の路線廃止について

○議長（金井佐則君） 日程第9、議案第28号 村道の路線廃止についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水喜代志建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長（清水喜代志君） 提案理由の説明を申し上げます。

道路法第10条の規定に基づき、路線廃止の議決をお願いする路線は1路線でございます。

議案書41ページが廃止路線調書、42ページが路線廃止図でございます。

これにより説明申し上げます。

路線番号4126、路線名、宿6号線、起点、大字広馬場字宿3824番1地先、終点、大字広馬場字宿3823番4地先、図面は42ページにあります。

この路線は、19区字輪寺東に位置し、現在道路としての形態をなしておらず、永年、公衆の用に供されておられません。また、用地につきましても個人所有となっており、廃止をお願いするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第28号 村道の路線廃止について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第29号 村道の路線認定について

○議長（金井佐則君） 日程第10、議案第29号 村道の路線認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長（清水喜代志君） 提案理由の説明を申し上げます。

道路法第8条の規定に基づき、路線認定の議決をお願いする路線は3路線でございます。

議案書44ページが認定路線調書、45ページが路線認定図でございます。

これにより説明申し上げます。

路線番号2339、路線名、大宮5号線、起点、大字長岡字大宮449番3地先、終点、大字長岡字大宮498番2地先、延長は72.31メートル、幅員は4メートルから3.5メートルでございます。

次に、路線番号2340、路線名、大宮6号線、起点、大字長岡字大宮449番1地先、終点、大字長岡字大宮449番1地先、延長は12.16メートル、幅員は4メートルから3.5メートルでございます。図面は45ページになります。

この路線は、大宮公園に隣接し、道城1号線から北へ侵入する赤道であります。前橋土木より協議がありまして、現在この道路は、建築基準法上の道路として認められておりません。村で認定してもらえるのであれば建築基準法の道路として扱いつつのこととあります。

次に、路線番号5261、路線名、山子田中野19号線、起点、大字山子田字中野2712番1地先、終点、大字山子田字中野2711番地先、図面は46ページになります。

この路線は、榛東ワイナリー西に位置し、工事の残土捨て場として利用していたところでございます。地型が悪いため所有者より要望があり、農地の換地処分を行いました。この換地によりまして新たに設置した道路になります。延長は49.14メートル、幅員は4メートルでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第29号 村道の路線認定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 1 1 号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第11、議案第11号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、提案理由についてご説明申し上げます。

下水道法施行令の一部改正に伴い、改正を行うものでございます。

議案書48ページをお願いいたします。

榛東村下水道条例の一部を改正する条例について、榛東村下水道条例（平成7年榛東村条例第16号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、新旧対照表にて説明をさせていただきます。22ページをお願いいたします。

新旧対照表22ページで、右が現行、左が改正案です。

第10条、除外施設の設置等に伴う排水基準の一部改正で、1項1号のアンダーライン部分が改正された条文になります。

朗読させていただきます。

1号、カドミウム及びその化合物、1リットルにつき現行ではカドミウム「0.1ミリグラム」を改正案では「0.03ミリグラム」に改正するものでございます。

下水道法施行令は、平成26年12月1日から施行ですが、経過措置が6カ月あるため、除外施設から排水基準が強化されたものでございます。

榛東村では、ちなみに該当施設はございません。

議案書48ページに戻っていただきまして。

附則。この条例は、交付の日から施行する。

例規集につきましては、第3巻の1,221ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第11号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第12 議案第12号 榛東村教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第12、議案第12号 榛東村教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 榛東村教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関する

必要な事項を定めるためでございます。

議案書50ページをお願いいたします。

新教育長は、特別職であるため地方公務員法の適用から外れ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項に定める規定により、新たに条例を定める必要が生じたものでございます。

当条例につきましては、新規条例ですので朗読し、説明にかえさせていただきます。

榛東村教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例。

趣旨。第1条、この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、榛東村教育委員会教育長（以下、教育長という。）の職務に専念する義務の特例に関する必要な事項を定めるものとする。

職務に専念する義務の免除。第2条、教育長は次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

1号、研修を受ける場合。2号、厚生に関する計画の実施に参加する場合。3号、前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合。

雑則。第3条、この条例に定めるもののほか、教育長の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項は教育委員会規則で定める。

附則。

施行日。1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置。2項、この条例の規定は、この条例の施行の際、現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下、同じ。）については、改正法附則第2条第1項の規定により、引き続き教育長として在職する間は適用しない。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第12号 榛東村教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 1 3 号 榛東村教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第13、議案第13号 榛東村教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水誠治学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 榛東村教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるためでございます。

議案書52ページをお願いします。

新教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項において、勤務時間、休暇等について新たに条例で定める必要が生じたものでございます。

当条例につきましては、新規条例ですので、朗読し、説明にかえさせていただきます。

榛東村教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例。

目的。第1条、この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項に規定する榛東村教育委員会教育長（以下、教育長という。）の勤務時間のほか、必要な条件に関して定めることを目的とする。

勤務時間、休暇等。第2条、教育長の勤務時間、休日及び休暇については、村長の事務部局の一般職の職員の例による。

附則。施行日。1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置。2項、この条例の規定は、この条例の施行の際、現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。

以下、同じ。)については、改正法附則第2条第1項の規定により、引き続き教育長として在職する間は適用しない。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第13号 榛東村教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 議案第14号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第14、議案第14号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

預かり保育を行うことによりまして、保護者の子育てを支援するものでございます。

議案書54ページをお願いいたします。

当条例につきましては、例規集の1,319ページから1,320ページにございます。

新旧対照表につきましては、23ページでございます。

この条例の施行につきましては、別に要綱を定めて預かり保育を実施しているところでございます。要綱につきましては、例規集の1,321ページから1,322ページでございます。

現在の要綱は、平成23年6月1日から施行されたもので、目的は、預かり保育の施行を実施するに当たって必要な事項を定めたもので、預かり保育時間の延長を行い軌道に乗ったことから、要綱の目的を幼児の心身の健全な発達を図るとともに保護者の子育てを支援することを目的として、全面改正するものでございます。

新旧対照表23ページをお願いいたします。

第2条第2項、現行条例、右側では、保育管理要綱第5条で定める「預かり保育の形態及び保育時間ごとの保育料は、別表に定めるところによる」となっておりますが、保育の形態については要綱で定められており、要綱の改正に伴って上位の条例を改正する必要性が生じたもので、今後、要綱改正に伴って条例改正する必要性が生じないよう、左側下線部分の「預かり保育の保育料は、別表に定めるところによる」に改正し、別表中右側、現行預かり保育料の欄、一人月額を表記を、左側改正案では、一人をそれぞれ削り、一時預かり保育中に休業日と休業日以外とを区分して、明確にするため別表を改正するものでございます。

現在行っております預かり保育の実施内容については、変更はございません。

議案書54ページをお願いいたします。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第14号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第15号 榛東村社会教育委員に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（金井佐則君） 日程第15、議案第15号 榛東村社会教育委員に関する条例の一部を改正する
条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水義美生涯学習課長。

[生涯学習課長 清水義美君発言]

○生涯学習課長（清水義美君） 榛東村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、
提案理由をご説明いたします。

社会教育員の定数について、所要の改正を行うものでございます。

例規集につきましては、3巻の1,341ページ、新旧対照表につきましては、25ページでございます。

議案書の56ページをお開きください。

榛東村社会教育委員に関する条例（昭和35年榛東村条例第1号）の一部を次のように改正する。

一部改正でございますので、新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表25ページをごらんください。

表の右側が現行、左側が改正案、下線部分が改正箇所でございます。

定数。第4条中の委員の定数、現行「13人」を改正「13人以内」に改めるものでございます。

改正の経緯についてご説明いたします。

村議会議員の各種審議会等への参加の見直しの検討がなされ、社会教育委員につきましては、委員
13名中2名の議員の方が委員として委嘱されていることから、社会教育員会議において、あるべき委
員の構成について検討した結果、委嘱に当たっては年齢のバランスを図るとともに、子育て世代や女
性委員の比率向上、公募枠の検討、慣例となっていた各団体の代表者に限定されないなどを配慮した
新たな構成の見直しの方針について、定例教育委員会において建議がなされました。

今回、この建議の内容方針に沿った社会教育委員の委嘱を行おうとするものでございます。

現在の委員の任期が平成27年3月までとなっていることから、4月時点で現行の条例定数13人に充
足しない状況となることを懸念されるため、不測の事態に備えるため13人以内に改めるものでござい
ます。

議案書56ページをごらんください。

附則。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしく申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第15号 榛東村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第16号 榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第16、議案第16号 榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明いたします。

南小学校体育館の整備に伴い、施設使用料の改正を行うものでございます。

条例につきましては、3巻の1,381ページから1,382ページ、新旧対照表につきましては26ページでございます。

議案書の58ページをごらんください。

榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例（平成17年榛東村条例第20号）の一部を次の

ように改正する。

一部改正でございますので、新旧対照表より説明いたします。

新旧対照表の26ページをごらんください。

表の右側が現行、左側が改正案です。下線部分が改正しようとする箇所でございます。

第1条中の現行の「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）」を改正案では、「スポーツ基本法（平成23年法律78号）」に改めるものでございます。

これは、スポーツ振興法がスポーツ基本法に平成23年度に全面改正されたことに伴い、本条例を修正する必要があったものですが、今回、本会議において条例の過誤の修正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

別表（第8条第1項関係）使用料欄の中段の榛東村立南小学校の項を改めるものでございます。

区分の現行の「講堂」を、改正案では「体育館」に改め、現行の「全面」を改正案では「全面と2分の1面」とし、施設使用料（3時間当たり）の現行の「全面200円」を改正案では「全面610円と、2分の1面300円」に改めるものでございます。

昭和54年3月に南小学校講堂として建てられ、今回の改築では、体育館として建設されたことにより体育館としたものです。また、現行の講堂が690平米から、新体育館で1,121平米に増築され、アリーナの利用形態はスポ少バスケット2面、6人制バレーボール2面、バドミントン3面の利用が可能となり、2分の1面の使用も可能となったことから、全面と2分の1面の使用区分としたものです。

施設使用料につきましては、学校開放施設として使用者から維持管理費に要する経費の一部の負担を求める実費弁済方式として各小中学校の使用料が改正されていることを踏まえ、南小学校体育館の施設使用料につきましては、北小学校体育館と同規模の体育館となり、また利用形態がほぼ同じことであることから、北小体育館の使用料との整合を加味し、全面610円、2分の1面300円とするものでございます。

議案書58ページをごらんください。

附則。この条例は、平成27年4月1日から施行し、この条例の施行の日以降に行う施設の使用等に係る使用料について適用する。

以上、ご審議の上ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第16号 榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第17 発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第17、発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

岩田好雄議会運営委員長。

[議会運営委員長 岩田好雄君発言]

○議会運営委員長（岩田好雄君） 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うものです。

一部改正ですので、新旧対照表により説明します。

新旧対照表27ページをお願いします。

右が現行、左が改正案となっております。

出席説明の要求、第18条「教育委員会の委員長」を改正案アンダーライン部分「教育委員会の教育長」に改正するものであります。

議案書60ページにお戻りください。

附則。施行日。第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置。第2項、この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の榛東村議会委員会条例第18条の規定は適用せず、改正前の榛東村議会委員会条例第18条の規定は、なおその効力を有する。

以上、説明を終わります。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、休憩といたします。再開を10時30分より行います。

午前10時12分休憩

午前10時30分再開

○議長（金井佐則君） 休憩に引き続き会議を再開いたします。

◇

◎日程第18 議案第27号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議 について

○議長（金井佐則君） 日程第18、議案第27号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議
についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村上和好総務課長。

[総務課長 村上和好君発言]

○総務課長（村上和好君） それでは、提案理由を説明させていただきます。

群馬県市町村総合事務組合の組織団体である東毛広域市町村圏振興整備組合（太田市、館林市、板倉町、明和村、千代田町、大泉町及び邑楽町で組織）が平成27年3月31日限りで解散（任意解散）するためでございます。若干補足説明をさせていただきます。

東毛広域市町村圏振興整備組合の事業が縮小し、現在、林間学校の管理運営のみとなっております。現状を踏まえ業務の効率性の観点から、林間学校は任意の協議会へ移行し、組合については組合議会及び構成市町村の議会を経て解散することとなったことによるものでございます。

議案書の63ページをお願いします。朗読して説明にかえさせていただきます。

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書。

群馬県市町村総合事務組合規約を下記の群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約により変更するものとする。

記。

群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約。

群馬県市町村総合事務組合規約（平成2年群馬県指令地第18号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

28ページをお願いいたします。

若干字が小さくて見えづらいのですが、ご了承いただきたいと思えます。

別表第1中、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、東毛広域市町村圏振興整備組合を改正案では、利根沼田広域市町村圏振興整備組合に改めるものでございます。

同じく別表第2の1の項中、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、東毛広域市町村圏振興整備組合を、改正案では利根沼田広域市町村圏振興整備組合に改めるものでございます。

議案書の63ページに戻ります。

附則でございます。

1項、この規約は、平成27年4月1日から施行する。

第2項、群馬県市町村総合事務組合の財産（権利、義務）以下たる東毛広域市町村圏振興整備組合の持ち分（この規約の施行の日の前日における東毛広域市町村圏振興整備組合に帰属する権利、義務の部分）は、群馬県市町村総合事務組合規約第12条の規定による還付または特別徴収に係る権利、義務に限るものとし、東毛広域市町村圏振興整備組合の事務を承継する団体が承継する、でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第27号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第19 議案第17号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第11号）

○議長（金井佐則君） 日程第19、議案第17号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本比佐志基地・財政課長。

[基地・財政課長 山本比佐志君発言]

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成26年度榛東村一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度末を控え、歳入歳出ともに確定あるいは確定見込みによる補正となっております。これを受けて、浮いてきた一般財源により、財政調整基金の繰り入れを減額するものなどがございます。

65ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款村税、補正額806万5,000円、計14億206万9,000円。1項村民税、補正額26万5,000円、計6億4,570万6,000円。2項固定資産税、補正額780万円、計6億4,658万8,000円。

7款ゴルフ利用税交付金、補正額310万円の減、計1,000万円。1項ゴルフ利用税交付金、同額でございます。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、補正額310万5,000円、計6,807万6,000円。1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、同額でございます。

11款地方交付税、補正額200万9,000円、計13億4,627万4,000円。1項地方交付税、同額でございます。

14款使用料及び手数料、補正額131万7,000円の減、計2,941万6,000円。1項使用料、補正額100万6,000円の減、計2,144万5,000円。2項手数料、31万1,000円の減、計797万1,000円。

15款国庫支出金、補正額111万9,000円、計7億327万1,000円。1項国庫負担金、補正額977万4,000円の減、計3億5,745万4,000円。2項国庫補助金、補正額1,089万3,000円、計3億4,163万6,000円。

16款県支出金、補正額1,645万8,000円の減、計8億1,637万2,000円。1項県負担金、補正額46万2,000円の減、計2億414万1,000円。2項県補助金、補正額1,456万7,000円の減、計5億7,799万5,000円。3項県委託金、補正額142万9,000円の減、計3,423万6,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

17款財産収入、補正額148万8,000円の減、計5,534万1,000円。1項財産運用収入、補正額148万8,000円の減、計5,384万8,000円。

18款寄附金、補正額5万円、計7,559万5,000円。1項寄附金、同額でございます。

19款繰入金、補正額1億1,215万8,000円の減、計5億4,925万7,000円。1項基金繰入金、同額でございます。

21款諸収入、補正額89万4,000円の減、計5,887万5,000円。1項延滞金加算金及び過料、補正額86万5,000円、計446万8,000円。4項雑入、補正額175万9,000円の減、計5,357万7,000円。

歳入合計でございます。補正前の額59億1,863万7,000円、補正額1億2,106万7,000円の減、計57億9,757万円でございます。

続きまして、67ページをお願いいたします。

歳出でございます。同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款総務費、補正額43万3,000円、計9億2,121万8,000円。1項総務管理費、補正額797万5,000円、計7億6,916万3,000円。2項徴税費、補正額53万7,000円の減、計9,773万8,000円。4項選挙費、補正額698万5,000円の減、計1,177万2,000円。6項監査委員費、補正額2万円の減、計44万7,000円。

3款民生費、補正額5,852万9,000円の減、計17億7,181万5,000円、1項社会福祉費、補正額2,084万2,000円の減、計11億5,181万1,000円、2項児童福祉費、補正額3,768万7,000円の減、計6億1,619万8,000円。

4款衛生費、補正額2,355万3,000円の減、計2億8,886万3,000円、1項保健衛生費、補正額1,946万3,000円の減、計1億7,428万1,000円、2項清掃費、補正額409万円の減、計1億1,458万2,000円。

5款労働費、補正額4万8,000円の減、計451万円5,000円、1項労働諸費、同額でございます。

6款農林水産業費、補正額3,948万円の減、計7億8,429万4,000円。1項農業費、補正額3,819万5,000円の減、計7億6,511万円。2項林業費、補正額128万5,000円の減、計1,918万4,000円。

7款商工費、補正額322万7,000円の減、計1,896万7,000円。1項商工費、同額でございます。

8款土木費、補正額3,292万7,000円、計4億4,767万1,000円。1項土木管理費、補正額15万円の減、計1,811万2,000円でございます。2項道路橋梁費、補正額1,673万5,000円の減、計2億3,894万2,000

円。3項河川費、補正額54万円の減、計284万8,000円。5項都市計画費、補正額5,035万2,000円、計1億8,106万8,000円。

9款消防費、補正額18万円、計2億5,393万2,000円。1項消防費、同額でございます。

10款教育費、補正額2,956万7,000円の減、計8億9,349万4,000円。1項教育総務費、補正額138万8,000円の減、計5,693万9,000円。2項小学校費、補正額455万6,000円の減、計2億3,555万5,000円。3項中学校費45万円の減、計9,026万3,000円。4項幼稚園費、補正額256万3,000円の減、計1億367万8,000円。5項社会教育費、補正額1,777万1,000円の減、計2億7,542万2,000円。6項保健体育費、補正額283万9,000円の減、計1億3,163万7,000円。

13款諸支出金、補正額20万3,000円の減、計34万3,000円。2項土地開発基金費、補正額20万3,000円の減、計34万2,000円。

歳出合計でございます。補正前の額59億1,863万7,000円、補正額1億2,106万7,000円の減、計57億9,757万円でございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正でございます。1、追加でございます。いずれも年度内に事業が完了しない見込みであることから、翌年度に繰り越すものでございます。左から款、項、事業名の順に朗読させていただきます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、農業経営基盤強化促進事業費、金額3億5,174万5,000円。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、道路維持一般経費、金額510万円。8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、金額557万円。8款土木費、2項道路橋りょう費、防衛施設周辺民生安定施設整備事業、金額1,375万3,000円。8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、村単独道路新設改良事業、金額1,817万9,000円。

2、変更でございます。10款教育費、5項社会教育費、補正前、事業名、中央コミュニティセンター整備事業、金額1,871万7,000円。補正後、事業名、同、金額604万8,000円でございます。

71ページから72ページは、歳入歳出事項別明細書（総括）でございます。説明は省略させていただきます。

74ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

1番上の枠、1款村税につきましては、1項村民税及びこの下の枠、2項固定資産税まで、収入見込額の増減に伴う補正でございます。内訳につきましては、各目の説明欄をごらんいただきたいと思います。

76ページをお願いいたします。

一番下の枠でございます。15款1項1目民生費国庫負担金、補正額962万4,000円の減の主なものは、3節児童福祉費負担金同額の減で、主なものは説明欄にある児童手当交付金870万1,000円の減で、確

定見込みによるものでございます。

77ページ、お願いいたします。

真ん中の枠、2段目、15款2項2目民生費国庫補助金、補正額892万4,000円の減の主なものは、1節社会福祉費補助金538万9,000円の減で、説明欄にある臨時福祉給付金寄附事業補助金474万5,000円の減で、事業確定見込みによるものでございます。この枠の一番下の段、8目特定防衛施設周辺整備調整交付金、補正額1,929万8,000円は、確定見込みにより同額を基金に積み立てるものでございます。

78ページをお願いいたします。

上の段、16款2項2目民生費兼補助金、補正額1,023万8,000円の減の主なものは、1節社会福祉費補助金1,032万8,000円の減で、説明欄にある再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金1,031万1,000円の減で、歳出の隣保館の太陽光発電設備工事費等の確定見込みによるものでございます。

80ページをお願いいたします。

上から2段目の枠、19款1項1目基金繰入金、補正額1億1,215万8,000円の減は1節基金繰入金で、主なものは説明欄にある財政調整基金繰入金8,064万9,000円の減は、各事業の確定あるいは確定見込みを受けて浮いてきた一般財源により財政調整基金の繰入金を減額するものでございます。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金640万円の減は、歳出の、道路新設改良費において同交付金事業の確定見込みによるものでございます。農業用水維持管理基金繰入金2,218万4,000円の減は、歳出の農業用水維持管理費において電気料等の変更見込みによるものでございます。

83ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

上の枠、2款1項1目一般管理費、補正額113万6,000円の主なものは、2節給料197万9,000円の減で、説明欄にある一般職でございます。3節職員手当等1万円は、説明欄にある職員給与費で各手当によるものでございます。4節共済費300万円は、説明欄にある市町村総合事務組合退職手当負担金でございます。以下、各目に計上されております2節給料、3節職員手当等、4節共済費の説明は省略させていただきます。

84ページをお願いいたします。

上から2段目、2款1項6目企画費、補正額1,929万8,000円は、25節積立金で説明欄にある特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金に積み立てるものでございます。一番下の段、11目コミュニティ共用施設費、補正額766万8,000円の減は、事業の確定見込みにより、12節役務費以下を減額するものでございます。

少し飛ばしまして、90ページをお願いいたします。

上の枠でございます。3款1項1目社会福祉総務費、補正額737万8,000円の減の主なものは、19節負担金、補助及び交付金474万5,000円の減で、説明欄にある臨時福祉給付金給付事業の確定見込みによるものでございます。

92ページをお願いいたします。

上の段、3款1項6目地域改善対策費、補正額762万6,000円の減の主なものは、15節工事請負費728万円の減で、説明欄にある隣保館整備事業における太陽光発電設備工事費の確定見込みによるものでございます。

93ページをお願いいたします。

下の枠、3款2項1目児童福祉総務費、補正額1,821万4,000円の減の主なものは、次のページ、20節扶助費1,474万5,000円の減で、説明欄にある児童手当の確定見込みによるものでございます。この下の段、2目児童措置費、補正額1,991万3,000円の減は、19節負担金、補助及び交付金同額で、主なものは説明欄にある児童保育費において、当初児童数が当初見込みより少なかったことにより、保育負担金2,000万円を減額するものでございます。

95ページをお願いいたします。

上から2段目、4款1項2目予防費、補正額1,761万7,000円の減は、13節委託料で、説明欄にある予防費一般経費における予防接種委託料を減額するものでございます。

98ページをお願いいたします。

下から2段目、6款1項8目農業用水管理費、補正額2,533万4,000円の減は、11節需用費1,800万円の減で、電気料の減によるもの、15節工事請負費733万4,000円の減は、農業用水施設改修工事の確定見込みによるものでございます。

100ページをお願いいたします。

下の枠、一番下の段、8款2項3目道路新設改良費、補正額1,531万円の減の主なものは、13節委託料920万円の減で、説明欄にある社会資本整備総合交付金事業における測量設計業務委託料の減と次のページ、15節工事請負費600万円の減は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業における1号、3号計画道路の確定見込み及び確定によるものでございます。

102ページをお願いいたします。

上の枠、下の段、8款5項3目公共下水道費、補正額4,716万7,000円は28節繰出金で、公共下水道事業特別会計繰出金でございます。

少し飛ばしまして、106ページをお願いいたします。

10款5項1目社会教育総務費、補正額1,587万2,000円の減の主なものは、次のページ、13節委託料1,513万5,000円の減で、中央コミュニティセンター整備事業における建設測量委託料の確定見込みによるものでございます。

少し飛ばしまして、112ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。これにつきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

12番早坂通君。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） まず1つ目、69ページ、繰越明許費のところの追加のほうで、農林水産業費、事業名が農業経営基盤強化促進事業3億5,174万5,000円繰り越しということなのですが、額が大きいわけなのですが、この事業というのはどういう事業なのかということをお聞きします。

それと、次に2つ目が、76ページの説明欄のところ、しんとう総合グラウンドテニス用使用料が43万9,000円減額になっているのですが、この減額の理由については過大見積もりなのか、使用者が減ったのか、ともなければ落雷と何か関係あるのかお尋ねをします。

以上です。

○議長（金井佐則君） 新藤課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） 早坂議員さんのご質問でございますけれども、繰越明許ということでご説明させていただきます。6款農林水産業費、それから1項農業費ということですが、これについては25年度の大雪により破損したビニールハウス等の農業施設の復旧工事が、材料並びに人手不足により事業を完了できないということが確定しました。そういったことで繰り越しをするものでございます。詳しく申し上げますと、完了済みでございますけれども、撤去については26年度が52件で4,105万5,408円、再建が26年度が31件で、7,883万2,884円。一方、繰り越しでございますけれども、再建が21件、3億5,174万4,708円ということでございます。繰り越しの中に撤去がないのは、撤去については当該年度だけということ繰り越しは認めないということでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 早坂議員さんの、76ページのしんとう総合グラウンドテニス用使用料43万9,000円の減額についてですけれども、これにつきましては、7月における落雷事故による影響が主なもので、屋外の照明灯が使用できなかったということで夜間のテニスコートの使用が、利用がなかったということでございます。またサッカー場につきましても同様のことが原因と考えています。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑。

11番岸昭勝君。

〔11番 岸 昭勝君発言〕

○11番（岸 昭勝君） 11番岸です。

95ページ、2の予防費なんですけれども、△1,761万7,000円とあるんですけれども、大分差があるんですけれども、その内容についてちょっと説明していただけますか。

○議長（金井佐則君） 小野関課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 13節委託料、1,761万7,000円の減額につきましては、予防接種の委託料が当初見込みより少なかったことによる減額でございますが、特に子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が、年度当初に解消されたことにより子宮頸がんの予防接種、実施がほとんどなかったという事で、それが大きな原因でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 岸君、いいですか。

○11番（岸 昭勝君） はい。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑。

5番小野関武利君。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 5番小野関であります。

98ページの農業用水維持管理費の電気料であります。1,800万円の減額でありますけれども、当初予算の8,450万円に比べて2割を超える減額ということでありますので、その理由をご説明お願いします。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 電気料の減額の理由ですけれども、これにつきましては、北部関係で新長岡浄水場改修に伴う送水ポンプ等を設置しております。これによりまして、前年比が700万円ほどの減額となっております。

それと、当初見込みの分の増額がなかったことによる、その差額による減額になっております。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 今の説明では、北部の部分で700万円という話で、その後の部分の説明、ちょっとよく聞き取れなかったのですけれども、どうあれ1,800万円減額になるよということで経費が節減されたということは喜ばしいことだというふうには思っております。

そこで、この農業用水維持管理の中の電気料については、水道会計も応分の負担をすべきだということで議会の中でもたびたび論議されてきているところでもあります。見直しを実施しているのかなということも理解しているのですが、その利用者の農業と水道との負担の部分について見直しは終わっ

ているのかどうか。それから、終わっていなければ見直しを何年度ごろまでに完了させるのかお聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 水道の負担分につきましては、26年度が17.5%、27年度につきましては22.5%、28年度につきましては27.5%、29年度以降については30%ということで、応分の負担ということで割合が決まっております。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 見直しについては一遍にということはそれなりにいろいろ問題も出てこようかということで、30年度を最終年ということでの理解でよろしいですか。

それと、村長にお伺いするのですけれども、応分の負担ということでの水道の負担率、3割程度ということで今回答があったわけでありましてけれども、その30%という割合は妥当かどうか、どんなふうに考えているかをお聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 前、議会のほうからその質問について見直しをなささいよと、そして農業用水のほうの基金もだんだんと減るのだから、そこいらも見直してくださいという要望がありまして、今回このような計画を立てさせていただいたわけでございます。ただいまの30%がいいか悪いかということでございますけれども、今の情勢からいけば妥当なパーセンテージではないかなというふうに思います。それと同時に、この農業用水の管理費もだんだんと縮小されてきております。そんな中で、議会でも指摘がございましたように、この費用を何とか抑制するために新しい事業を始めたかどうかというようなお話もございまして、今それも研究をさせていただいているところでございます。

それと同時に、水道負担分については、やはり後世に負担を残すと、求めないというような観点から、水道料金もまた有識者会議等を開いていただきまして、また検討委員会等がございますから、そういうところで今の情勢からいって、それから繰り出しているところの金額からいってどうだろうかというようなことを、上げる、下げるはともかくそういった意見の集約はこれからしていなければならないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑。

10番岩田好雄君。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 10番岩田です。

102ページ、一番上の15節工事請負費306万8,000円。防災広場整備事業ですが、これたしか繰り越し事業だと思うのですが、この時期に補正が出るのはどういう理由ですか説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 防災広場の関係については、繰り越しという形で事業をしているわけですが、当該年度におきまして整地している中で整地土量が足りないということが判明しました。約530立方メートルほど足りない。また上野幹線に隣接するところ、この付近につきまして雨水が集まってしまうというような状態がありまして、この辺の処理をするために排水施設を設置したりということもあります。また最終的な流末の関係で八幡川に排水するのですけれども、そこの箇所への立木の伐採、それからその処理費という新たな工事が発生したことによりまして、今回補正をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 10番。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 繰り越しの事業でありながら、年度あと20日ほど残すところに来てまだ完了もしていない。繰り越し事業というのはもう予算も繰り越しされているわけですから、もっと早期に完了すべき事業ではないかと思うのですが、またその設計上わからなかった部分が出たのだから、当初の不備があったのだから、今ごろこういう補正が出てくるというのは何か納得できない部分があるんですが、もっと早くわからなかったんですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 残土の関係につきましては、当初は足りるという計算上でございました。断面積のとり方というのがあると思うのですけれども、その辺が少し当初と違ったかなと思っています。その辺がわかったのが12月末でした。この関係で、村内で残土がないかというそのようなことで幾つか当たってみたのですけれども、なかなかこの残土の関係がございませんでした。今回は残土を補足するというので吉岡町のほうから入れていただくということでございます。

また、上野幹線につきましては、村道の管理者といろいろ協議してまして、その敷地と道路の間の雨水がたまってしまって、現況でもうまく流れないような状態になっておりますので、その辺を今回の工事の中で解消したいと、そんなことで上げさせていただきました。

以上です。

○議長（金井佐則君） 10番。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 村長に伺うんですが、繰り越し事業の扱いなんですが、今回の補正にも繰

り越しが幾つかあるんですが、こういった繰り越しがなぜこんなに事業完了を遅くまでになるのだから、村長の考え方を伺います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ことは本当に多くなったという懸念もされているところでございます。繰り越しがされるというのは、1つには国の交付金を当てにしてやるという事業については、やはり二次交付が非常に遅いというような関係からこういうのが出る危険性があるということが一つでございます。

それともう一つは、今、震災で非常に工事を進めるにおいて、4年間たっちはいるのですけれども、なかなか資材が入らないことと、それからその入荷が調達できないという業者の事情もでございます。そして繰り越しになると。1つの例を挙げますと、東電の移設事業については大体今、半年からそこから待つというような状況の中で、それも一部今回上げさせていただいている繰り越しの事案でございます。そういったさまざまな社会情勢の中での繰り越しもあるけれども、行政とすれば何とか年度内の事業は進めていくということが原則でございますので、今回は出てしまったことについてはおわびを申し上げ、これからそういったものについてはきちんと精査をし、こういうものが出ないように、どうしてもやらなければならないものについては皆さんにまたご理解を得るわけですが、出ないように努めていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

6番松岡稔君。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 68ページの農業振興補助金の361万8,000円。これ、野菜王国・ぐんま、はばたけ群馬の予算かと思えますけれども、この予算のあれのときに認定農業者等連絡協議会の意見を聞いて立てた予算だと思います。使い勝手がとても悪いのです。農業者にこの補助事業を説明するとき、産業振興課ではどのような説明をしていますか。

○議長（金井佐則君） 新藤課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） 初めに、この減額をした理由について申し上げたいと思うのですが、当初この金額で希望してきた事業者の方について、年度途中で県の補助要件に合致しないということが確定しました。そういうことでやむなく村の村単に切りかえて別の施策を講じたわけなのですが、いずれにしても事業者について希望はございました。広報していないのではなくてあったんですけれども、やはり県のほうの補助要件が非常に厳しく使い勝手が非常に悪いということなので、そのようなところで今回の減額に至っているということが実情だと思います。

○議長（金井佐則君） 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) 本当に使い勝手の悪い、希望しても県の要綱に合わなかった。これ村のほうから県のほうに縛りを緩めるような、そういうふうな政策とかは今後産業振興のほうでも言ってもらいたいと思います。村長も榛東村の産業が、農業が基幹産業だと言っているの、この辺について県会議員だとか、そういうのに言ってもらいたいと思うのですけれども、課長の考えはどうか。

○議長(金井佐則君) 産業振興課長。

[産業振興課長 新藤 彰君発言]

○産業振興課長(新藤 彰君) 松岡議員さんがおっしゃるとおりなんです。非常に使い勝手が悪くて、補助事業に上げてみて毎年度非常に残が出てしまうというような形が出ていますので、ですからそうだとすればこの事業、県とすればこういったメニューをつくらなければいいのでしょうか、そうはいつでもほかの町村で使っているところがあります。榛東にとってはこれからの、今おっしゃったとおり県の補助要綱をまず変えてもらわなくてはならないところでございますので、非常にハードルの高い部分がございます。

村長もいろいろな会議に出ていますし、また幸い県会議員も農業を一つの活動のテーマとしておることもありますので、ぜひいろんなところから機会を捉えて、まず県の中で補助要件を緩めてもらうというような形、できる限り農業の人たちの使い勝手がいいような形で改正していただくということ、これは機会を捉えてお願いしていきたいと考えております。

○議長(金井佐則君) いいですか。

[「はい」の声あり]

○議長(金井佐則君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第17号 平成26年度榛東村一般会計補正予算(第11号)について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第18号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算

(第3号)

○議長（金井佐則君） 日程第20、議案第18号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関均健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成26年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業量確定または確定見込み等による国庫、県費等の負担金、補助金の確定または確定見込みによる補正でございます。

議案書の116ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、初めに歳入です。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1款国民健康保険税、補正額2,100万6,000円の減、計4億6,625万円。1項国民健康保険税、補正額、計ともに同額です。

4款国庫支出金、補正額2,605万5,000円の減、計3億2,041万5,000円。1項国庫負担金、補正額123万2,000円の減、計2億7,041万4,000円。2項国庫補助金、補正額2,482万3,000円の減、計5,000万1,000円。

5款療養給付費交付金、補正額1,447万4,000円の減、計9,373万2,000円。1項療養給付費等交付金、補正額、計とも同額です。

7款県支出金、補正額842万2,000円の減、計7,994万2,000円。1項県負担金、補正額123万2,000円の減、計1,262万1,000円。2項県補助金、補正額719万円の減、計6,732万1,000円。

8款共同事業交付金、補正額151万7,000円の減、計1億8,435万3,000円。1項共同事業交付金、補正額、計とも同額です。

10款繰入金、補正額38万9,000円、計1億696万7,000円。1項他会計繰入金、補正額38万9,000円、計1億696万6,000円。

12款諸収入、補正額299万4,000円、計582万4,000円。1項延滞金、加算金及び過料、補正額250万円、計503万2,000円。4項雑入、補正額49万4,000円、計79万円。

歳入合計、補正前の額18億7,282万7,000円、補正額6,809万1,000円の減、計18億473万6,000円でご

ございます。

続きまして、117ページをお願いいたします。歳出です。

2款保険給付費、補正額3,001万円、計11億5,772万5,000円。1項療養諸費、補正額3,000万円、計10億2,107万5,000円。2項高額療養費、補正額1万円、計1億2,534万円。

7款共同事業拠出金、補正額1,249万5,000円の減、計2億37万6,000円。1項共同事業拠出金、補正額、計とも同額です。

8款保健事業費、補正額250万円の減、計1,577万4,000円。1項特定健康診査等事業費、補正額250万円の減、計1,111万7,000円。

9款基金積立金、補正額1億1,160万6,000円の減、計6,610万4,000円。1項基金積立金、補正額、計とも同額です。

11款諸支支出金、補正額2,850万円、計3,464万4,000円。1項償還金及び還付加算金、補正額2,850万円、計3,435万4,000円です。

歳出合計、補正前の額18億7,282万7,000円、補正額6,809万1,000円の減、計18億473万6,000円でございます。

118ページからの歳入歳出予算事項別明細書（総括）の説明は省略をさせていただきます。

122ページからお願いいたします。主なものについて説明をさせていただきます。

まず、1款1項国民健康保険税2,100万6,000円の減。これにつきましては、税の軽減措置の拡充によりまして、当初見込みに比較して歳入調定が減額となったことによる減額でございます。軽減率の拡充に係る法改正が、昨年の年度末に実施をされまして、予算算定時には未確定であるということによるものでございます。

次に、123ページをお願いいたします。

4款1項2目高額医療費共同事業負担金、1節高額医療費共同事業負担金131万3,000円の減。これにつきましては拠出金額確定による国庫負担金の確定によるものでございます。2節特定健康診査等負担金、過年度分の8万1,000円は実績確定による過年度分の追加交付によるものでございます。

4款2項1目財政調整交付金2,482万3,000円の減は、前年度の実績による減額でございます。

5款1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分1,447万4,000円の減は、交付金額確定による減額でございます。

7款1項1目高額医療共同事業負担金131万3,000円の減は、拠出金額確定による県負担金の確定によるものでございます。2目特定健康診査等負担金8万1,000円は、実績確定による過年度分の追加交付でございます。

次に、124ページをお願いいたします。

7款2項2目財政調整交付金719万円の減額でございますが、前年度交付実績による減額でございます。

8款1項1目高額医療費共同事業交付金89万2,000円と、2目保険財政共同安定化事業交付金240万9,000円の減は、国保連合会からの本年度の実績通知による補正でございます。

10款1項1目一般会計繰入金38万9,000円は、5節財政安定化支援事業288万9,000円の増。それから、6節特定健康診査繰入金250万円の減額によるものです。

12款1項1目一般被保険者延滞金250万円の増額は、徴収実績による増額でございます。

次、125ページをお願いいたします。

12款4項1目一般被保険者第三者納付金13万3,000円は求償事務によりまして返還金が発生したものでございます。それから3目一般被保険者返納金31万7,000円。4目退職被保険者等返納金7万4,000円は、県の指導監査による医療機関からの返納金でございます。

続きまして、127ページをお願いいたします。

歳出です。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、19節負担金、補助金及び交付金3,000万円は、上半期の給付状況から推計いたしまして不足分の補正をお願いするものです。

2款2項3目一般被保険者高額介護合算療養費も同様に不足分の補正をお願いするものです。

次に、128ページをお願いいたします。

7款1項1目高額医療共同事業拠出金525万1,000円の減額。2目保険財政共同安定化事業拠出金724万4,000円の減額は、国保連合会からの拠出額確定通知による減額でございます。

次に、8款1項1目特定健康診査等事業費250万円の減額は、当初見込みよりも受診者が減少したことによる委託料の減額でございます。

129ページをお願いします。

9款1項1目国民健康保険基金積立金1億1,160万6,000円の減額は、国保の特別会計内の資金調整による減額でございます。

11款1項3目一般被保険者国県支出金償還金2,850万円は、前年度の実績によりまして精算還付が必要となりましたので補正をお願いするものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第18号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第19号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（金井佐則君） 日程第21、議案第19号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の補正も事業量の確定見込み等による国庫、県費等の負担金、補助金の確定、または確定見込みによる補正でございます。

議案書の131ページをお願いいたします。第1表の歳入歳出予算補正、歳入です。

左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料、補正額538万3,000円の減、計6,717万7,000円です。1項後期高齢者医療保険料、補正額、計とも同額です。

3款繰入金、補正額16万2,000円の減、計3,340万5,000円。1項一般会計繰入金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正前の額1億628万7,000円、補正額554万5,000円の減、計1億74万2,000円。

続きまして、132ページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費、補正額16万2,000円の減、計149万3,000円。1項総務管理費、補正額16万2,000円の減、計31万円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額538万3,000円の減、計9,896万6,000円。1項後期高齢

者医療広域連合納付金、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額 1 億628万7,000円、補正額554万5,000円、計 1 億74万2,000円でございます。

133ページからの歳入歳出予算事項別明細書（総括）の説明は省略をさせていただきます。

137ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療特別徴収保険料208万円の減。2 目後期高齢者医療普通徴収保険料303万3,000円の減。これは、当初見込みと比較しまして所得水準等により減額となったものでございます。

3 款 1 項 1 目事務費等繰入金16万2,000円の減は、歳出一般管理費での不用額による減額でございます。

次に、139ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費、13節委託料16万2,000円の減額は、後期高齢者医療対応システム保守委託料の中で事業費が確定になったことによる減額でございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、19節負担金、補助及び交付金538万3,000円の減。これは、被保険者保険料歳入額の減額による納付金の減額でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第19号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第20号 平成26年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（金井佐則君） 日程第22、議案第20号 平成26年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3

号) を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長(小野関 均君) それでは、平成26年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第3号)について説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正につきましても、事業量の確定見込み等による国庫、県費等の負担金、補助金の確定、または確定見込みによる補正でございます。

141ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1款保険料、補正額1,305万4,000円の減、計2億1,508万2,000円。1項介護保険料、補正額、計とも同額です。

3款国庫支出金、補正額1,315万4,000円の減、計2億3,278万2,000円。1項国庫支出金、補正額150万4,000円の減、計1億8,314万6,000円。2項国庫補助金、補正額1,165万円の減、計4,963万6,000円。

4款支払基金交付金、補正額1,080万5,000円の減、計2億9,374万4,000円。1項支払基金交付金、補正額、計とも同額です。

5款県支出金、補正額688万2,000円の減、計1億5,300万6,000円。1項県負担金、補正額652万3,000円の減、計1億4,888万2,000円。2項県補助金、補正額35万9,000円の減、計412万4,000円。

7款繰入金、補正額237万9,000円の減、計1億5,340万7,000円。1項一般会計繰入金、補正額237万9,000円の減、計1億5,340万6,000円。

歳入合計。補正前の額11億1,784万9,000円、補正額4,627万4,000円の減、計10億7,157万5,000円でございます。

142ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、補正額263万7,000円、計2,347万6,000円。1項総務管理費、補正額259万2,000円、計1,220万2,000円。3項介護認定審査会費、補正額4万5,000円、計1,001万1,000円。

2款保険給付費、補正額3,785万6,000円の減、計10億907万2,000円。1項介護サービス等諸費、補正額3,903万3,000円の減、計9億1,557万9,000円。2項介護予防サービス等諸費、補正額95万3,000円、計4,075万5,000円。3項高額介護サービス等費、補正額16万4,000円、計1,783万1,000円。5項

特定入所者介護サービス等費、補正額6万円、計3,135万2,000円。

3款地域支援事業費、補正額182万円の減、計2,230万円。2項包括的支援事業費任意事業費、補正額182万円の減、計1,845万8,000円。

4款基金積立金、補正額923万5,000円の減、計5万円。1項基金積立金、補正額、計とも同額です。歳出合計、補正前の額11億1,784万9,000円、補正額4,627万4,000円の減、計10億7,157万5,000円でございます。

143ページからの事項別明細書（総括）の説明は省略をさせていただきます。

147ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入につきまして説明をさせていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料、1節特別徴収保険料1,025万4,000円の減、2節普通徴収保険料256万円の減、3節普通徴収保険料滞納繰越分24万円の減額につきましては、徴収実績による減額補正でございます。

3款1項1目介護給付費負担金150万4,000円の減、2項1目調整交付金1,093万2,000円の減、3目地域支援事業費71万8,000円の減額は、それぞれ給付実績の減額による交付額の減によるものです。

148ページをお願いいたします。

4款1項1目介護給付費交付金1,080万5,000円の減。

5款1項1目介護給付費負担金652万3,000円の減。5款2項2目地域支援事業費交付金35万9,000円の減。これにつきましても、歳出の給付実績の減額による歳入の減額でございます。

7款1項1目介護給付費一般会計繰入金465万7,000円の減額も、給付実績の減額による歳入の減でございます。2目事務費一般会計繰入金263万7,000円は、歳出での一般管理費、委託料システム改修費での計上による増額でございます。4目地域支援事業繰入金35万9,000円の減額、これも給付実績の減額による歳入の減となります。

次に、151ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、13節委託料259万2,000円は、新年度からの介護保険の法改正による制度改正に対応するためのシステム改修費、4月1日からの制度改正に対応するためのシステム改修費を増額をお願いするものです。1款3項2目認定審査会共同設置負担金4万5,000円。これは渋川の認定審査会共同設置でございますが、これも審査会のシステム改修による榛東村からの負担金の増額でございます。

2款1項1目、財源内訳の変更で補正はございません。

次に、3目地域密着型介護サービス給付費1,040万円の減。それから152ページ、5目の施設介護サービス給付費3,000万円の減は、給付実績による給付費の減額でございます。9目の居宅介護サービス計画給付費136万7,000円は、給付実績による増額補正をお願いするものでございます。

次に、2款2項1目の介護予防サービス給付費61万3,000円。それから153ページの7目介護予防サ

ービス計画給付費34万円は、現在までの給付実績による増額補正をお願いするものでございます。2款3項1目高額介護サービス費16万4,000円も給付実績による増額でございます。

154ページをお願いします。

2款5項3目特定入所者介護予防サービス費6万円もわずかでございますけれども、給付実績による増額でございます

155ページをお願いいたします。

3款2項2目の任意事業費、13節委託料32万円の減額、それから20節扶助費150万円の減額は、事業費の確定見込みによる減額をお願いするものでございます。

次に、4款1項1目介護給付費準備基金積立金923万5,000円の減額は、特別会計内の資金調整による減額でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第20号 平成26年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第21号 平成26年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）

○議長（金井佐則君） 日程第23、議案第21号 平成26年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

早川住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） それでは、平成26年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、貸付金元利収入におきまして、借入人の一人から新築資金及び宅地取得資金の繰上償還があったこと、及び滞納繰越分の歳入見込みを受けての補正が主なものとなっております。

議案書の157ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正。初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

2款繰入金、補正額14万5,000円の減、計433万6,000円。1項繰入金、同額でございます。

3款諸収入、補正額301万2,000円、計1,913万2,000円。1項貸付金元利収入、同額でございます。

歳入合計、補正前の額2,069万1,000円、補正額286万7,000円、計2,355万8,000円でございます。

続きまして、158ページをお願いいたします。歳出でございます。同様に左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1款総務費、補正額1万7,000円、計14万1,000円。1項総務費、同額でございます。

2款公債費、補正額285万円、計2,341万7,000円。1項公債費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額2,069万1,000円、補正額286万7,000円、計2,355万8,000円でございます。

160ページから161ページにつきましては、歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括表でございます。説明については省略をさせていただきます。

163ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

3款諸収入、1項1目貸付金元利収入、補正額301万2,000円。内訳でございますが、1節貸付金元利回収金400万6,000円及び3節貸付金利子回収金1万4,000円につきましては、借入者からの繰上償還に基づくもの。2節及び4節につきましては、滞納繰越分に係る歳入見込みによる補正で、合わせて100万8,000円の減となっているものでございます。

続きまして、165ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

下段になります。

2款1項公債費、1目元金、補正額285万円。これは歳入における貸付金元利収入の繰上償還に伴い、かんぽ生命保険への償還金を追加するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いを申

上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第21号 平成26年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩といたします。

午後は1時より再開いたします。

午前11時51分休憩

午後1時再開

○議長（金井佐則君） 午前に引き続きまして、会議を再開いたします。

◇

◎日程第24 議案第22号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（金井佐則君） 日程第24、議案第22号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算

(第4号)についてご説明申し上げます。

補正につきましては、事業費確定見込みによる補正でございます。

167ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入です。款、項、補正額、計の順に説明させていただきます。なお、補正前の額は省略させていただきます。

1 款分担金及び負担金、補正額596万8,000円、計2,315万5,000円。1 項分担金、同額です。

2 款使用料及び手数料、補正額188万7,000円、計4,637万円。1 項使用料、補正額188万7,000円、計4,632万円。

3 款国庫支出金、補正額2,354万7,000円の減、計9,468万6,000円。1 項国庫補助金、同額です。

4 款県支出金、補正額214万6,000円の減、計190万円。1 項県補助金、同額です。

5 款繰入金、補正額4,716万7,000円、計1 億6,720万2,000円。1 項繰入金、同額です。

7 款諸収入、補正額84万5,000円の減、計216万7,000円。2 項雑入、補正額84万5,000円の減、計216万6,000円。

8 款村債、補正額1 億1,940万円の減、計2 億180万円。1 項村債、同額です。

歳入合計、補正前の額6 億2,819万7,000円、補正額9,091万6,000円の減、計5 億3,728万1,000円です。

168ページ、歳出です。

2 款建設費、補正額8,721万1,000円の減、計3 億6,934万4,000円。1 項建設費、同額です。

3 款管理費、補正額351万2,000円の減、計2,691万1,000円。1 項管理費、同額です。

4 款公債費、補正額19万3,000円の減、計1 億3,692万3,000円。1 項公債費、同額です。

歳出合計、補正前の額6 億2,819万7,000円、補正額9,091万6,000円の減、計5 億3,728万1,000円。

169ページ、第2表地方債補正につきましては、事業費確定見込みによる補正です。

171ページ、172ページの歳入歳出予算事項別明細書（総括）につきましては、同額のため、説明を省略させていただきます。

174ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。主なものについてご説明申し上げます。

1 款1 項1 目受益者負担金、補正額596万8,000円、計2,315万5,000円。1 節現年度分、説明欄の受益者負担金、公共分の確定見込みによるものです。32戸分ふえております。

2 款1 項1 目下水道使用料、補正額188万7,000円、計4,632万円。1 節で現年度分166万9,000円、説明欄にございます公共分67万4,000円、特環分99万5,000円となっております。4月から87戸ほどふえております。

3 款1 項1 目国庫補助金、補正額2,354万7,000円の減、計9,468万6,000円。説明欄の汚水処理交付金、事業費確定見込みによる減額分となっております。

4款1項1目県補助金、補正額214万6,000円の減、計190万円。説明欄の公共下水道事業費の補助金確定見込みによる減額です。

175ページをお願いします。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額4,716万7,000円、計1億6,720万2,000円。一般会計繰入金の起債と補助金の精算に伴う事業費確定見込みによる歳入補正となっております。

7款2項1目雑入、補正額84万5,000円の減、計216万6,000円。説明欄の消費税還付精算確定見込みによる減額となっております。

8款1項1目下水道事業債、補正額1億1,940万円の減、計2億180万円。起債につきましては、説明欄の流域下水道債330万円の減と、特定環境保全事業債2,420万円の減、公共下水道事業債で9,190万円の減となっております。内訳につきましては、169ページの第2表の地方債の補正と同額となっております。

177ページ、歳出をお願いいたします。

2款1項1目建設費、補正額8,721万1,000円の減、計3億6,934万4,000円。主なものにつきましては、13節委託料443万円の減、特環分の設計が930メートルと公共下水道のほうの設計が8,240メートル分の確定見込みによる補正でございます。15節工事請負費7,606万円の減。特環分につきましては舗装の補修見込みによるものでございます。公共の管路工事につきましては3,812メートル、舗装本復旧につきましては1,817メートル、ともに工事確定見込みによる補正減となっております。19節負担金、補助及び交付金348万1,000円の減。流域下水道建設負担金精算見込みによる減額でございます。22節補償、補填及び賠償金324万円の減。これにつきましては、補償工事が該当なかったもので、全額減額ということで出ております。

178ページをお願いいたします。

3款1項1目管理費、補正額351万2,000円の減、計2,691万1,000円。主なものにつきましては、15節工事請負費50万円の減。管路維持確定見込みによる減額です。19節負担金、補助及び交付金301万2,000円の減。流域下水道維持管理負担金の精算見込みによる減額となっております。

179ページをお願いいたします。

4款1項2目利子、補正額19万3,000円の減、計4,891万9,000円。説明欄の一時借入金利子の確定見込みによる減額となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第22号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第25 議案第23号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（金井佐則君） 日程第25、議案第23号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正につきましては、事業費確定見込みによる補正でございます。

181ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正。歳入です。款、項、補正額、計の順に説明させていただきます。なお、補正前の額は省略させていただきます。

1 款分担金及び負担金、補正額40万円の減、計226万2,000円。1 項分担金、同額です。

2 款使用料及び手数料、補正額40万円の減、計2,723万円。1 項使用料、同額です。

3 款繰入金、補正額283万5,000円の減、計1億980万6,000円。1 項繰入金、同額です。

5 款諸収入、補正額138万5,000円、計139万円。2 項諸収入、補正額138万5,000円、計138万9,000円。

歳入合計、補正前の額1億4,293万9,000円、補正額225万円の減、計1億4,068万9,000円。

182ページをお願いいたします。歳出です。

1 款総務費、補正額11万6,000円、計754万8,000円。1 項総務費、同額です。

2 款管理費、補正額236万6,000円の減、計4,020万8,000円。1 項管理費、同額です。

歳出合計、補正前の額1億4,293万9,000円、補正額225万円の減、計1億4,068万9,000円。

184ページ、185ページの歳入歳出予算事項別明細書（総括）につきましては、同額のため、説明を省略させていただきます。

187ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。主なものについて説明させていただきます。

1 款1 項1 目分担金、補正額40万円の減、計226万2,000円。1 節で現年度分、説明欄にございます長岡地区8戸分、納入による精算見込みによる減額でございます。

2 款1 項1 目下水道使用料、補正額40万の減、計2,723万円。1 節現年度分、説明欄、広馬場地区下水道使用料実績見込みによる減額となっております。1 月末につきましては、494戸となっております。

3 款1 項1 目繰入金、補正額283万5,000円の減、計1億980万6,000円。説明欄、一般会計繰入金の確定見込みによる減額となっております。

5 款2 項1 目諸収入、補正額138万5,000円、計138万9,000円。1 節雑入、東京電力からの賠償金、平成23年、24年、25年分の賠償金となっております。

189ページをお願いいたします。歳出です。

1 款1 項1 目総務費、補正額11万6,000円、計754万8,000円。27節公課費、消費税精算見込みによる増額です。

2 款1 項1 目管理費、補正額236万6,000円の減、計4,020万8,000円。内訳につきましては、11節需用費70万2,000円の減、説明欄の電気料9万3,000円の減と施設用消耗品42万7,000円の減となっております。精算見込みによる減額です。12節役務費46万6,000円の減、説明欄の電信料精算見込みによる減額となっております。13節委託料119万8,000円の減。内訳は施設管理委託料69万2,000円の減と、その他委託料50万6,000円の減となっております。乾燥肥料処分費が不用になったための減額となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第23号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第26 議案第24号 平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（金井佐則君） 日程第26、議案第24号 平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

中島総務課付課長。

[総務課付課長 中島由美子君発言]

○総務課付課長（中島由美子君） 平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正につきましては、榛東村白子の海ソーラーポート並びに危機管理太陽光発電所の発電量の確定見込みによる売電収入増額及び地方消費税の確定による補正でございます。

議案書192ページ、第1表歳入歳出予算補正をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、左から款、項、計の順に朗読をさせていただきます。

1款事業収入、補正額379万5,000円、計3,002万6,000円。1項事業収入、同額でございます。

4款諸収入、補正78万5,000円、計856万2,000円。2項雑入、同額でございます。

歳入合計、補正額……

[「同額じゃねえよ」の声あり]

○総務課付課長（中島由美子君） 失礼しました。訂正させていただきます。

2項雑入、78万5,000円、計856万1,000円でございます。

歳入合計、補正前の額3,529万9,000円、補正額458万円、計3,987万9,000円でございます。

続きまして、193ページ、歳出。

1 款総務費、補正額448万5,000円、計3,184万円でございます。1 項総務管理費、同額でございます。

2 款管理費 9 万5,000円、計733万9,000円。1 項管理費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額3,529万9,000円、補正額458万円、計3,987万9,000円でございます。

歳入歳出予算事項別明細書（総括）の説明は省略させていただき、198ページをお願いいたします。歳入の事項別明細でございます。

1 款事業収入、1 項事業収入、1 目事業収入、補正額379万5,000円、計3,002万6,000円。説明に移りまして、基金発電所の売電収入の増額によるものでございます。

4 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入、補正額78万5,000円、計856万1,000円。説明欄でございます。消費税還付金の増額によるものでございます。

続きまして、200ページの歳出をお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の確定によるものでございます。補正額448万5,000円、計3,184万円。2 節積立金448万5,000円。説明欄のとおり、自然エネルギー発電運用基金積立金の増額によるものでございます。

2 款管理費、1 項管理費、1 目管理費の確定によるものでございます。補正額 9 万5,000円の増、計733万9,000円。11節需用費でございます。基金発電所の運用管理費といたしまして、雪等にも使えます軽量のスコップ等を用意させていただきました。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第24号 平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第25号 平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（金井佐則君） 日程第27、議案第25号 平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

3条予算の収益的収入及び支出並びに4条予算の資本的収入及び支出につきましても、事業費確定見込みによる補正でございます。

203ページをお願いいたします。

補正予算（第4号）の実施計画書によりまして、説明させていただきます。

収益的収入及び支出の収入でございます。款、項、目、補正予定額、計の順に説明させていただきます。なお、既決予定額は省略させていただきます。

1款水道事業収益、補正予定額1,451万8,000円の減、計3億871万2,000円。1項営業収益、補正予定額1,500万円の減、計2億4,194万9,000円。1目給水収益、補正予定額1,500万円の減、計2億3,987万7,000円。有収水量の減少による減額となっております。3月末の見込みでは、有収水量が5万6,000立米ほど少ない見込みであります。2項営業外収益、補正予定額482万円、計6,675万9,000円。1目受取利息及び配当金、補正予定額15万円、計457万8,000円。4目雑収益、補正予定額33万2,000円、計860万4,000円。雑収益につきましては、交換メーター器、量水器の売却によるものでございます。

204ページをお願いいたします。支出です。

1款水道事業費用、補正予定額433万6,000円の減、計2億7,259万2,000円。1項営業費用、補正予定額444万6,000円の減、計2億5,606万7,000円。1目原水及び配水費、補正予定額9万5,000円の減、計6,962万9,000円。2目配水及び給水費、補正予定額327万8,000円の減、計5,245万6,000円。3目総係費、補正予定額16万9,000円の減、計2,330万9,000円。4目減価償却費、補正予定額90万4,000円の減、計1億966万3,000円。2項営業外費用、補正予定額11万円、計1,461万円。1目支払利息、補正予定額20万7,000円の減、計1,023万9,000円。2目消費税、補正予定額31万7,000円、計427万1,000円。

全て確定見込みによる補正額となっております。

205ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。

1款資本的収入、補正予定額554万円の減、計500万円。1項企業債、補正予定額500万円の減、計500万円。起債確定見込みによる減額となっております。3項工事負担金、補正予定額54万円の減、計ゼロ。単価工事確定見込みによる減額でございます。

206ページをお願いいたします。

1款資本的支出、補正予定額1,562万円の減、計9,171万2,000円。1項建設改良費、補正予定額1,562万円の減、計6,529万8,000円。1目建設改良費、補正予定額1,562万円の減、計6,326万5,000円。工事費につきましては、工事費確定見込みによる減額補正となっております。内訳ですけれども、浄水場更新工事でインバーター工事、長岡浄水場の送水ポンプの設置工事、配水管布設及び布設がえ工事で5路線ほかとなっております。減圧弁の交換工事につきましては2カ所、山子田と広馬場地区に建設しております。関係差額工事等の減額によるものでございます。

207ページから210ページの説明書につきましては、収入、支出とも実施計画書と同額となっております。

211ページから212ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

10番岩田好雄君。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 10番岩田です。

203ページの営業収益の中の給水収益が1,500万減少ということですが、有収水量が5万6,000立方の減少ということですが、この減少の理由はどんなものなんですか。

○議長（金井佐則君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 有収量につきましては、平成25年の有収実績が166万7,496立米、26年度の見込みが161万1,069立米で、差額が5万6,000立米ほど減少する見込みとなっております。

給水件数につきましては、25年度は5,345件、26年度が5,389件と44件ほど件数についてはふえていくんですけども、実際の使用水量というのが伸びない状況であります。前から申し上げているんですけども、節水型社会の関係で水の使用料が伸びないのかなという、給水件数がふえても実際の使用水量がふえていない実情であります。

○議長（金井佐則君） 10番。

[10番 岩田好雄君発言]

○10番(岩田好雄君) 漏水とか不明水とか、そういう原因ではないんですか。

○議長(金井佐則君) 上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長(久保田勘作君) これは有収水量、メーター器をくぐったものの水量のみですので、漏水には関係はございません。

○議長(金井佐則君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第25号 平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算(第4号)について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第28 議案第30号 平成27年度榛東村一般会計予算

○議長(金井佐則君) 日程第28、議案第30号 平成27年度榛東村一般会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

[基地・財政課長 山本比佐志君発言]

○基地・財政課長(山本比佐志君) それでは、平成27年度榛東村一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成27年度の一般会計当初予算につきましては、総額54億1,380万円でございます。前年度当初と比較すると、金額で3億5,580万円、率にして7.0%の増でございます。

なお、説明につきましては、本予算書及び別冊の平成27年度榛東村当初予算概要版で説明させてい

たきます。よろしくお願ひいたします。

初めに、予算書の5ページをお願ひいたします。第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。左から款、項、金額の順に朗読させていただきます。

1款村税13億7,292万2,000円、1項村民税6億4,827万2,000円、2項固定資産税6億916万1,000円、3項軽自動車税3,811万6,000円、4項村たばこ税7,737万3,000円。

2款地方譲与税7,800万円、1項地方揮発油譲与税2,400万円、2項自動車重量譲与税5,400万円。

3款利子割交付金320万円、1項利子割交付金、同額でございます。

4款配当割交付金584万2,000円、1項配当割交付金、同額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金929万円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6款、地方消費税交付金1億7,500万円、1項地方消費税交付金、同額でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金1,261万8,000円、1項ゴルフ場利用税交付金、同額でございます。

8款自動車取得税交付金1,900万円、1項自動車取得税交付金、同額でございます。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金6,807万6,000円、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、同額でございます。

10款地方特例交付金1,000万円、1項地方特例交付金、同額でございます。

11款地方交付税13億3,000万円、1項地方交付税、同額でございます。

12款交通安全対策特別交付金200万円、1項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

13款分担金及び負担金5,984万8,000円、1項負担金、同額でございます。

14款使用料及び手数料3,115万円、1項使用料2,293万5,000円、2項手数料821万5,000円。

15款国庫支出金6億8,394万7,000円、1項国庫負担金3億7,467万7,000円、2項国庫補助金3億501万3,000円、3項国庫委託金425万7,000円。

16款県支出金4億1,610万5,000円、1項県負担金2億1,888万8,000円、2項県補助金1億6,157万1,000円、3項県委託金3,564万6,000円。

17款財産収入5,030万8,000円、1項財産運用収入5,030万5,000円、2項財産売払収入3,000円。

次のページをお願ひいたします。

18款寄附金5,000万円、1項寄附金、同額でございます。

19款繰入金6億9,328万5,000円、1項基金繰入金、同額でございます。

20款繰越金8,000万円、1項繰越金、同額でございます。

21款諸収入5,120万9,000円、1項延滞金加算金及び過料432万5,000円、2項村預金利子9,000円、3項貸付金元利収入80万円、4項雑入4,607万5,000円。

22款村債2億1,200万円、1項村債、同額でございます。

歳入合計でございます。54億1,380万円でございます。

続きまして、8ページをお願ひいたします。

歳出でございます。左から款、項、金額の順に朗読させていただきます。

1 款議会費9,775万3,000円、1 項議会費、同額でございます。

2 款総務費 8 億8,293万8,000円、1 項総務管理費 7 億2,413万6,000円、2 項徴税費8,470万3,000円、3 項戸籍住民基本台帳費3,594万1,000円、4 項選挙費1,997万5,000円、5 項統計調査費1,768万2,000円、6 項監査委員費50万1,000円。

3 款民生費17億6,720万円、1 項社会福祉費11億3,395万4,000円、2 項児童福祉費 6 億2,727万9,000円、3 項災害救助費596万7,000円。

4 款衛生費 3 億836万6,000円、1 項保健衛生費 1 億9,088万8,000円、2 項清掃費 1 億1,747万8,000円。

5 款労働費521万8,000円、1 項労働諸費、同額でございます。

6 款農林水産業費 4 億635万4,000円、1 項農業費 3 億6,822万7,000円、2 項林業費3,812万7,000円。

7 款商工費1,298万1,000円、1 項商工費、同額でございます。

8 款土木費 4 億8,193万4,000円、1 項土木管理費1,004万6,000円、2 項道路橋りょう費 2 億9,996万6,000円、3 項河川費216万3,000円、4 項住宅費351万6,000円、5 項都市計画費 1 億6,624万3,000円。

9 款消防費 2 億8,957万2,000円、1 項消防費、同額でございます。

10 款教育費 8 億1,241万9,000円、1 項教育総務費5,933万円、2 項小学校費 2 億4,906万6,000円、3 項中学校費7,805万5,000円、4 項幼稚園費 1 億447万円、5 項社会教育費 1 億8,339万1,000円、6 項保健体育費 1 億3,810万7,000円。

11 款災害復旧費3,000円、1 項農林水産業施設災害復旧費2,000円、2 項公共土木施設災害復旧費 1,000円でございます。

12 款公債費 3 億3,851万6,000円、1 項公債費、同額でございます。

13 款諸支出金54万6,000円、1 項普通財産取得費1,000円、2 項土地開発基金費54万5,000円。

14 款予備費1,000万円、1 項予備費、同額でございます。

歳出合計でございます。54億1,380万円でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。

債務負担行為は、当該事項に関しこの行為が予算に定められた将来にわたる本村の債務を負担する行為をいいます。

それでは、左から事項、期間、限度額の順に朗読させていただきます。

事項は2 款総務費、1 項総務管理費、12 目電算管理費の財務会計システム費、期間は28年度まで、限度額565万8,000円でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

3 表 地方債でございます。

27年度の当初予算におきまして、1件の地方債の借り入れを予定してございます。

起債の目的、起債の限度額についてご説明させていただきます。

起債の目的は臨時財政対策債で、借入限度額は2億1,200万円でございます。以下につきましては、後ほどごらんいただきたいと思っております。

15ページから16ページにつきましては、歳入歳出予算の事項別明細書の総括でございます。

さらに、19ページ以降につきましては、歳入及び歳出の事項別明細書となっております。

主なものにつきましては、別冊の27年度榛東村当初予算概要版にまとめてございますので、そちらで説明させていただきます。

その前に、予算書の219ページをお願いいたします。

給与費の明細書でございます。この辺につきましては、後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、227ページをお願いいたします。

債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支給額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

本予算書11ページにあった第2表 債務負担行為の表に加え、この表で当該年度以降の支出予定額に係るものの年度の支出状況及び財源内訳を説明するものでございます。説明は省略させていただきます。

続きまして、228ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分は1として普通債、2として災害復旧債、3として財政対策債と区分されております。

一番下の行の合計欄、一番右側でございます。当該年度末残高見込み額は前年度末より8,100万円ほど少ない30億9,941万2,000円でございます。

それでは、引き続き別冊のカラー刷りの平成27年度榛東村当初予算概要版によりご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成27年度榛東村全会計当初予算でございます。

一番上の行が一般会計、その表の左側、歳入予算、右側が歳出予算で、さらに右側の歳出予算で説明申し上げます。

一般会計は省略しまして、一般会計の下の行、特別会計でございます。

国民健康保険特別会計から自然エネルギー発電事業特別会計まで8つの特別会計がございます。これらの特別会計の合計は、この右側の歳出予算額で38億9,085万5,000円、比較増減額は1,024万6,000円の減、増減率0.3%の減でございます。

次に、公営企業会計、上水道事業会計でございます。右側の歳出予算3億5,918万2,000円、比較増

減額は2,189万6,000円の減、増減率5.7%の減となっております。

8つの特別会計と企業会計、さらにこれに一般会計を加えた全会計の歳出予算の合計は、下から2行目、歳出予算額は96億6,383万7,000円で、比較増減額は3億2,365万8,000円、率にして3.5%の増でございます。

なお、一番下の純計は、会計間の繰り入れ、繰り出しの重複部分を除いた実質的な財政規模をあらわすものでございます。歳出総額は90億1,277万4,000円でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

全会計の予算規模、歳出の推移でございます。このグラフは平成17年度から27年度までの歳出ベースの全会計の予算規模の推移をあらわしたものでございます。折れ線グラフの一番右側、27年度を見ていただきますと、白抜きの数字は90.1億円でございます。先ほど申し上げた純計の数値でございます。棒グラフの上から、濃い水色につきましては公営企業、水道事業でございます、3.5億円。その下、淡いグリーンにつきましては8つの特別会計の合計額でございます、38.9億円。その下、焦げ茶色につきましては一般会計予算、54.1億円でございます。26年度以前につきましては、後ほどごらんいただきたいと思っております。

また、この表は各年度とも当初予算でございますが、時系列に記載されている表によっては26年度は決算見込み額、それ以前につきましては決算額となっているものがございます。また単位は億円や万円となっている場合がございます。ご注意ください。

続きまして、3ページをお願いいたします。

一般会計当初予算等の推移のグラフでございます。このグラフは、平成17年度から27年度までの一般会計の当初予算額や村債残高、基金残高の推移をあらわしたものでございます。一番右の27年度を見ていただきますと、青の濃い折れ線につきましては、一般会計に属する土地開発基金や収入印紙等購入基金を除く特定運用基金の残高でございます。41.7億円でございます。棒グラフの黄色の部分、白抜きの数字は一般会計当初予算でございます54.1億円。その下のオレンジの折れ線グラフは本村の人口で1万4,706人でございます。その下の焦げ茶色の折れ線グラフは、一般会計の村債の残高30.9億円でございます。そして一番下の水色の棒グラフは村税をあらわしたもので13.7億円でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

住民1人当たりの予算額等の推移でございます。このグラフは、平成16年度から27年度までの住民1人当たりの予算額等の推移をあらわしたものでございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

一般会計当初予算財源補填措置の状況の表でございます。

この表は、一般会計当初予算の財源不足の補填措置の状況を整理したものでございます。当該年度歳出総額の54億1,380万円、このうち起債等を除いて確保できた財源額が48億4,864万6,000円、差し

引き5億6,515万4,000円が財源不足ということになります。

この下の枠の中をごらんいただきたいと思います。

1として、基金による補填は財政調整基金の繰り入れで3億5,315万4,000円を、そして2として、村債の発行により2億1,200万円を補填するというものでございます。

なお、この村債は特例債、臨時財政特例債でございます。これは国において地方交付税の不足額を地方自治体に起債されるもので、後年度100%地方交付税措置されるものでございます。

この下の参考の部につきましては、一般財源比率を前年度と比較してあらわしたものでございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、6ページをお願いいたします。

一般会計歳入予算の状況の表でございます。

この表の左から区分、予算額、構成比、財源区分の中は特定財源と一般財源、さらに臨時的収入、経常的収入、そして左には前年度当初額、その右には前年度当初予算との比較の増減額、そして増減率というふうに構成されているものでございます。

右から2列目、比較増減額のうち額の大きいものについて、その主な要因をご説明申し上げます。

初めに、1款村税、予算額13億7,292万2,000円、比較2,108万2,000円の減でございます。率にして1.5%でございます。主な要因は、固定資産税の評価替えに伴う減額でございます。

次に、6款地方消費税交付金、予算額1億7,500万円、比較4,500万円の増、率にして34.6%でございます。主な要因は、26年度の実績に加え、平成26年度は増額分が10カ月でございましたが、27年度は12カ月見込めるというものでございます。

次に、15款国庫支出金、予算額6億8,394万7,000円、比較7,326万5,000円、12.0%の増でございます。主な要因は、保育所運営費国庫負担金1,538万9,000円、歳出の8款2項3目道路新設改良に伴う防衛施設周辺整備民生安定施設整備事業補助金1,407万円、歳出の10款2項2目小学校整備事業に伴う学校施設環境改善交付金1,206万9,000円などの増によるものでございます。

次に、16款県支出金、予算額4億1,610万5,000円、比較4,341万5,000円、11.6%の増でございます。主な要因は、保育緊急確保事業県補助金817万5,000円、保育所運営費県負担金769万5,000円、国民健康保険保険基盤安定県負担金711万6,000円などの増によるものでございます。

次に、18款寄附金、予算額5,000万円、比較4,950万円、増減率9,900%の増でございます。地域創生に係る一般寄附金の増によるものでございます。

次に、19款繰入金、予算額6億9,328万5,000円、比較1億7,460万6,000円の増、33.7%の増でございます。主な要因は、財政調整基金8,613万円、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金8,738万円及び義務教育施設整備基金4,233万9,000円などの増でございます。

次に、22款村債、予算額2億1,200万円、比較2,300万円の減、9.8%の減でございます。主な要因は、地方財政計画のマイナスの伸びにより、臨時財政対策債を減額するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

一般会計歳入予算前年度対比のグラフでございます。棒グラフは、主な歳入の項目について前年度と当該年度を比較したもので、水色が前年度、赤が当該年度でございます。円グラフは当該年度の自主財源、依存財源をあらわすもので、水色の部分が自主財源比率で44.1%、黄色の部分は依存財源で55.9%の比率でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

一般会計歳出予算の状況、目的別の表でございます。

左の表の右から2列目、比較増減のうち額の大きいものについて、その主な要因をご説明申し上げます。

なお、以下の表の説明につきましては、予算書事項別明細書、款、項、目及び目の下の事業、説明欄の黒抜きのひし形の事業ベースでご説明させていただきます。

初めに、2款総務費、予算額8億8,293万8,000円、比較1億5,820万7,000円、21.8%の増でございます。主な要因でございます。1項総務管理費、6目企画費、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金費6,860万円、地域ふるさと応援事業4,091万5,000円、11目コミュニティ教養施設費1,314万9,000円、12目電算管理費1,199万3,000円などの増によるものでございます。

次に、3款民生費、予算額17億6,720万円、4,652万円、2.7%の増でございます。主な要因でございます。1項社会福祉費、1目社会福祉費総務費の国民健康保険特別会計費1,038万2,000円、3目障害福祉費の障害者総合支援費4,248万4,000円などの増によるものでございます。

次に、6款農林水産業費、予算額4億635万4,000円、4,726万8,000円、13.2%の増でございます。主な要因でございます。1項農業費、8目農業用水管理費1,126万8,000円、9目農業集落排水事業費1,467万9,000円、2項林業費、2目林業振興費の創造の森整備事業1,792万1,000円などの増によるものでございます。

8款土木費、予算額4億8,193万4,000円、6,728万4,000円、16.2%の増でございます。主な要因でございます。2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費の防衛施設周辺整備民生安定整備事業2,420万7,000円、社会資本整備総合交付金事業、狹隘道路等整備事業1,285万2,000円、5項都市計画費、2目公園費のふるさと公園費1,026万6,000円、3目公共下水道費の公共下水道事業特別会計費1,989万1,000円などの増によるものでございます。

次に、9款消防費、予算額2億8,957万2,000円、3,394万7,000円、13.3%の増でございます。主な要因でございます。1項消防費、2目の消防施設費の耐震性貯水槽整備事業5,545万5,000円などの増によるものでございます。

次に、12款公債費、予算額3億3,851万6,000円、2,423万7,000円、7.7%の増でございます。主な要因は、1項公債費、1目元金で臨時財政対策債などの償還に伴うものでございます。

右側の棒グラフにつきましては、主な項目について前年度と当該年度を比較したものでございます。

水色が前年度当初、赤が当該年度でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

一般会計歳出予算の状況、性質別でございます。性質別は、総務省の地方財政状況調査、いわゆる決算統計の部類でございます。

1項目だけ説明させていただきます。

表の中ほど、やや上、普通建設事業、予算額7億6,417万6,000円、1億7,202万3,000円、29.1%の増でございます。先ほどの予算全体の伸び率は7%ですが、普通建設事業だけで見ますと3.4%の伸びでございます。主なものは8款2項3目道路新設改良費3,487万4,000円、9款1項2目消防施設費3,553万7,000円、10款5項4目南部コミュニティセンター費2,378万4,000円、6款1項8目農業用水管理費2,101万6,000円などの増によるものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

全会計の村債の残高見込みの表でございます。一番下の合計欄だけ説明させていただきます。

左から3列目、前年度末現在高見込み額は79億3,993万4,000円でございます。一番右の当該年度末現在高見込み額は78億2,572万2,000円でございます。当該年度中増減見込み額は1億1,421万2,000円ほど減額する見込みでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

全会計の村債年度末残高の推移でございます。このグラフは、平成16年から27年度までの全会計の村債の年度末残高の推移をあらわしたものでございます。27年度の棒グラフは、前年度と比較するとやや減少する見込みでございます。濃い水色の折れ線グラフにつきましては、一般会計のうち臨時財政対策債分で100%交付税があるものでございます。地方交付税分を国にかわり市町村が肩がわりするものでございます。一般会計の77%を占めるものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

全会計の基金の状況でございます。一番下の合計欄、右から3列目、当該年度末残高見込み額は前年度より5億6,849万5,000円減って、46億4,895万円でございます。なお、この表は平成26年度補正予算（第10号）現在のものでございます。

13ページは、引き上げ分の地方消費税収分が充てられる社会保障施策に要する経費の表でございます。地方消費税の使途の明確化によるもので、平成26年度、27年度、消費増税による増額分が社会保障費に充てられているかどうかの表でございます。歳入の消費税引き上げ分に伴う地方消費税増収見込み額は5,826万1,000円でございます。支出の社会保障費に要する経費の下、括弧内、うち一般財源分8億4,925万3,000円でございますので、消費税増収分5,826万1,000円ではかなり不足ではございますが、全て社会保障費に充てられたというものでございます。

14ページ以降につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で平成27年度当初予算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますよ

うよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

なお、質疑に入る前に、議員各位にお願ひをいたします。

一般会計予算については、1月13、14日の2日間、予算決算特別委員会で説明があり、十分審議がなされているものと理解しております。ここでは細かい数字の部分については、開会中の予算決算特別委員会で質疑していただきたいと思ひます。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

12番早坂通君。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 12番早坂です。

27年度の当初予算の概要版の中の2ページの中で、この表の中の数値については、決算額と予算額が混在しているというふうに説明されたと思うんですが、何年度、その境、それをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 一般的な表でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、26年度は決算見込み額、25年度以前につきましては決算額というふうな表になっております。

ただ、2ページの表につきましては、これは全部当初予算ベースでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 今、ちょっとのみ込めなかったんですけども、この2ページの表は、じゃ当初予算額ということで理解していいわけですね。

続けて、今言った25年度は決算額で26年度は決算見込み額という話はということなんですか。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 2ページの左肩ですか、そこに米印がございまして、断り書きがあるもの、各年度とも当初予算ベースということでございますので、これにつきましては当初予算ベースでございます。

3ページでございますけれども、米印の2つ目でございます。村税及び基金残高につきましては、25年度以前は決算額、平成26年度は決算見込み額、平成27年度は当初予算ベースで算出しているというものでございます。特に断りがなければ、25年度以前は決算額、26年度は決算見込み額、27年度は当初予算ベースということでございます。

〔「わかりました」の声あり〕

○議長（金井佐則君） いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

7番南千晴さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 先ほど説明いただきました当初予算の概要版の5ページの部分で、財源不足の補填措置の状況という中で、今回財政調整基金からの繰り入れを3億5,315万4,000円ということで、ここ数年間を見ても一番大きな額を繰り入れるような予算ということになると思います。

そこで、先ほど財政課長のほうからもいろいろ概要版のほうで説明いただいたんですが、今回これだけ財政調整基金を繰り入れるというようになった理由と伺いますか、それを改めて、全体的な部分での、全体的に踏まえて説明いただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 8ページをごらんいただきたいと思います。

比較増減額でございますけれども、目的別で言いますと総務管理費、農林水産業費、土木費、消防費、公債費でございます。

また、性質別でございます、9ページでございますけれども、大きいのは先ほども申し上げましたとおり普通建設事業が1億7,200万ほど、公債費が2,400万ほど、積立金が2,800万円ほど、繰出金が5,000万円ほどということで、ここの表を総合的に判断しますと、どういうんですかね、普通建設費につきましては決算統計で言いますと臨時的収入、仮に修正は短期間、経常的な経費よりは修正は短期間でできると、ただ公債費なり繰出金についてはそれぞれの特別会計がございますので、なかなか将来にわたって急に減らすことができないというものでございます。

予算編成で、大変苦勞した点でございますけれども、将来に負担を残さないということで、財政調整基金につきましては本年度3億5,300万ほどでございます。仮に起債でございますけれども、100%交付税措置があるものだけです、仮に一般的な市町村の村債で言いますと2億1,300万ほど起債ができるというものでございます。そうしますと、繰入金は1億4,000万ほどということで、将来に負担を残さない、27年度はちょっと多くなりますけれども繰り入れたというものでございます。

それと、財政調整基金の利率で、基金の標準財政規模に対する利率でございますけれども、25年度で言いますと榛東村は標準財政規模に対する割合が73.6%、町村の平均でいきますと53.5%、県計ベースでいきますと24.82%、財政調整基金が一定額あるということで、27年度は財政調整基金を繰り出してもらったと、ただこれが何年も続くものではないというふうに認識しております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 課長、今、説明いただいて、これが何年も続くものではないということでお答えいただいたんですが、今後も大型事業への充当だったり、特別会計関係の繰出金が榛東の人口の推計だったりそういうものも含めると増加していくということが見込まれると、それは当初予算編成の部分でも書いてあったんですけども、そういった中でどこまで縮減できるかが今後の課題というように、村のほうでもそこは認識していると思うんですが、新年度の予算をこれから議会が通った後執行していく中で、やはり財政のことを考えますと、予算があるからそれを全部使うことがというような認識の部分もあるかとは思いますが、やはり最少の経費で最大の効果を挙げるといふ部分に関して考えていかなければいけないと思う中で、村長がこれから指示等していく中で、結局予算は細かい事業の積み重ねというか、何か物を購入したり契約をしたり、そういう積み重ねの部分、収入の部分も含めてそうなんですけれども、そういった部分に関して、財調全部これだけ予算で繰り入れるからいいんだという認識ではなくて、そのあたり村長として執行していく上でどのような指示というか、そういった部分をしていくのか、ちょっと村長のお考えを、財政運営に関してお聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 当初予算のときに、この議会が始まる初日の日に、ちょっと長かったんですけども、当初予算の概要説明をさせていただきました。それから、取り組み方についても説明をさせていただいたところでございます。先ほど財政課長のほうからお話しされておりましたように、行政運営を行うにはいつまでも財政調整基金を当てにするんだということではいけないというふうにも認識しております。

今の現状をまとめてみますと、財源としては村税は一定の額は見込まれるものの、各種交付金の伸びは期待できません。政策経費に充当できる一般財源は頭打ちとなっておるのが現状でございます。また、社会体育施設や農業集落排水事業等において借り入れたものや、臨時財政対策債などの償還がピークを迎えております。しかも、公債費が増加しているというのが現状でございます。そんな中で、また加えて特別会計への繰出金もどうすることもできないような状況で右肩上がりになっているという状況でもあります。

以上の状況を踏まえて、平成27年度当初予算の編成に今、取り組んできたんですけども、先ほども申し上げましたように、今後持続的に行政運営を行うに当たっては、財政調整基金の繰り入れについても限度があります。そういった中で、自主財源確保をもう少し考えながら運営をしていく、それからまた今回の予算編成に当たっては、限られた財源ゆえに事業費の圧縮、それから事業の先送り、それからまた取りやめも含めて編成を行ってきたというところでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 先ほど、村長、課長のほうからも説明いただいて、やはり長期的な目で見なければならぬ部分があるということは私も認識しているところであるんですけども、以前もこの財政に関して質問させていただいたところ、長期的な5年後、10年後のシミュレーションが全体的な部分があるのか、財政計画等がきちんとしていくのかという部分でも聞いたんですが、そのあたりがどうなっているのかというのが1点と、もしそれが無い場合は、そういったことが必要なのではないかと思っています。特に若い世代は、先ほど課長のほうが借金というか、臨時財政対策債以外の部分はしていない、ツケを残さないようにというような編成でということでもありますけれども、これからそういう人口減少というような部分で、若い世代に住んでもらいたい、そういう人たちが住んでいきたいと考えるような部分に関して、やはり財政が安定しているとか、そういった部分も非常に重要かなと思っています。そういうことも含めて、村としても長期的な中で財政運営を考えていただきたいと思うんですが、先ほどお答えいただく中で、村長のほうがまた予算執行時にどのような指示をしていくかという部分をもう一度お聞きしたいのと、財政計画というシミュレーションに関してお答えいただければと思います。

○議長（金井佐則君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 各事業を実施するに当たり、予算編成に当たり、この前に根幹事業計画というものを各課から出させていただきます。主な事業で、3年ごとのローリングでございます。ですので、長期な財政計画はございませんけれども、3年ごとの見直しはしております。

それと、もう一つにつきましては、第6次総合計画、これは最終的な細かい部分は決まっておりますけれども、将来のこの辺の財政推計も出てくるのではなかろうかと思っております。

当該年度になり、どういうふうになっているかと、どんなふうに行っているかということでございますけれども、26年度におきましては、例えば需用費等、予算残につきましては不用額で残していただきたい、節約していただきたいというような通知を各課に出しております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、課長が申し上げたとおりでございます。またつけ加えるならば、今回当初予算を組んだ中で、これを全部使うということではなしに、やはり南議員が指摘していますように、各事業ごとに今度は削減をするんだよということで職員には徹底しております。

それから、今回皆さん方に予算の内示をしたとき以外に、村長査定で一番大きな目玉は残業を10%減らせよということと同時に、みんな一人一人が効果を出しながら削減をする気持ちを忘れずにくれよという話はさせていただいています。ですから、今回財調から3億五千何かがし、とりあえず入れてもらいますけれども、それをゼロにするような、なせるような努力をしていきたいと、このよう

に思っております。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

4番山口宗一君。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 4番山口です。

同じような質問になりますが、非常に今年度のこの予算というのは財源、税収とか何か、厳しい中でこの予算になっているように思います。それで、前年度の場合は全体の予算の中の税収というのが、村税が27.6%だったと思います。しかしながら、今年度はそれが25.4%になっていると。非常に年々税収が伸び悩む中で、繰入金が1億7,400万と増加していると。この繰入金の6億9,300万円というのは、税収の2分の1を上回っているわけです。こういうところからいって、非常に無理をした予算になっているかなと思うんです。決算時によく見る中で、執行率が非常に80台になっているわけです。この予算を組んだということは、その予算を消化するということが当然組まれているわけでしょうけれども、執行率も含めていくと、余り無理をする予算をやっていくと、これから財政の硬直化とかいろいろなことで後々に無理なことにつながるのではないかと。そこで、今後自主財源をどのように将来ふやしていくのか、村長にお聞きします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 自主財源の確保というのは、一にも二にも言われることですがけれども、企業誘致とか、それから今やっておりますふるさと納税の充実とかというようなことが考えられるわけでございます。

企業誘致については、これは財政が豊かになるからじゃすぐ入れましょうというわけにはいかないもので、これはふだん努力をしなきゃならないというふうには思っております。今回は、ご存じのように大型店も入るといことで、11月からオープンだといえば、来年度からその税収が見込めるかなというような考えもございます。それから、来年度になりますと、ゴルフ場に建設しました太陽光発電の固定資産税ですか、それも今度カウントされるようにはなるという見込みもございます。

ただ、それがうんと出るかといえば、そんなに財政を左右するほどでもないもので、とりあえずはできることといえば、これから今まで以上に財政確保のためには企業誘致とかそういうものには力を入れていかなければならないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） ただいま村長のほうから、企業誘致のお話も出ています。

副村長が本部長になって、企業誘致ということを進めることになっているんですが、なかなかこの

地形からいって、傾斜地というそういうことで進まない、そういうお話なんです、村長は何ていうかな、企業誘致をするに当たって、今どういう企業をここに誘致したいのか、要するに榛東村に合わせた、合った企業が中小企業の中にどんなところがあるのか、何ていうかな、幾つかここにリストアップして、その中で企業に出向くとか、そういうことをここに計画しているのかどうか、そういうことも含めて進めていかないと、企業誘致のほうもなかなか進まないんじゃないかと思います。

やはり、自主財源をここに確保する中で、太陽光とかふるさと納税のお話も出ていますけれども、これももう限度がここにあるんじゃないかなと、これふやしていかないと額もふえていかないと、そういう中で企業の誘致というのをやっぱり執行も我々もあわせて進めていく必要があると思うんですが、企業誘致のこういう委員会がありながら、なかなかそれが機能していかないというところにちょっと問題があるんじゃないかなと思うんですけれども、村長のその辺の考え方をお知らせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私も、企業誘致については非常に今、考えているところですが、本当に申しわけない話ですが、妙案がないというようなところがございます。

ただ、今、議員が指摘されましたように、傾斜地であるのだからどういふところとどんなふうな考えがあるかといえ、一つの考え方を申し上げれば、こういう小さいところでは1町歩もまとめることもできないので、1反、2反ぐらいの中で営業ができるというとなれば、前にも締結しました県、それから前橋市とも締結したわけですが、東京都、あるいはそれ以外のところでいろいろな震災がある。そういったものの中で全体の工場を持って来るんじゃなくて、その中の危機管理部分だけでも当村に持ってきていただき、そこで分散した中で企業が営業できる、そしてまた震災等があった場合には、そういった重要な危機管理のところが助かるという部分ではこの村は適しているんじゃないかなというふうに思っております。

それで、1つ今、指示を出しておるんですけれども、せっかくソフトバンクといろいろな関係でつながっておりますので、ソフトバンクのほうにもそういった危機管理の一部を榛東村に持ってきてくれないかというような働きかけを、今やっております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） ぜひ、やはりこれは行動を起こさないと難しい問題だと思っております。やはりこれからぜひそういう方向で、議員も含めて企業誘致、そういうことを進めていきたいなど、私はそのように考えております。

ちょっと細かいことになりますが、税収、村税の収納率なんです、まだ25年度までは88.4%というところで推移していますが、26年度はどのように終わるのか、そして27年度はどのようにして率を

上げるというか収納額を上げるための施策を考えているのか、あわせてお答えください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 収納率については、また担当課長のほうから答弁をしていただきますけれども、全体としては、皆さんもご存じのように、収納率を上げるにはどういうふうにしたらいいかというのは、本当に毎年毎年出てくる問題で、我々も執行部も、それから職員もいろいろな、あの手この手を使った考え方を出してきているわけでございますけれども、実を言って本当にこれという特効薬はございません。

ただ、一つ言えることは、私たちもそういうふうには仕向けていっているんですけども、納税者の意識改革もやっていかなきゃならないんだなというふうに思います。ですから、そういった中ではいろいろな啓蒙、それからあるときにはそういった問題の公聴会、そういったものもこれからは必要じゃないかなというふうに思います。というのは、やはり一人一人の税負担の公平性を保つためにも、それからまた税の増収というか、税の収益というか、それを上げるためにそういったことが必要ではないかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（金井佐則君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田健一君発言〕

○税務課長（岩田健一君） 税収の関係でございます。お答えします。

今までも議員のほうからいろいろ税収の関係で、徴収率の関係でご質問がございました。そのたびにお答えしておりますが、まず初めに26年度の徴収率関係、これにつきましては今回の補正のときに税務課のほうで各税目ごと、担当ごとに収納率を計算しまして、村税につきましては決算ベースで92.7%ぐらいと予想してございます。

それから、収納率の対策でございますが、これにつきましては以前何度かご説明いたしましたが、前からやっている、毎月日曜日の8時半から5時15分までの日曜納税を税務課で行っています。それから、昨年からはコンビニ収納が始まりました。これにつきましては大分実績が出ているんじゃないかと思えます。それから、平成18年から村税等の徴収嘱託員2名を採用しまして、年間約5,000万からの金額ベースで収納実績を上げております。

また、そのほかいろいろ徴収を上げる関係でございますが、25年度から始まりました村税と料金等の特別滞納整理、11月から本年1月まで実施しまして、村税のみならず保育料、水道等、料金等も含めて実施いたしました。詳細につきましては、来週16日の議会終了後の全協のほうでご説明したいと思います。

以上、そんなところですので、よろしく願いいたします。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。なしですか。

3番小山久利君。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 3番小山です。

昨年度から始まったふるさと納税制度なんですが、補正補正で今まで運営されてきたんですが、これを特別会計にして、この特別会計の中の専決事項でやっていただければ、一般会計からの専決ということだと、なかなか利益の部分とか見えてこないというのが現実なので、その辺、特別会計にするというお考えはないでしょうか。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） ただいまの小山議員のご質問に回答させていただきます。

寄附金という性格からいって、その他の特財という扱いができないというふうに理解しておりましたが、今、小山議員がおっしゃるように、収支を明確にして、村民の皆様にもご寄附くださった皆様にも明確に公表できるというのは、やはり特別会計という方法があるかと思います。他の市町村において、そのような扱いを基金をつくってしているというところではございました。今後、その方向に向けて、基地・財政課ともご相談申し上げて、村長のご指示を仰ぎたいと思います。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 先日、500万円で米の倉庫を購入することが決まりました。そこにも恐らく、まだ今後投資が必要かと思うんですが、ぜひ特別会計にさせていただければ、納税された部分が全部米に使われるということがないようお願いできればと思うんですが、ぜひ特別会計、ご検討お願いします。

○議長（金井佐則君） 中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） 事務方のほうでそのように整理いたしまして、次の機会までにご返答させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。なしですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、予算決算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は予算決算特別委員会へ付託いたします。

◇

◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

まだまだ寒い日も続いておりますので、議員皆様方には体調をしっかり管理をしていただきたい、こんなふうに思います。

これをもちまして第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時45分散会

平成 2 7 年第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

3 月 1 6 日 (月)

平成27年第1回榛東村議会定例会会議録第3号

平成27年3月16日（月曜日）

議事日程 第3号

平成27年3月16日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 議案第30号 平成27年度榛東村一般会計予算
 - 日程第 3 議案第31号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計予算
 - 日程第 4 議案第32号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第 5 議案第33号 平成27年度榛東村介護保険特別会計予算
 - 日程第 6 議案第34号 平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算
 - 日程第 7 議案第35号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計予算
 - 日程第 8 議案第36号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算
 - 日程第 9 議案第37号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計予算
 - 日程第10 議案第38号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算
 - 日程第11 議案第39号 平成27年度榛東村上水道事業会計予算
 - 日程第12 議案第40号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第12号）
 - 日程第13 議案第41号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第5号）
 - 日程第14 選挙第 1号 榛東村選挙管理委員及び補充員の選挙について
 - 日程第15 請願・陳情について
 - 日程第16 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで議事日程に同じ

追加日程第1 発委第2号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について

出席議員（12名）

1番	清水健一君	2番	松井保夫君
4番	山口宗一君	5番	小野関武利君
6番	松岡稔君	7番	南千晴君
8番	松岡好雄君	9番	柳田キミ子君
10番	岩田好雄君	11番	岸昭勝君
12番	早坂通君	13番	金井佐則君

欠席議員（1名）

3番 小山久利君

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	村上和好君	総務課付課長	中島由美子君
基地・財政課長	山本比佐志君	税務課長	岩田健一君
住民生活課長	早川雅彦君	子育て・長寿支援課長	青木繁君
健康・保険課長	小野関均君	産業振興課長	新藤彰君
建設課長	清水喜代志君	上下水道課長	久保田勘作君
会計課長	小山美子君	教育長	阿佐見純君
学校教育課長	清水誠治君	生涯学習課長	清水義美君

事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第1回榛東村議会定例会第3日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。本日は、小山久利議員より、葬儀準備のため欠席したいとの届け出がありました。これを許可いたしました。本日の出席議員は12名であります。よって、地方自治法第113条の定足数の規定に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程に従い、会議を行います。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって議長において指名を行います。

3番小山久利君が欠席のため、4番山口宗一君、5番小野関武利君を会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 議案第30号 平成27年度榛東村一般会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第2、議案第30号 平成27年度榛東村一般会計予算を議題といたします。

最初に、予算・決算特別委員会委員長報告を求めます。

早坂通委員長。

[予算・決算特別委員長 早坂 通君登壇]

○予算・決算特別委員長（早坂 通君） 皆さん、おはようございます。

それでは、当委員会に付託されました平成27年度榛東村一般会計予算に対する委員長報告を行います。

副村長査定が終了した平成27年度一般会計予算案を去る1月13日から1月15日の3日間にわたり、執行側から副村長、関係課長、関係職員の出席を求め、目ごとに審査を行いました。その結果として、改善要望事項を6項目にまとめ、執行側に提出しました。

さらに、村長査定が終了した平成27年度一般会計予算を3月10日、11日の2日間にわたり審査を行いました。この2日間では、平成25年度決算審査結果として提出した改善要望事項がどのように改善され予算化されたか、また1月13日から15日における審査結果として提出した6項目の改善要望事項についても検討結果の説明を受けました。

さらに、村長査定における予算の変更項目について報告を受け、審査を行いました。

6項目の改善要望事項については、執行側から一部改善策が示され、要望については、学校教育課からの学級支援員と校務員の人員配置についての要望が予算化されました。

審査の中では、特に総務課、産業振興課、生涯学習課の関連予算に多くの意見、要望が出されました。

以上のように、あわせて5日間にわたり平成27年度一般会計予算を細部にわたり慎重に審査し、採決を行いました。

結果、全員賛成により採決をされました。

なお、本委員会では、以下の改善要望事項をまとめましたので、執行に真摯な対応を要望します。

- 1、予算の執行に当たっては、全ての事業面でコストの削減を図ること。
- 2、自然エネルギー推進事業、地域創生ふるさと応援事業は、効率的な事業推進を行い、透明性を図ること。
- 3、税、使用料等の未納、未収金額を減らすこと。
- 4、防災備蓄品管理の一元化を行い、関係者への周知徹底を図ること。
- 5、創造の森整備事業は、調査研究をして計画的に事業を実施すること。
- 6、村民プールの存続か廃止かの方向性を早期に示すこと。

以上です。

○議長（金井佐則君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対しての質疑に入ります。予算・決算特別委員会の委員長報告に対し質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

早坂委員長、ご苦労さまでした。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 次に、賛成の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第30号 平成27年度榛東村一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金井佐則君） 全員起立。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第31号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第3、議案第31号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成27年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

国保会計におきましては、平成24年度に国民健康保険税の税率を平均17%引き上げをさせていただきましたが、その後は比較的安定した給付となっております。平成26年度も現時点までは落ち着いて推移をしております。

このような状況の中で平成27年度の国保会計予算につきましては、国民健康法の改正によりまして、保険財政共同安定化事業がこれまで、1件30万円以上80万円未満の医療費を対象とし実施されていましたが、新年度からは80万円未満の全ての医療費に拡大をされることになりました。これによりまして、新年度予算と比較して2億2,800万円、率にして13.8%の増額となりました。当初予算要求額は18億8,194万円となりました。

歳入では、8款の共同事業交付金が3億9,905万円、額で2億1,352万7,000円の増、率では115%の増となっております。

歳出では、7款の共同事業拠出金が3億9,909万9,000円、額で1億8,622万8,000円の増、率では87%の増となっております。

それでは、予算書に基づきまして説明をさせていただきます。

233ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、金額の順に説明をさせていただきます。

1款国民健康保険税、金額4億6,529万4,000円。1項国民健康保険税、同額です。

2款一部負担金、金額1,000円。1項一部負担金、同額です。

3款使用料及び手数料、金額2万円。1項手数料、同額です。

4款国庫支出金、金額3億6,819万4,000円。1項国庫負担金、金額2億8,822万円。2項国庫補助金、金額7,997万4,000円。

5款療養給付費交付金、金額1億290万7,000円。1項療養給付費交付金、同額です。

6款前期高齢者交付金、金額3億1,940万7,000円。1項前期高齢者交付金、同額です。

7款県支出金、金額9,176万6,000円。1項県負担金、金額1,280万5,000円。2項県補助金、金額7,896万1,000円。

8款共同事業交付金、金額3億9,905万円。1項共同事業交付金、同額です。

9款財産収入、金額40万円。1項財産収入、同額です。

234ページをお願いいたします。

10款の繰入金、金額1億2,957万9,000円。1項他会計繰入金、金額1億757万9,000円。2項基金繰入金、金額2,200万円。

11款繰越金、金額2,000円。1項繰越金、同額です。

12款諸収入、金額532万円。1項延滞金、加算金及び過料、金額501万2,000円。2項村預金利子、金額1,000円。3項受託事業収入、金額1,000円。4項雑入、金額30万6,000円。

歳入合計18億8,194万円です。

続きまして、235ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費、金額928万4,000円。1項総務管理費、金額519万円。2項徴税费、金額360万8,000円。3項運営協議会費、金額27万円。4項趣旨普及費、金額21万6,000円。

2款保険給付費、金額10億9,272万1,000円。1項療養諸費、金額9億6,105万4,000円。2項高額療養費、金額1億1,951万7,000円。3項移送費、金額15万円。4項出産育児諸費、金額1,050万円。5項葬祭諸費、金額150万円。

3款後期高齢者支援金等、金額2億3,110万5,000円。1項後期高齢者支援金等、同額です。

4款前期高齢者納付金等、金額29万3,000円。1項前期高齢者納付金等、同額です。

5款老人保健拠出金、金額1万3,000円。1項老人保健拠出金、同額です。

6款介護納付金、金額9,774万2,000円。1項介護納付金、同額です。

7款共同事業拠出金、金額3億9,909万9,000円。1項共同事業拠出金、同額です。

236ページをお願いいたします。

8款保健事業費、金額1,697万7,000円。1項特定健康診査等事業費、金額1,242万9,000円。2項保健事業費、金額454万8,000円。

9款基金積立金、金額40万1,000円。1項基金積立金、同額です。

10款公債費、金額1,000円。1項公債費、同額です。

11款諸支出金、金額230万4,000円。1項償還金及び還付加算金、金額200万4,000円。2項指定公費負担医療費立替金、金額30万円。

12款予備費、金額3,200万円。1項予備費、同額です。

歳出合計、金額18億8,194万円です。

239ページと240ページにつきましては、事項別明細書の総括でございます。説明については省略をさせていただきます。

243ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、本年度額が4億4,107万2,000円、比較1,215万1,000円の減でございます。内訳については、右の節にあるとおりでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度2,422万2,000円、比較では981万1,000円の減でございます。国民健康保険税の合計で見ますと4億6,529万4,000円、比較で2,196万2,000円の減でございます。

次に、244ページをお願いいたします。

上から3段目になります。4款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養費給付費等負担金、本年度2億7,541万5,000円、比較では1,762万2,000円の増でございます。これにつきましては、一般被保険者給付費の増額によるものでございます。

次に、245ページの上段をお願いいたします。

4款の国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、本年度額が7,997万4,000円、比較で515万円の増でございます。歳出での療養給付費、療養費、高額療養費等の増額によるものでございます。

次に、2段目になりますが、5款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金、本年度額が1億290万7,000円、比較で529万9,000円の減でございます。歳出での退職者に係る医療費の減額等による歳入減でございます。

次に、3段目の6款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金、本年度額3億1,940万7,000円、比較で1,816万8,000円の減でございます。前年度の退職者医療療養給付費から算出をされておりまして、支払基金からの交付額の減額予定による歳入減でございます。

次に、7款の県支出金、1項1目高額医療共同事業負担金、本年度額1,083万8,000円、比較では109万3,000円の減、歳出額の4分の1を県が負担する再保険制度の資金でございます。

次に、246ページをお願いいたします。

2段目の7款2項2目財政調整交付金、本年度額が7,424万6,000円、前年度と比較しまして466万1,000円の増、普通調整交付金、特別調整交付金の内訳は、節欄記載のとおりでございます。それぞれ給付費の増見込みによる増額でございます。

一番下になります。8款共同事業交付金、1項1目高額医療共同事業交付金、本年度額4,335万6,000円、比較では1,144万2,000円の増でございます。歳出の高額医療共同事業拠出金との同額の見込みとしました。これは、国保連合会からの交付金でございます。

次に、2目の保険財政共同安定化事業交付金、本年度額3億5,569万4,000円、比較で2億208万5,000円の増、歳出の保険財政共同安定化事業拠出金と同額となっております。これが制度改正による大きな金額の増ということで、国保連合会からの交付額増額見込みによるものでございます。

次に、247ページ、中段をお願いします。

10款の繰入金、1項1目一般会計繰入金、本年度額1億757万9,000円、比較で1,038万2,000円の増でございます。内訳は、右の説明欄にあるとおりでございますが、保険税の軽減措置の拡大によりまして基盤安定繰入金が増額となっております。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の事項別明細書253ページからお願いいたします。同じく主なものについてご説明を申し上げます。

1款総務費については、省略をさせていただきたいと思っております。

256ページをお願いいたします。

2款の保険給付費でございます。保険給付費につきましては、平成25年11月から本年26年10月までの12カ月の給付費の平均額に一般被保険者については6%、退職の被保険者は4%の伸びを見込んで推計をさせていただき、計上をさせていただいております。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、本年度8億6,568万6,000円、比較では1,995万2,000円の減でございます。

2款1項2目退職被保険者等療養給付費、本年度8,074万6,000円、比較871万4,000円の減でございます。1項療養諸費の計では1,197万9,000円の増となっております。

257ページをお願いいたします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、本年度1億226万9,000円、比較で20万9,000円の増でございます。

2目の退職被保険者等高額療養費、本年度1,709万8,000円、比較では197万8,000円の増でございます。

次に、258ページをお願いいたします。

一番下の段になりますが、4項1目出産育児一時金、本年度1,050万円、比較で210万円の増でございます。平成26年度の実績見込みによりまして25人を計上させていただいております。

259ページをお願いします。

5項1目の葬祭費、本年度150万円、平成26年度実績の見込みによりまして同額とさせていただきました。

下段になります。3款後期高齢者支援金等、1項1目の後期高齢者支援金は、後期高齢者医療保険へ国保加入者数に応じた支援金を支払基金へ納付するものでございます。本年度額が2億3,108万4,000円、比較507万7,000円の増でございます。

261ページをお願いいたします。

上段の6款介護納付金、1項1目介護納付金は、第2号被保険者の保険料について各保険者を通じまして徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございまして、本年度9,774万2,000円、比較で107万3,000円の増でございます。

下段になります。7款共同事業拠出金、1項1目高額医療共同事業拠出金、本年度4,335万5,000円、比較で437万円の減でございます。これにつきましては、歳入と同額ということになります。

次に、2目の保険財政共同安定化事業拠出金、本年度3億5,569万4,000円、比較1億9,059万8,000円の増でございます。歳入でも説明をしましたが、本年度から80万円未満の全てのレセプトが対象となり、歳入の共同事業交付金も大幅な増額となりますが、歳出の拠出金額についても大幅な増額となりました。

次に、262ページをお願いいたします。

8款の保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、本年度1,242万9,000円、比較118万8,000円の減でございます。検査対象人数の減少によるものでございます。

次に、263ページをお願いいたします。

8款2項1目保健衛生普及費454万8,000円、比較10万9,000円の減でございます。8節報償費で秋に実施予定の歩け歩け大会が、26年度、本年度雨天中止となったために、記念品が購入済みで現物が残っているということで、購入分を減らさせていただいております。13節委託料、説明欄の24時間安心ダイヤルサービス事業は、新年度も継続実施を予定しております。事業の利用状況等につきましては、予算特別委員会で説明をさせていただいたとおりでございます。

264ページをお願いいたします。

19節で人間ドックの補助金も26年度の申請状況によりまして、同額の250万円を予定しました。

9款1項1目国民健康保険基金積立金は40万1,000円ですが、基金利子の積み立てを予定するものです。

以降の10款、11款は前年度とほぼ同様ですので、説明は省略をさせていただきます。

266ページをお願いいたします。

12款の予備費につきましては、平成26年度から1,000万円とさせていただきましたが、本年度は3,200万円に増額をさせていただきたいと思っております。国の基準の給付費の3%を目安に計上をさせていただきました。これも県での特別調整交付金のヒアリング項目ということもございまして、本年度、国の目安どおりに要求をさせていただきました。

267ページにつきましては、給与費明細書となっております。後ほどごらんをいただきたいと思います。

います。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第31号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第32号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第4、議案第32号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

この制度は、発足以来7年が経過をいたしました。本年の予算総額では、前年度当初より222万円の増、1億726万7,000円、率にしまして21%の増となっております。

それでは、予算書に基づきまして説明をさせていただきます。

273ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算。

最初に、歳入です。

左から款、項、金額の順に説明をさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料、金額7,413万3,000円。1項後期高齢者医療保険料、同額です。

2款使用料及び手数料、金額1,000円。1項手数料、同額です。

3款繰入金、金額3,312万4,000円。1項一般会計繰入金、同額です。

4款繰越金、金額1,000円。1項繰越金、同額です。

5款諸収入、金額5,000円。1項延滞金、加算金及び過料、金額2,000円。2項償還金及び還付加算金、金額2,000円。3項預金利子、金額1,000円。

6款雑入、金額3,000円。1項滞納処分費、金額1,000円。2項雑入、金額2,000円。

歳入合計、金額1億726万7,000円です。

続きまして、247ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費、金額169万8,000円。1項総務管理費、金額48万円。2項徴収費、金額121万8,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、金額1億531万8,000円。1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額です。

3款諸支出金、金額5万1,000円。1項償還金及び還付加算金、同額です。

4款予備費、金額20万円。1項予備費、同額です。

歳出合計、金額1億726万7,000円でございます。

277ページと278ページにつきましては、事項別明細書の総括でございます。説明は省略をさせていただきます。

281ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

1款1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料5,330万4,000円と2目の後期高齢者医療普通徴収保険料2,082万9,000円は、被保険者の増も見込みまして合計で7,413万3,000円、前年度と比較しまして157万3,000円の増額となっております。

下段になります。

3款1項1目事務費等繰入金758万4,000円は、一般会計からの繰入金です。比較2万1,000円の増は、市町村事務費189万1,000円と広域連合事務費負担金569万3,000円でございます。

2目の保険基盤安定繰入金2,554万円は、比較で62万6,000円の増、保険料軽減分の一般会計からの繰入金で、県からの4分の3の歳入に村分4分の1を加えたものでございます。

282ページから283ページの4款繰越金、5款諸収入、6款雑入につきましては、前年度と同様で存目によるものでございます。

次に、287ページをお願いいたします。

歳出でございます。これも主なものについては御説明を申し上げます。

1款1項1目一般管理費48万円、比較では8,000円の増。12節の役務費におきまして、郵便料が被保険者の増等により増額となったものです。

2項1目の徴収費128万8,000円、比較3万5,000円の増は、積算に当たりまして人数の変更による用紙枚数等の増から生じたものでございます。

288ページ、中段をお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1億531万8,000円、比較で212万8,000円の増は、歳入での被保険者増による保険料等の歳入増に伴いまして、広域連合への納付金も増額になるものでございます。

3款1項1目保険料還付金は、前年度の実績により計上をいたしました。2目の還付加算金は造目でございます。

4款1項1目予備費は、前年度と同額でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第32号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第33号 平成27年度榛東村介護保険特別会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第5、議案第33号 平成27年度榛東村介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成27年度榛東村介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

介護保険につきましては、平成27年度から29年度までの3カ年を計画期間とする第6期介護保険事業計画の初年度となります。第5期介護保険計画期間中は480万円、第4期中の480万円の借入金の返済をしながら、平成25年度決算では1,381万4,000円の基金を積み立てることができました。平成26年度の現時点での状況は、比較的安定して推移をしておりますが、26年度単年度での基金の積み増しはできない状況でございます。平成27年度から29年度までの3カ年を計画とする第6期介護保険事業計画では、27年度には大きな事業変更は予定をしていません。28年度からは新規事業施設の開設、また国が進める地域支援事業の新規事業の開始等を計画しておりますので、給付費の伸びが予測され、保険料の値上げを決定させていただきました。

歳入については、保険料は改定に伴いまして2億3,647万7,000円、903万1,000円の増、歳出の保険給付費の増額を受け、本年度の国庫支出金は2億4,767万4,000円、173万8,000円の増、支払基金交付金は負担割の変更によりまして2億9,450万5,000円、1,400万4,000円の減となっております。

歳出におきましては、給付費について、第6期計画の策定に当たり、国から配付をされたワークシートを利用し前年度値によりまして伸び率等を反映させた数値といたしております。

予算総額では、前年度当初より124万5,000円の減額、率にして0.11%の減で、総額10億9,241万7,000円を計上させていただきました。

それでは、予算書に基づきまして説明をさせていただきます。

295ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、金額の順に説明をさせていただきます。

1 款保険料、金額2億3,647万7,000円。1 項介護保険料、同額です。

2 款使用料及び手数料、金額1,000円。1 項手数料、同額です。

3 款国庫支出金、金額2億4,767万4,000円。1 項国庫負担金、金額1億8,724万3,000円。2 項国庫補助金、金額6,043万1,000円。

4 款支払基金交付金、金額2億9,450万5,000円。1 項支払基金交付金、同額です。

5款県支出金、金額1億5,813万3,000円。1項県負担金、金額1億5,418万3,000円。2項県補助金、金額395万円。

6款財産収入、金額5万円。1項財産運用収入、同額です。

7款繰入金、金額1億5,557万1,000円。1項一般会計繰入金、金額1億5,557万円。2項基金繰入金、金額1,000円。

8款繰越金、金額1,000円。1項繰越金、同額です。

296ページをお願いいたします。

9款諸収入、金額5,000円。1項延滞金、加算金及び過料、金額1,000円。2項村預金利子、金額1,000円。3項雑入、金額3,000円。

歳入合計、金額10億9,241万7,000円でございます。

続きまして、297ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、金額2,030万3,000円。1項総務管理費、金額702万7,000円。2項徴収費、金額286万7,000円。3項介護認定審査会費、金額1,026万3,000円。4項趣旨普及費、金額14万6,000円。

2款保険給付費、金額10億5,054万2,000円。1項介護サービス等諸費、金額9億5,932万9,000円。2項介護予防サービス等諸費、金額3,976万7,000円。3項高額介護サービス等費、金額1,778万6,000円。4項高額医療合算介護サービス等費、金額218万2,000円。5項特定入所者介護サービス等費、金額3,036万4,000円。6項その他諸費、金額111万4,000円。

3款地域支援事業費、金額2,046万9,000円。1項介護予防事業費、金額126万1,000円。2項包括的支援事業任意事業費、金額が1,920万8,000円。

4款基金積立金、金額5万1,000円。1項基金積立金、同額です。

5款諸支出金、金額5万2,000円。1項諸支出金、同額です。

6款予備費、金額100万円。1項予備費、同額です。

歳出合計、金額10億9,241万7,000円でございます。

301ページ、302ページにつきましては、事項別明細書の総括でございます。説明は省略をさせていただきます。

続きまして、305ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料、本年度2億3,647万7,000円、比較903万1,000円の増、保険料改定による増でございます。

3款1項1目介護給付費負担金1億8,724万3,000円、比較259万3,000円の増、給付費に対しまして施設15%、その他20%の割合により国から交付をされるものでございます。

3款2項1目調整交付金5,252万7,000円、比較21万1,000円の増、給付費に対しまして5%の基準

により国から交付をされるものでございます。

306ページをお願いいたします。

3款2項3目地域支援事業交付金、包括的支援事業任意事業でございます。758万8,000円、比較42万2,000円の減、これは地域支援事業費の歳出減による歳入減でございます。

中段をお願いします。

4款1項1目介護給付費交付金2億9,415万2,000円、比較で928万4,000円の減、負担率の変更による減額でございます。

次に、下段になります。

5款1項1目介護給付費負担金1億5,418万3,000円、比較122万2,000円の減、給付費での施設介護給付費の歳出減によるものでございます。

次に、307ページをお願いいたします。上段になります。

2項2目地域支援事業交付金、包括的的事业任意事業379万3,000円、比較で21万1,000円の減、国庫支出金と同様、任意事業費の歳出減による歳入減でございます。

下段になります。

7款の繰入金、1項一般会計繰入金、計、本年度1億5,557万円、比較21万5,000円の減、内訳につきましては説明欄のとおりでございます。

308ページをお願いいたします。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は造目でございます。

8款繰越金から9款諸収入も同様でございます。

313ページになりますが、歳出の事項別明細書をお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費の本年度702万7,000円、比較で225万5,000円の減額、これにつきましては第6期計画を作成したことによりまして委託費の減でございます。

314ページをお願いいたします。

1款2項1目賦課徴収費、本年度286万7,000円、比較で169万8,000円の増額となっております。これにつきましては、13節委託料で介護保険法の改正によりまして、電算システムの改修が必要となり、増額となっております。

次に、316ページをお願いいたします。

2款の保険給付費につきましては、先ほども説明をさせていただきましたが、第6期計画の策定に当たりまして、国から配付されたワークシートを利用し、前年度値により伸び率等を反映させた数値となっております。

以降は、金額の大きいものについて説明をさせていただきます。

まず、2款1項1目居宅介護サービス給付費、本年度が4億2,364万円、比較で298万9,000円の増、これは要介護1から5の方が自宅で受ける介護サービスでございます。

次に、3目の地域密着型介護サービス給付費、本年度8,004万3,000円、比較で1,765万1,000円の増でございます。これにつきましては、グループホーム等の支出でございます。また、これが村内での新たな施設整備計画がありまして、27年度中に整備が完了した場合を想定しまして増額となっております。

317ページをお願いいたします。

5目の施設介護サービス給付費、本年度4億1,188万1,000円、比較で1,560万1,000円の減でございます。これにつきましては、しんとう苑、喜望峰等が施設該当でございます。

次に、7目の居宅介護福祉用具購入費、本年度170万9,000円、比較で104万9,000円の増でございます。これにつきましては、26年度に伸びがあったということで、その実績により金額を増額させていただいております。

8目の居宅介護住宅改修費、本年度333万2,000円、比較で19万9,000円の減、これも26年度の実績による減でございます。

次が、9目の居宅介護サービス計画給付費3,872万円、57万2,000円の減でございます。これも26年度実績によるものでございます。

318ページをお願いいたします。

2款2項1目の介護予防サービス等給付費、要支援の1、2の関係でございますが、本年度3,229万9,000円、比較で100万9,000円の減、これも前年度実績によるものでございます。

319ページをお願いします。下段になります。

2款3項1目高額介護サービス費、本年度1,769万6,000円、比較で11万8,000円の増でございます。次に、320ページの下段になります。

2款4項1目高額医療合算介護サービス費、本年度217万2,000円、比較で44万6,000円の減でございます。これにつきましては、医療保険と介護保険の両方合算し、世帯の所得状況によりまして一定額を超えた場合に支給をするものでございます。前年度の実績による減額でございます。

次に、321ページをお願いいたします。

2款5項1目特定入所者介護サービス費、本年度3,031万2,000円、比較92万8,000円の減でございます。これにつきましては、低所得者の施設利用が困難とならないよう、申請によりまして食費、居住費について限度額を超えた場合、支給をされるものでございます。

次に、322ページの下段をお願いいたします。

3款1項2目介護予防事業二次予防事業費、本年度88万5,000円、比較で249万7,000円の減となっております。これにつきましては、第5期計画までは、毎年、二次予防対象者把握事業ということでアンケートを実施しておりました。これにつきましては、第6期計画からは毎年のアンケート実施が不要ということになり、減額となっております。

323ページの下段をお願いいたします。

2項1目の包括的支援事業、本年度1,259万6,000円、比較で109万2,000円の減、地域包括支援センターのしんとう苑の委託料でございますが、しんとう苑の人員の入れかわりによりまして、経費が若干減額になったものでございます。

次に、324ページをお願いいたします。

2項2目の任意事業費、本年度661万2,000円、比較2万2,000円の増でございます。これは、11節の需用費が増額となっております。

325ページの上段になります。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、基金利子5万1,000円を予定しております。

326ページの下段、公債費につきましては、5期計画期間で返済が終了しましたので廃目といたしました。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

4番山口宗一君。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 山口です。

316ページの上段に居宅介護サービス給付費等が4億2,300ほどございます。この居宅というのは、家におる方の介護給付というふうに認識しています。何名ぐらいこれを受けているのか教えてもらえますか。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩いたします。

午前9時53分休憩

午前9時55分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

小野関課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 申しわけありません。今、第6期計画の中にその資料があるんですが、すぐ今見つからないので、ちょっとよろしいですか、調べさせてもらって。

〔「じゃ、調べて」の声あり〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 申しわけない、今慌てているんで見つからない、すみません。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 施設に完全に入所しているというんですか、その方の費用の発生と、それから家族の人がお元気で、介護を受ける人が入所したくないと、そういう場合に家で完全に介護、家族が誰かやると、その差がどのぐらいあるのかというのが、もしわかれば、介護度によっても違うんでしょうけれども、教えてもらえればいいなど。要は、これから高齢化が始まると、やはり高額、医療費もそうなんですけれども、この介護に関してもやはり村の負担というのが相当年々上がってくるような気がするんで、できればそういう居宅で、家で介護するということが可能ならば、その辺を、どのぐらいの差があるかちょっとわからないんだけど、そういうことを奨励するということも必要じゃないかなと、そういうふうを考えていますので、それもあわせてお願いできればと思います。

○議長（金井佐則君） 小野関課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 今、山口議員のおっしゃるとおり、施設と居宅介護の単純な金額の比較というのは、例えば介護の認定の状態ですとか、そういった関係から一律的な比較はできないと思います。ただ、その制度としては、山口議員もご存じだと思うんですが、子育て・長寿支援課のほうで実施をして、うちのほうでも介護のほうでも地域支援事業の中で介護慰労金という名目でしたか、3以上の認定を受けながら、施設に1年間お願いをしないで在宅で介護した場合には、介護慰労金を支払いますよということで特別な支援をしているという、それは27年度も金額等変更なしでそのまま実施をする予定となっております。今の在宅と施設の関係につきましては、中を検討させていただいて、どういうふうに金額を比較して、どのようにお知らせしたらいいか相談をさせていただいて、後で山口議員のほうにお知らせするというところでよろしいでしょうか。

○議長（金井佐則君） いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第33号 平成27年度榛東村介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第34号 平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第6、議案第34号 平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

早川住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） それでは、平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算についてご説明を申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業につきましては、平成8年度に貸し付けが終了しており、現在は貸付金の回収と起債の償還が主なものとなっております。平成27年度当初予算につきましては、前年度当初予算に比べ、額にして178万7,000円、率にして8.6%の減となっているものでございます。

議案書の331ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、金額の順に朗読をさせていただきます。

1 款県支出金、金額107万7,000円。1 項県補助金、同額でございます。

2 款繰入金、金額413万9,000円。1 項繰入金、同額でございます。

3 款諸収入、金額1,368万8,000円。1 項貸付金元利収入、同額でございます。

歳入合計、金額1,890万4,000円。

続きまして、332ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、金額12万4,000円。1 項総務費、同額でございます。

2 款公債費、金額1,878万円。1 項公債費、同額でございます。

歳出合計、金額1,890万4,000円となっております。

335から336ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書の総括表でございます。説明については省略をさせていただきます。

続きまして、339ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

一番下の段になります。

3款諸収入、1項1目貸付金元利収入、本年度額1,368万8,000円、比較243万2,000円の減、減額につきましては、年々現年度分の調定額が減少していることに伴うものでございます。内訳については、説明欄にあるとおりでございます。

続きまして、343ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

下段になります。

2款1項公債費、1目が元金で2目が利子、合計につきましては、次の344ページ一番下の行、本年度額1,878万円、比較178万7,000円の減でございます。いずれも、かんぼ生命への償還金でございます。

次に、345ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

一番下の行、合計欄の一番右の列、当該年度末現在高見込み額6,029万円でございます。

なお、起債償還につきましては、平成33年度をもって終了するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第34号 平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。開会を10時20分より行います。

午前10時5分休憩

午前10時20分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第7 議案第35号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第7、議案第35号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

公共下水道事業の全体計画面積は316ヘクタール、認可区域のうち27年4月には約245ヘクタール、およそ77%が供用開始となります。接続状況につきましては、2月末現在で受益者数1,802戸に対しまして接続戸数1,529戸、接続率で84.9%となります。供用人口につきましては5,838人に対し、接続人口4,184人、接続率で71.7%となります。

27年度の主要事業につきましては、特別環境エリアにつきましては、管路工事206メートル、舗装本復旧工事2,000メートル、公共下水道エリアにつきましては、管路工事1,833メートル、舗装復旧工事2,700メートルを予定しております。

それでは、351ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入です。

1 款分担金及び負担金1,736万4,000円。1 項負担金、同額です。

2 款使用料及び手数料4,622万3,000円。1 項使用料4,617万3,000円。2 項手数料5万円。

3 款国庫支出金7,521万5,000円。1 項国庫補助金、同額です。

5 款繰入金1億4,677万8,000円。1 項繰入金、同額となります。

6 款繰越金1,000円。1 項繰越金、同額です。

7 款諸収入877万5,000円。1 項村預金利子1,000円。2 項雑入877万4,000円。

8 款村債1億6,350万円。1 項村債、同額です。

歳入合計4億5,785万6,000円となります。

352ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費910万1,000円。1 項総務費、同額です。

2 款建設費 2 億6,262万2,000円。1 項建設費、同額です。

3 款管理費3,470万円。1 項管理費、同額です。

4 款公債費 1 億5,143万3,000円。1 項公債費、同額です。

歳出合計 4 億5,785万6,000円となります。

353ページをお願いいたします。

第2表 地方債。

起債の目的、流域下水道事業債、限度額670万円。起債の方法、証書借入または証券発行、利率年3%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借りかえすることができる。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業債、限度額3,630万円。公共下水道事業債、限度額 1 億2,050万円。起債の方法、利率償還の方法については同様でございます。

起債限度額の合計 1 億6,350万円。

次に、歳入歳出予算事項別明細書総括でございますが、357ページから358ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

361ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳入でございます。主なものについてご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目受益者負担金、本年度予算額1,736万4,000円、比較17万7,000円。1 節で現年度分1,593万6,000円。内訳ですけれども、受益者負担金公共分1,353万6,000円、48戸分となります。受益者負担金の特環分で240万円、これにつきましては10戸分となります。26年度の供用開始予定戸数がふえたことによる増額となります。

2 款 1 項 1 目下水道使用料、本年度額4,617万3,000円、比較174万円。1 節現年度分4,569万1,000円。内訳ですけれども、公共分2,576万3,000円、690戸分となります。特環分で1,992万8,000円、755戸分です。新規接続者の使用料の増額を見込んでおります。

362ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目国庫補助金7,521万5,000円、比較 1 億572万1,000円の減。汚水処理交付金補助率の2分の1の補助金となっております。

4 款 1 項 1 目県補助金、県補助金につきましては、未確定のため決定した時点で補正の計上をさせていただきますと思います。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1 億4,677万8,000円、比較1,989万1,000円、一般会計からの繰り入れ

となります。

363ページをお願いいたします。

7款2項1目雑入877万4,000円、比較89万6,000円。1節で雑入ですけれども、説明欄にございます消費税の還付金876万3,000円となります。26年度工事分の消費税でございます。

8款1項1目下水道事業債1億6,350万円、比較で1億5,770万円の減。1節で下水道事業債、説明欄にございます流域下水道事業債670万円、県央処理区の建設負担金でございます。特定環境保全公共下水道事業債3,630万円、公共下水道事業債1億2,050万円となっております。

367ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳出になります。

1款1項1目総務費910万1,000円、比較504万8,000円。主なものにつきましては、13節委託料500万1,000円、変更認可業務委託料でございます。平成28年から32年までの変更認可の委託業務となっております。

368ページをお願いいたします。

2款1項1目建設費2億6,262万2,000円、比較2億6,225万6,000円の減。主なものにつきましては、369ページ、370ページの13節委託料1,765万5,000円は、特環・公共の実施設計委託料となっております。

370ページ、15節をお願いいたします。

工事請負費2億2,008万5,000円、内訳ですけれども、特環分で新管築造工事206メートル、公共ます設置工事で7件分、舗装本復旧工事で2,000メートル、公共分ですけれども、公共ます設置工事で10件分、新管築造工事で1,833メートル、舗装本復旧工事で2,700メートルを予定しております。18節備品購入費144万2,000円、これにつきましては車両購入で平成9年登録の17年経過した車が大部分傷んでおりますので、買いかえを予定しております。

371ページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金728万8,000円、下水道の県央処理区の建設負担金でございます。

3款1項1目管理費3,470万円、比較427万7,000円。主なものにつきましては、372ページをお願いいたします。13節委託料229万7,000円、施設管理委託ほかその他委託料の使用料システム委託料等でございます。19節負担金、補助及び交付金2,830万3,000円、これは流域下水道の維持管理負担金となっております。前年に対しまして284万2,000円ほどふえております。

373ページをお願いいたします。

4款1項1目元金償還金9,455万5,000円、比較655万1,000円、起債の元金償還金となっております。2目利子償還金5,687万8,000円、比較161万5,000円、起債利子償還金及び一時借入金の利子となっております。償還のピークにつきましては平成32年から平成35年までで、最大が平成34年の2億1,448万8,000円となる見込みでおります。起債の残高につきましては、平成27年度末で24億9,252万2,000

円となります。

374ページから380ページまでは給与費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。
381ページをお願いいたします。

地方債の年度末現在高の見込みに関する調書でございます。

合計欄の平成27年度末現在高見込み額は24億9,252万2,000円となります。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ありませんか。

12番早坂通君。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 362ページ、3款1項1目の国庫補助金が1億572万1,000円減額ということなんですが、その説明で汚水処理交付金ということなんですが、どういうことでこれだけ多額のもの減額になったのか、説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 汚水処理交付金につきましては、5カ年の計画で進めております。26年度につきましては、汚水処理交付金の最終年度ということで、これが最後のお金の計画で実施をしておりました。また、27年から31年まで5カ年のまた新たに汚水処理交付金事業が始まりますけれども、今度の5カ年につきましては、残り10キロ、毎年2,000メートルの工事ということで計画をいたしております。26年度と比較しますと金額的には減額になりますけれども、次期汚水処理交付金の5カ年計画の事業費での算出となります。よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） ということは、汚水処理交付金というのは、汚水を処理するための何か交付金ということで、要するに工事をするための交付金ということなんですか。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） そうです。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 5年計画で最終年度に入っているという中で、国が2分の1を出してくれています。そして、その5年のスパンの中で2分の1であるわけですから、最終年度はこれだけの減

額をされたということは、前に、1年目か2年目か3年目かわかりませんが、2分の1以上が来ていたということでご理解をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第35号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 議案第36号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第8、議案第36号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成27年度は、長岡、広馬場地区の施設の運転、維持管理、新規加入申し込みに伴う公共ます設置工事等を継続的に実施をいたします。接続戸数につきましては、2月末現在で長岡地区397戸、80.4%となります。広馬場地区につきましては495戸、54.3%となっております。未接続につきましては、同意戸数に対しまして長岡が84戸、広馬場が314戸、合計で398戸未接続となっております。

387ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入です。

1 款分担金及び負担金260万2,000円。1 項分担金、同額です。
2 款使用料及び手数料2,874万4,000円。1 項使用料、同額です。
3 款繰入金1 億2,675万2,000円。1 項繰入金、同額です。
4 款繰越金1,000円。1 項繰越金、同額です。
5 款諸収入5,000円。1 項村預金利子1,000円。2 項諸収入4,000円。

歳入合計1 億5,810万4,000円となります。

388ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費1,151万1,000円。1 項総務費、同額です。
2 款管理費4,304万9,000円。1 項管理費、同額です。
3 款公債費1 億354万4,000円。1 項公債費、同額です。

歳出合計1 億5,810万4,000円となります。

391ページから392ページの歳入歳出予算事項別明細書総括につきましては、説明を省略させていただきます。

395ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、歳入となります。主なものについてご説明申し上げます。

1 款1 項1 目分担金260万2,000円、比較6 万円の減。1 節現年度分260万円。説明欄、長岡地区事業費分担金128万円、5 戸分と分納分でございます。広馬場地区事業費分担金132万円、5 戸分と分納分でございます。

2 款1 項1 目下水道使用料2,874万4,000円、比較111万4,000円。1 節現年度分2,874万2,000円。説明欄でございます長岡地区下水道使用料1,229万5,000円、375戸分となっております。広馬場地区下水道使用料1,644万7,000円、470戸分となっております。

3 款1 項1 目繰入金1 億2,675万2,000円、比較1,467万9,000円、一般会計からの繰入金となっております。

399ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款1 項1 目総務費1,151万1,000円、比較327万3,000円。主なものにつきましては、400ページ、27節公課費643万2,000円。内訳につきましては、消費税の26年度確定及び中間納付使用料分の徴収分でございます。

2 款1 項1 目管理費4,304万9,000円、比較184万9,000円。主なものにつきましては、401ページの11節需用費2,123万9,000円。説明欄でございます電気料1,855万3,000円、処理場中継ポンプ等の電気料でございます。12節役務費96万8,000円。説明欄、電信料、テレメーターの電信料で68万3,000円ほかとなります。13節委託料1,458万6,000円。説明欄でございます施設管理委託料1,331万4,000円。内

訳につきましては、維持管理、電気保安、技術管理、中継ポンプ、維持管理組合委託費等でございます。その他委託料127万2,000円、使用料、システム委託料ほかとなっております。15節で工事請負費397万7,000円、公共ます設置工事で10カ所、処理場等の補修工事、取り出し舗装復旧等でございます。402ページをお願いいたします。

3款1項1目元金償還金6,782万3,000円、比較1,175万4,000円、元金償還金となっております。

2目利子償還金3,572万1,000円、比較114万3,000円の減、起債の利子の償還金となっております。

403ページから409ページまでは給与費明細書でございますが、後ほどごらんいただきたいと思います。

410ページをお願いいたします。

地方債の年度末現在高の見込みに関する調書でございます。

27年度末の現在高見込み額は17億5,855万1,000円となる見込みでございます。償還のピークにつきましては、平成28年から40年までの13年間で1億736万3,000円になります。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

直ちに討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第36号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することと賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第37号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第9、議案第37号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水誠治学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 議案第37号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計予算について朗読及び説明をさせていただきます。

415ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算。

初めに、歳入です。

1 款事業収入7,099万7,000円。1 項事業収入、同額でございます。

2 款使用料及び手数料3,000円。1 項使用料、同額でございます。

3 款繰入金7,712万1,000円。1 項他会計繰入金、同額でございます。

4 款繰越金1,000円。1 項繰越金、同額でございます。

5 款諸収入5,000円。1 項村預金利子1,000円、2 項雑入4,000円、歳入合計1億4,812万7,000円。

続きまして、416ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費7,047万7,000円。1 項総務管理費、同額でございます。

2 款事業費7,714万円。1 項事業費、同額でございます。

3 款公債費1万円。1 項公債費、同額でございます。

4 款予備費50万円。1 項予備費、同額でございます。

歳出合計1億4,812万7,000円。

417ページ、第2表 債務負担行為でございます。

事項、学校給食センター運営費。期間、平成28年度から平成29年度。限度額6,910万6,000円でございます。

421ページから422ページは、歳入歳出予算事項別明細書総括でございます。説明は省略をさせていただきます。

425ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入です。主なものについて説明申し上げます。

1 款1 項1 目事業収入、本年度額7,099万7,000円、比較148万5,000円の減です。減額理由でございますが、園児・児童・生徒の合計で前年度比36人の減少となっていることと、第3子目以降の給食費無料対象者を145人見込んでいるためでございます。1 節現年度分予算額7,023万6,000円は、3子目以降無料対象者を除いた幼稚園園児99人、小学校児童745人、中学校生徒412人、教職員等126人の給

食費の計上でございます。2節滞納繰越分76万1,000円は、説明欄のとおりでございます。

3款1項1目1節一般会計繰入金7,712万1,000円は、歳出に伴う不足分の一般会計からの繰入金7,021万7,000円で、3子目以降給食費無料化対象者145人分の給食費を一般会計から690万4,000円繰り入れを行うものでございます。

432ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳出でございます。

説明欄、一番上の行ですが、施設管理委託料3,429万6,000円のうち3,423万6,000円が東洋食品への委託料でございます。15節工事請負費506万4,000円は、調理の雑菌汚染を防止するためスチームコンダクションオープンのホテルパンの保管庫設置工事を行うものでございます。

433ページ、2款1項1目事業費、本年度額7,714万円で、内訳は給食費分の賄い材料費が7,023万6,000円で、第3子目以降の無料対象者分690万4,000円でございます。

434ページから441ページは、給与費明細書となっております。

442ページにつきましては、債務負担行為の翌年度以降にわたるものについての現年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書ですので、後ほどごらんください。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ありませんか。

4番山口宗一君。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 433ページの上段の2款事業費のうちの1目事業費で、賄い材料費が7,714万円と計上されています。最近の新聞の中で、全てではないんですけども、給食費を10円程度1食ですとか、値上げすると、そういうところが出ています。賄い材料費が高騰していると、そういう理由なんですけど、榛東村の場合はその辺は大丈夫なんですか、お聞きします。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 27年度の予算編成につきましては、給食費の値上げ等につきまして、運営委員会を設置させていただきまして、その中で委員さんにご検討をいただいているところでございます。消費税が8%に引き上げられたときには値上げをしませんでして、今後10%に引き上げがされる予定がございまして、その関係につきましてもご審議をいただきまして、10%に引き上げられたときにつきましては、消費税を加味して引き上げをさせていただくということで運営委員会のほうにはご了解をいただいているところでございまして、27年度分については据え置くということでござ

います。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第37号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 議案第38号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第10、議案第38号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

中島総務課付課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本事業は、特別会計設置の目的の一つである榛東村農業用水維持管理基金の経理の適正を図るため、最少の経費で効率的な事業運営ということで一般会計の繰り入れなしで行っております。前年度当初と比較いたしまして777万1,000円を減額した当初予算となっております。このことによりまして、本年度終了まで、27年度終了までの発電運用で生み出した金額は、基金及び返戻金と合わせて6,200万円を超える予算となっております。

それでは、第1表 歳入歳出予算を説明させていただきます。

447ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算は、款、項、目の順に朗読させていただきます。

歳入。

1款事業収入2,623万1,000円。1項事業収入、同額でございます。

2款財産収入8,000円。1項財産運用収入、同額でございます。

3款繰越金1,000円。1項繰越金、同額でございます。

歳入合計2,624万円でございます。

続きまして、448ページ、歳出をお願いいたします。

1款総務費1,584万2,000円。1項総務管理費、同額でございます。

2款管理費969万8,000円。1項管理費、同額でございます。

3款予備費70万円。1項予備費、同額でございます。

歳出合計2,624万円でございます。

歳入歳出予算事項別明細書の総括は、同額でございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書、455ページをお願いいたします。主なものを説明させていただきます。

歳入でございます。

1款事業収入、1項事業収入、1目事業収入、本年度額2,623万1,000円、比較増減ゼロでございます。これは1節売電収入、売電基金収入となっております。白子の海ソーラーポート及び危機管理太陽光発電所の売電収入でございます。

続きまして、3款諸収入、1項村預金利子、これは預金利子を廃目とさせていただきます。

続きまして、次の456ページ、新年度において雑入の消費税の還付金を予定しておりませんので、この項目は本年度予算額ゼロ、比較増減777万6,000円の減額で廃目となっております。

次に、459ページ、歳出でございます。主な歳出を説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。本年度予算額1,584万2,000円、比較1,022万4,000円の減額でございます。節といたしましては、23節償還金、利子及び割引料、基金運用戻入事業でございます。その他の償還金といたしまして、運用原資戻入金1,000万円、従前運用益戻入金54万円で、1,054万円の戻入事業となっております。25節積立金530万2,000円、説明欄にありますように、自然エネルギー発電運用基金の積立金といたしまして529万4,000円、利子積立金といたしまして8,000円でございます。

続きまして、1ページめくっていただきまして460ページ、主なものは、2款管理費、1項管理費、1目管理費の14節をお願いいたします。使用料及び賃借料でございます。基金発電運用管理事業の中の借地料、株式会社白子さんにお支払いする借地料でございますが、26年度の固定資産税課税において工場用地すなわち宅地から雑種地に変更になりましたことにより、賃貸借契約に基づきまして固定

資産税分の減額をさせていただいております。

続きまして、次の461ページでございます。

27節公課費でございます。金額200万円の増でございます。これは、26年度の発電確定見込みによりまして消費税を支払うための費用でございます。

歳出につきまして、総務費、管理費、予備費の歳出合計2,624万円を計上いたしまして、以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第38号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第11 議案第39号 平成27年度榛東村上水道事業会計予算

○議長（金井佐則君） 日程第11、議案第39号 平成27年度榛東村上水道事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成27年度榛東村上水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

上水道事業の経営状況ですが、平成27年度は節水型社会において、節水型の機器等の普及により給

水収益が平成21年度から減少傾向にあり、経営状態の利益は減少している状況です。

平成27年度予算につきましても、このような経営状況を踏まえ、安心して安全でおいしい水を安定的に供給すべく経営に取り組んでまいりたいと考えております。

主要事業につきましては、1つ目としましては、建設改良では配水管新設と老朽管布設がえ等、4路線の工事計画を予定しております。2つ目で、不明水対策につきましては、北部浄水場給水区域の不明水調査を実施し、有収率の向上対策を図る計画でおります。3点目につきましては、水圧調整として減圧弁調整による水圧管理等を実施し、漏水の削減に努めてまいります。4番目で、未収金対策につきましては継続し、滞納整理の強化を図り、削減に努力してまいりたいと考えております。

それでは、予算書に基づきまして説明させていただきます。

468ページから471ページにつきましては、上水道会計実施計画書となっております。後ほどごらんいただきたいと思っております。

472ページ、473ページにつきましては、上水道事業予定キャッシュフロー図、フロー計算書となっております。収入から支出を引いた純利益と現金・預金の期首残高・期末残高が明示されております。

473ページの一番最後ですけれども、資金期末残高7億6,080万7,684円となっております。

474ページから479ページまでは、給与費明細書となっております。後ほどごらんいただきたいと思っております。

480ページから483ページにかけましては、27年度の予定貸借対照表でございます。

483ページの最後なんですけれども、(2)利益剰余金のハ、当年度未処分利益剰余金につきましては、平成27年度末未処分利益剰余金予定額の11億7,574万5,026円となります。26年度末につきましては10億4,995万8,026円でした。増減の理由につきましては、繰り延べ収益の長期前受金、国庫補助、工事負担金、受贈財産、資本剰余金の収益化による増額となっております。実際には現金が伴わない収入であるため、現金収入には影響がございません。

484ページをお願いいたします。

注記ですので、これは後ほどごらんいただきたいと思っております。

485ページをお願いいたします。

平成26年度末の予定損益計算書でございます。

下から3行目、当年度純利益につきましては4,098万4,000円を見込んでおります。下の前年度繰越利益剰余金は、10億897万4,026円と合わせました26年度末の当年度未処分利益剰余金は10億4,995万8,026円になる見込みでございます。

486ページから489ページは、平成26年度予定貸借対照表、資産の状況となっております。

490ページから491ページは、注記ですので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

492ページ、平成27年度上水道事業会計予算説明書により説明をさせていただきます。主なものについてご説明申し上げます。

3条予算、収益的収入及び支出の収入でございます。なお、前年度予算額は省略させていただきます。

1款水道事業収益、本年度予算額3億1,218万円、比較1,105万円の減。1項営業収益、本年度予算額2億4,666万5,000円、比較1,028万4,000円の減。1目で給水収益、本年度予算額2億4,462万3,000円、比較で1,025万4,000円の減。内訳ですけれども、1節で水道料金一般基本使用料分6,868万8,000円、給水件数5,300件分でございます。超過使用分1億7,537万6,000円、超過使用料につきましては、108万2,568立米となっております。26年度に対しまして6万3,300立米ほど減となっております。給水収益でございますけれども、給水人口ほぼ横ばいの傾向にあり、水道水の全体使用量につきましては、やや減少状況が続いております。平成26年度の実績見込み等を考慮し、見込みを立てております。

1目受取利息及び配当金、本年度予算額467万1,000円、比較24万3,000円、1節預金利息211万円、2節で有価証券利息256万1,000円になっております。県債等の利息となっております。

493ページをお願いいたします。

3目で長期前受金戻入、本年度予算額5,344万1,000円、比較で2万円の減。内訳ですけれども、国庫補助金3,020万2,000円、防衛補助金等でございます。工事負担金965万円、工事の負担金となっております。受贈財産842万7,000円、受贈財産としましては鉄建公団及び給水工事等でございます。資本剰余金516万2,000円、これは新井浄水場改修工事に伴う補助金の取り崩しでございます。

494ページをお願いいたします。

支出でございます。

1款水道事業費用、本年度予算額2億8,357万8,000円、比較983万2,000円。1項営業費用、本年度予算額2億6,744万6,000円、比較1,032万9,000円。1目で原水及び浄水費、本年度予算額6,998万円、比較で25万6,000円。主なものにつきましては、3節受水費6,877万9,000円、これにつきましては県央第一水道の受水費となっております。現在、日量3,480トンで受水を受けております。契約水量につきましては、日量4,100トンということとなっております。2目配水及び給水費、本年度予算額6,183万4,000円、比較910万円。主なもの、2節委託料1,839万1,000円。内訳ですけれども、水道総合システム関係業務委託859万7,000円、これにつきましては5年のシステムリース更新費用となっております。上水道施設保守点検226万円、機械及び減圧弁等の保守点検でございます。量水器交換業務212万8,000円、今年度につきましては656個メーター交換を予定しております。

495ページ、5節修繕費1,256万1,000円、上水道施設修理918万円、漏水修理等の修繕費でございます。7節動力費2,289万9,000円、農業用水管理費へ電気料として1,680万7,000円を予定しております。

496ページをお願いいたします。

3目総掛かり費、本年度予算額2,334万5,000円、比較26万3,000円。主なものにつきましては、498ページをお願いいたします。4目で減価償却費、本年度予算額1億1,127万7,000円、比較71万円。1節で有形固定資産減価償却費、備考欄にございます構築物9,085万2,000円、配水管等でございます。

機械及び装置1,845万6,000円でございます。

2項営業外費用、本年度予算額1,503万2,000円、比較30万7,000円。1目で支払利息、1節で企業債利息981万4,000円となっております。2目消費税、本年度予算額511万8,000円となっております。

500ページをお願いいたします。

4条予算の資本的収入及び支出の初めに収入でございます。

なお、前年度予算額は省略させていただきます。

1款資本的収入、本年度予算額1,054万円、比較ゼロ。1項1目企業債、本年度予算額1,000万円、起債分となっております。

3項工事負担金、本年度予算額54万円、比較ゼロ。企業債につきましては、配水管布設工事等に充当するものでございます。工事負担金につきましては、54万円を負担金として受け入れ見込みであります。

501ページをお願いいたします。

支出の部、1款資本的支出、本年度予算額7,560万4,000円、比較3,172万8,000円の減。1項建設改良費、本年度予算額4,821万2,000円、比較3,270万6,000円の減。2目建設改良費、本年度予算額4,745万円、比較3,143万5,000円の減。1節で備消耗品費169万9,000円、内訳ですけれども、メーラー機購入費、10年以上使用しているため購入を予定しております。2節委託料858万6,000円、設計業務委託費、4路線、不明水調査等の業務委託費でございます。4節建設改良費3,710万9,000円、内訳につきましては、浄水場更新工事470万9,000円、これにつきましては梨子木平浄水場の残留塩素計の更新工事でございます。現在20年経過しておるものでございます。配水管布設工事2,916万円、配水管布設及び老朽管の布設がえ工事、5路線を予定しております。管口径差額工事324万円となっております。

502ページをお願いいたします。

2項企業債償還金、本年度予算額2,739万2,000円、比較97万8,000円。1節で企業債償還金、元金償還金となっております。平成27年度末の起債残高は4億1,494万7,000円になる見込みでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第39号 平成27年度榛東村上水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。再開を11時35分より行います。

午前11時23分休憩

午前11時35分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第40号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第12号）

○議長（金井佐則君） 日程第12、議案第40号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読は終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

[基地・財政課長 山本比佐志君発言]

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成26年度榛東村一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、国の平成26年度補正予算（第1号）に伴う地域住民生活等緊急支援のための交付金及び地域創生ふるさと応援事業などの歳入歳出をお願いするものでございます。

議案書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

15款国庫支出金、補正額4,753万6,000円、計7億5,080万7,000円。2項国庫補助金、補正額4,753万6,000円、計3億8,917万2,000円。

18款寄附金、補正額1,500万円、計9,059万5,000円。1項寄附金、同額でございます。

19款繰入金、補正額47万7,000円の減、計5億4,878万円。1項基金繰入金、同額でございます。

21款諸収入、補正額1,075万円、計6,962万5,000円。4項雑入、補正額1,075万円、計6,432万7,000円。

歳入合計でございます。補正前の額57億9,757万円、補正額7,280万9,000円。合計でございます、58億7,037万9,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款総務費、補正額5,796万2,000円、計9億7,918万円。1項総務管理費、補正額5,796万2,000円、計8億2,712万5,000円。

7款商工費、補正額1,431万9,000円、計3,328万6,000円。1項商工費、同額でございます。

10款教育費、補正額52万8,000円、計8億9,402万2,000円。6項保健体育費、補正額52万8,000円、計1億3,216万5,000円。

歳出合計でございます。補正前の額57億9,757万円、補正額7,280万9,000円。計でございます、58億7,037万9,000円でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費。

追加でございます。各事業とも今年度内に事業が完成しない見込みであることから、翌年度に繰り越すものでございます。左から款、項、事業名、金額の順に朗読させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、地域創生ふるさと応援事業、金額450万円。

同款、同項、事業名、ふるさと名物券発行事業、金額580万4,000円。

同款、同項、事業名、ふるさと旅行券発行事業、金額938万9,000円。

同款、同項、事業名、電動自転車購入券発行事業、金額516万3,000円。

同款、同項、事業名、総合戦略策定事業、金額387万5,000円。

同款、同項、事業名、海外トップセールス事業、金額188万7,000円。

同款、同項、事業名、観光定住促進事業、金額56万1,000円。

同款、同項、事業名、むら・ひと・しごとふるさとまるごとブランド化事業、金額1,828万2,000円。

7款商工費、1項商工費、事業名、プレミアム付商品券発行事業、金額1,431万9,000円でございます。

6ページから7ページは歳入歳出事項別明細書総括でございます。説明は省略させていただきます。

9ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。ご説明させていただきます。

上の枠でございます。15款2項1目総務費国庫補助金、補正額4,753万6,000円は、1節総務管理費補助金で、説明欄にある地域住民生活等緊急支援のための交付金、地域消費喚起・生活支援型2,377万1,000円及び同交付金、地域創生先行型2,376万5,000円でございます。

これ以降の説明につきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金名は省略し、地域消費喚起・生活支援型及び地域創生先行型とご説明させていただきます。

また、地域消費喚起・生活支援型は、歳出において4つの事業に分かれるものでございます。

歳出の事業名及び交付金充当額についてご説明申し上げます。

1つ目でございます。事業名、ふるさと名物券発行事業、充当額280万2,000円。2つ目、事業名、ふるさと旅行券発行事業、充当額530万円。3つ目、事業名、電動自転車購入券発行事業、充当額135万円。4つ目、事業名、プレミアムつき商品券発行事業、充当額1,431万9,000円でございます。

次に、地域創生先行型も、歳出において4つの事業に分かれるものでございます。

1つ目でございます。事業名、総合戦略策定事業、充当額376万5,000円。2つ目、事業名、海外トップセールス事業、充当額180万円。3つ目、事業名、観光定住促進事業、充当額50万円。4つ目、事業名、むら・ひと・しごとふるさと丸ごとブランド化事業、充当額1,770万円でございます。

その下の枠、18款1項1目寄附金、補正額1,500万円は、説明欄にある地域創生ふるさと応援事業によるものでございます。

その下の枠、19款1項1目基金繰入金、補正額47万7,000円の減は、浮いてきた一般財源により財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

21款4項4目雑入、補正額1,075万円は、1節総務費雑入で説明欄にあるふるさと名物券販売代金300万円、ふるさと旅行券販売代金400万円及び次のページ、電動自転車購入券販売代金375万円でございます。

12ページをお願いいたします。

2款1項6目企画費、補正額5,796万2,000円でございます。主なものについてご説明させていただきます。

地域創生ふるさと応援事業の補正額は1,301万7,000円で、主なものは15ページをお願いいたします。

13節委託料、説明欄、地域創生ふるさと応援事業の下の行、その他委託料1,324万6,000円を計上させていただきます。

以下につきましては、歳入のところでご説明申し上げた交付金充当事業で、6目企画費における地域消費喚起・生活支援型は4事業のうちの3事業でございます。各事業費は地域創生先行型も含め、第2表 繰越明許費追加の地域創生ふるさと応援事業以外の金額と同額でございます。

それでは、1つ目として、ふるさと名物券発行事業の主なものは、同じく13節委託料、説明欄、ふるさと名物券発行事業の下の行、その他委託料557万4,000円を計上させていただきます。

2つ目として、ふるさと旅行券発行事業の主なものは、同じく13節委託料の一番下の行、ふるさと旅行券発行事業、次のページをお願いいたします。一番上の行、その他委託料756万9,000円でございます。

3つ目として、電動自転車購入券発行事業、主なものは、同じく13節委託料、電動自転車購入券発

行事業の下の行、その他委託料500万円を計上させていただくものでございます。

次に、6目企画費における地域創生先行型は4つの事業でございます。

1つ目として、総合戦略策定事業の主なものは、同じく13節委託料、総合戦略策定事業の下の行、事務調査委託料334万8,000円を計上させていただくものでございます。

2つ目として、海外トップセールス事業の主なものは、13ページに戻っていただきまして、9節旅費、説明欄中ほど海外トップセールス事業の下の行、特別旅費81万円を計上させていただくものでございます。

3つ目として、観光定住促進事業の主なものは、14ページをお願いいたします。11節事業費説明欄中ほど、観光定住促進事業の4つ下の行、その他消耗品費24万円を計上させていただくものでございます。

4つ目として、むら・ひと・しごとふるさと丸ごとブランド化事業の主なものは、17ページをお願いいたします。15節工事請負費、精米機器等新設工事費1,473万5,000円を計上させていただくものでございます。

続きまして、中段でございます。7款1項2目商工業振興費、補正額1,431万9,000円は、地域消費喚起・生活支援型の4つ目の事業として、プレミアムつき商品券発行事業でございます。13節委託料、その他委託料、同額を計上させていただくものでございます。

一番下の枠でございます。10款6項3目学校給食費、補正額52万8,000円は、28節操出金で学校給食事業特別会計へ同額を繰り出すもので、同額を計上させていただくものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

4番山口宗一君。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 山口です。

まず最初に、過日委員会で配られた事業構想書というのがあるんですが、この構想書は、当然この役場の中の職員、多くのご意見を聞きながら、この構想書をつくったと私は認識しているんですが、村長にお伺いします。

12月の定例会のときに、基地・財政課長を長として人口減少対策室を立ち上げた。その中で105件の提案というものが出たと。その中身をかいつまんでお知らせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） あの105件の人口減少対策の職員から提案されたのがございます。それは、

今、私が全部というわけにはいきませんので、担当課長のほうからお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 山本課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 今回の補助金とは直接は関係ございませんけども、本庁の当初予算の説明の中に4つの事業を計上させていただいたということでお話があったと思います。

個別にはちょっと今、手元に資料がございませんけども、住宅の利子補給が1件と、しんところよいとこ発信事業が1件、産前サポート・産後が1件と、上下水道課の浄化槽の補助金で、4件が主に事業化されたというものでございます。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） この補正予算の中身が、本来ですと、このお金の使い方というのは、要するに地方創生の中で最も重要なことというのは、やはり一般質問でも出ていたんですが、U I J間、要するにUターンとかIターンとかJターンとかというふうに、要するに榛東村にこういうふうに住んでもらうというふうな、そういう事業とか、それから人口減少に伴う少子化対策、そういうものが本当のメインの事業じゃないかと私は思っているわけです。

この提案の中身は、金券の発行というのが3,467万5,000円がここに計上されているわけです。これ旅行券とか、それからふるさと名物券とか、自転車の事業が全て完売になったときには1,075万円が戻ってくるというか、そのように考えています。

しかしながら、それが達成されても2,392万5,000円が商品券という、そういう一時的に消費されることに使われるような提案内容になっています。

唯一、村のこの財産として残る部分は、精米機の1,400万余りと、そういうことになっているわけです。精米機そのものというのは、先日の説明の中で、これ無洗米というんですか、そういうことをやることに対しては大事な機械だとは思っていますけれども、榛東村がこういうつくったお米が今のところ、1,100袋ぐらいというふうに伺っているわけです。

その中で1袋当たりの精米単価が600円とすると、年間の精米費というんですか、それが約66万円ぐらいで、1,400万円をかけた内容からすると、要するに採算面とかというのを考えた場合は、20年ぐらいかかるんじゃないかというふうな、そういうことが考えられます。

しかしながら、農家のことを考えるという、そういうことに関しては大事な事業だと、そういうふうに思っています。そういうことで、金券という一時的な消費で使われるということはどうなのかなと、この辺がちょっと気になっていますので、村長の考え方をお聞きします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） まず最初に、一番初めに質問があった暮れにワーキンググループをつくっ

て、そして少子化対策のいろいろな意見を出してくれというので職員にお願いしたということと、今回の事業は別でございます。

前段のものについては、27年度の予算づけするものについて、それからまた、子ども・子育て支援事業と計画をつくる、そういったものについて利用させていただきました。

それで今回出されておりますこの補正予算については、国の経済と、それから人口減少対策にまつわる主な事業をしてくださうということを出されてきております。継続的な事業をすることもさりながら、今言われるプレミアム券で一過性のもものもでございます。それもよろしいということで国の方のご返答をいただいておりますので、そういった事業について今やらさせていただきます。

それで、その事業につきましては、やっぱり職員の意見を新たに聞きまして、そして選定をさせていただきますという経緯がございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） ただいま村長から回答があったわけですが、私、個人的にはもうちょっと有効な使い方なのか、そういうことからして、もうちょっと多くの人の意見を聞きながら、このお金をどういうふうにして使ったらいいのかということも考える必要があったんじゃないかなと思うんです。

この何というんですか、内容で大体八十数%は繰り越しになるわけですね。要するに、26年度中には消費されないという、そういうことからして、もうちょっとこの少子化対策とか定住とか、それから仕事をこういうふうにしたんだけど仕事をする場所がない、それから結婚したくても、そういう出会いの場がないとか、そういったことも含めたいろいろなこういう意見が出ているわけです。そういう中で、この事業を進めるほうがいいんじゃないかなと。ただ国がもうこれでいいと言ったような、これで認めるんだというふうな、そういうことになれば、それはそれで我々も承認せざるを得ないんじゃないかとは思っています。

そこであともう1点、この事業構想書の15ページの裏にA4サイズの資料がありまして、ページの一番上に、その交付限度額というのが2,377万1,000円になっているんですね。ただ交付総額というのが1,725万になっています。この差の652万1,000円というのはどういうふうにかえたらいいのか、あわせて回答願います。

○議長（金井佐則君） 中島付課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） ただいまの山口委員長のご質問に回答させていただきます。

その差額でございますが、交付対象額は2,376万5,000円で、その差額についても全て事業化しております。表記のミスでございます。後に訂正させていただきます。よろしく申し上げます。訂正漏れ

でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

7番南千晴さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 今回補正予算の中に総合戦略策定の予算ということで計上されていて、5カ年計画をこれから作成していくようになると思いますが、以前、地方創生に関して、本部を村でも立ち上げているというお話を聞いたんですが、その本部の構成メンバーはどのようなメンバーとなっているのか、また地方版のこの総合戦略策定に当たって、庁舎内の策定する、そのかわる構成をどのように考えているのか、2点お聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 中島付課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） ただいまの南委員長のご質問に回答させていただきます。

策定委員会というものと、実施本部というものを2つ取扱要綱で立ち上げております。策定委員会というのは、全管理職にお入りいただいて意見をいただきます。策定の終了まで向けて策定委員会を設置しております。もう一つ、実施本部というのは、その策定委員会で、村長よりどのような事業がよろしいかという諮問を職員全員に出します。その中で上がってきたすばらしい内容、策定委員会、すなわち管理職全員の中でご議論をいただきまして、残りました本事業、2つほどかけたものであるんですが、本事業を提案してくださった方々が、実施本部員として意見、実施という、1回目は宇都宮の地方創生フォーラムへ行ったり、電動自転車がどのようなものかいいとかというような内容をご議論いただいております。策定委員会は1度、実施本部は3度開催しておりまして、1度視察に行っております。

そして、最後のご質問でございます。外部等のこれからの総合戦略につきましては、全てまだ2,376万5,000円も2,377万1,000円も交付決定になっておりませんので、交付決定になる予定で繰り越しをしておりますが、新年度に、27年度に繰り越した暁に、そういった策定委員会等を外部向けのものを用意しております。

しかしながら、現在、金井議長のほうからご案内がございます議員が参画している各審議会、委員会調べ等の内容も踏まえまして、議員の皆さんにどのように参画していただくかというのは、総務委員長を含めて、金井議長にもご指導いただきながら進めていきたいということでございます。

今は外部向けのものはありません。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 策定委員会というものが全管理職が入っているということで、1回会議をした。その後、実施本部というもので3回会議をして、このような予算になったということなんですが、総合戦略策定していくに当たって外部の関係、また議会がどのように関与していくのかについては、この間の委員会でもその辺は質問させていただいているんですけども、特に庁内の部分に関して、全管理職ということではありますが、今回のこの総合戦略、人口減少傾向がある中で5年間取り組む地方再生計画等、長期ビジョンの人口目標などを取りまとめていくわけではありますが、全ての各課にかかわることだと思っておりますし、今回の補正予算は、特に地方創生先行型に関しては農業関係等の部分が多額を占めているんですけども、今後の5年間で取り組むべきことということに関しては、やはり全庁挙げてしっかりと考えていっていただきたいということで、関係課の管理職の皆さんの中でも、いろいろな部分でご議論いただいて策定に反映させていただきたいと思っているんですが、そのあたりは、村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 全くそのとおりだと考えております。

ですから、今回その地域創生のいろいろな事業をやった中で反省も含めながら、進めて反省を含めながら、そういった戦略を策定したいと、こんなふうに思います。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 全庁で挙げて、オール榛東で取り組んでいただきたいということと、また国からの例えば今回の予算に関しても、お金といたしましても、やはりそれは大切な税金であって、将来の負担にもかかわってくる、お金を使うという中で、国の資料を見ますと、この地方創生先行型の予算の考え方という中で事業概要、KPI、PDCAに変更がなく、上記の取り扱いに反しない限りは、具体的な事業手法等の細部については、交付決定後、地方公共団体の裁量により変更することができるというようなことが、国が出している資料の中にありました。

そういったことも踏まえて、とにかく無駄にならないよう本当に必要なのか、しっかりと考えた上で予算を執行していただきたいと思うんですが、そのあたり、村長、どのように考えているのかお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この予算だけではなく、いつも自分に言い聞かせているのは予算を執行していく時には南議員がおっしゃったことは重々承知しながら出していただいております。

これからもそういった面で、皆さんの指導を仰ぎながら、意見を聞きながら予算執行していきたい、そのように思っております。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

12番早坂通君。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 今回の総合戦略策定に関する件なんですけども、まず1つは、この策定委員会にはやっぱり議員は入るべきだろうと私は思います。その入る範囲は、議長を中心に議会の中で検討することになると思うんですけども。

それともう一つ、私は再三言っていますけども、民間の知恵をかりるということで、それも、今までは何でもかんでも充て職みたいな形で、委員会なり、審議会なりのメンバーをそろえていたんですけども、そういうことじゃなくて、村内にいる人材を発掘する、そういうような視点で住民の策定委員会への参加をぜひ行ってもらいたいというふうに思うんですが、村長。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 前の予算の委員会でもそういうお話を議員からいただきました。そして、やはり我々が考えていることと、それから民間で考えていること、それから住民が考えていることというのは、同じことを考えても、やはり見方が違うから三人三色といういろいろな意見があると思います。

今言われたような観点に立って、これからの策定委員会を選定して、そしてその中で議論をさせていただくということは、それは基本的なことだというふうに考えておりますので、またご協力をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑。

10番岩田好雄君。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 10番岩田です。

精米機器等について伺います。

過日の委員会でも質問したんですが、再度同じようなことを質問するわけですが、よろしく願いします。

榛東村の米についてですが、ここ数年、農家が農協に出荷した米は年間24俵しかないと聞いておるわけでございます。26年産米を村が買い上げたのは約1,000袋、27年度は増産分を見込んでも村の買い上げは1,000袋ちょっとぐらいだろうと、そこいらが限度かなと思っております。

このくらいの米の取扱量に対して、米等の倉庫に500万の投資が決定されたわけですが、またその上で今回、精米機器等に約1,500万投資して合計2,000万の初期投資を行うわけですが、こういった施設設備を運営していくために臨時職員の賃金とか電気料、その他もろもろの諸費用を年間どのくらい見込んでいるのか。そしてまた、その精米機器の耐用年数は何年と見込んでいるのか。それと昨年来、

トーヨーライスへの米の精米の委託をしているわけですが、その費用が加工料、運賃等、30キロ当たり幾らぐらいで、約1,000袋委託したわけですが、その総費用はどのぐらいになったか伺います。

○議長（金井佐則君） 中島付課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） 岩田副議長さんの質問に回答させていただきます。

具体的に精米機について、その今後の経費についてしっかり見込みが立たないんじゃないかというお話でございましたが、今回の地方版総合戦略につきましても、村の今後のあり方の基礎となるような一つであってほしいという国の期待がございます。

ですので、精米機というものは、単純なふるさと納税というところでなく、構想書といいまして、全てデータのみでありましたが、今後一番多い作付といいましょうか、水稻する農家の方々の勇気と希望といいましょうか、そういったものになる部分が大きいかと思います。

しかしながら、行政でやる仕事でございますので、経費の垂れ流しということでは困ります。作付面積について、大幅な見込み増は見込めないかもしれませんが、未納者を防ぐという人口減少対策にいたしますと、国も、これについて未納者を防ぐという部分については大きく買っていただいております。

実際1,000袋の部分のトーヨーライスに精米していただいた費用でございますが、約200万円、精米と運送費と榛東運輸でございますが、それについて約200万円と考えております。しかしながら、正しい正確な数字を議会の後に岩田議員のほうにお示しすることでお願いします。

そして、今後もその伸びないということでございますが、国との議論の中でも、やはり量はふえないだろうと。量は減らさない。そして、単価を上げていく。榛東村のお米をブランド化することによって、1袋当たりの単価を上げていくということは可能性があるのではなかろうかと。

実際、私ども目指しているところは、1俵2万6,400円で埼玉の小さな町でやっておりますので、そこまで増やせるような可能性を考えております。

あと耐用年数でございますが、機械的な税金的な償却年数というものをちょっと今調べておりません。後にお示ししたいと思いますが、実際、北群渋川農協のライスセンターがもう既に30年近く動いていますので、使い方によってはしっかりあのように使えるように十分5キロ、5トンで間に合いますが、10キロワットのものを入れておりますので、大事に使って長く使えるような考え方。

あともう1点は、今、食料需給率が日本全国40%ということで、榛東村の食料需給率ということの最たる主食でございますので、これの確保ということも地方創生先行型という中で合致していると考えております。

単価的なものにつきましては、後日計算しましてお示ししたいと思います。何分、10月31日から1,000袋を1,500袋、1,443袋は入ったということで、そういった資料について全て用意はしてありますが、細かい数値をお出しできる所ではありません。あと数日お待ちいただければと思います。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午後0時12分休憩

午後0時13分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

中島課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） 電気料が低圧と高圧とありまして、月当たり約10万円を考えております。ただし、米を精米しない時期については、これは減額できるのではなからうかと。

あともう1点、火災保険料でございますが、今回12節で役務費で上程させていただいた金額で、その他、おっしゃるように、臨時職員もしくはそういった雇用が生まれるということはございますが、27年度中に実際にやって利用いたしまして、それをもって28年度の数値を上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午後0時14分休憩

午後0時14分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

課長。

〔総務課付課長 中島由美子君発言〕

○総務課付課長（中島由美子君） 27年度の予算には人件費は計上しておりませんので、27年度の人事体制で行っていく、直営で行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

10番。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） トーヨーライスに全部委託した場合が200万で済んだと。それで、この設備を稼働していった場合、電気料だ、高圧も低圧も全部含めて月10万円ぐらいかかると。そのほかに、人件費、もろもろの諸費用がかかってくるわけですが、そうすると、委託しても自前でやっても、やや似たような金額になるということですが、村長に伺いますが、自治法では最少の経費で最大の効果を上げなければならないと規定されておるわけですが、そうすると、こういった事業をやって、その

事業も長年続けばいいんですが、先の見えないような事業だと思いますが、村長、この事業の先行きとか、またそういった効率の面とかいろいろ勘案して、私が思うには事業効果が薄いように感じるんですが、村長の考えを伺います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） さきおとといですか、上毛新聞にも、記者がいろいろお聞きして、出させていただきました。

その中では、やはり費用対効果を行政は考えないでもないですけども、全体の地域性から見て、こういうものを今施したらよくなるのではないかと、元気になるんじゃないかというような観点から、今回の事業も推進させていただいております。

それで、精米施設をつくったら今後どうなんだというお話でございます。前にもご説明申し上げたと思うんですけども、埼玉県の業者に26年度お願いしておりました。その中で、三等米については、今後うちのほうではやれませんよという返事をいただいております。それで、榛東村の生産米を今までの例からいいますと、三等米もかなりあります。そういったものをブランド化するのに、やはり村でそういったブランドできる精米機を購入して広く一等米、二等米、三等米までを高価なお米に仕上げて、そしてお土産品、あるいはお礼品として提供したい。そうすれば、農家の方もお米に対しての価値観というのが生まれてくる。そうすれば、高齢化になる農業でございますけども、頑張れる人たちもできるし、それから新たに農業をやろうという人も出てくるだろうというような推測の中でこれを進めさせていただいております。

ですから、来年度は幾ら引く幾らは幾らになるんだよ、それだけ損するんだよということで進めているわけじゃありません。向こうを見据えた中で、そういった事業を取り入れさせていただいております。そして、今回はちょうどいい、そのふるさと創生事業ということで、その事業が出してみたら認められたということなので、じゃ進めてみるかということで提案をさせていただいたということでございます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

4番山口君。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） やはり国からの大事なお金の使い方に関して、もう一つ踏み込んで検討する必要は私はあるんじゃないかと、そういうことからしてこの提案に関しては反対いたします。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。なしですか。

12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 賛成討論を行います。

今回のこの補正予算は、とりあえず去年暮れから政府の予算が通って緊急に役場職員も事業計画を立ててつくったというものであります。

まち・ひと・しごと総合戦略というのは、今後5年間にわたってあらゆる分野において、要するに計画を立てて、何とんでも人口減対策ですね、それと地域の活性化、もっと言えば、一極集中をなくしていくという政府の方針に基づいて行われていくわけでありまして。

そういった観点を考えれば、これからの5カ年の総合戦略の中に、さらに村の実情に合ったいろいろな施策を取り入れて、そして村を活性化し、人口減対策をしていくというのが趣旨だというふうに考えておりますので、今回のこの補正予算については、これはこれで実施をすることが私は正しいというふうに考えておりますので、賛成をいたします。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。

2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） 賛成をいたします。

この地方創生につきましては、大方補正予算、地方創生絡みですよ。日本創成会議の座長を務めております前総務大臣の増田さんという方がいらっしゃるんですよ。この方が言われているとおり、やはり地方から、地方の市町村、これが一生懸命やらなければ、やはりこの日本国が盛り上がることはない、こう今言われています。

そういう中で、この市町村、このここから盛り上げようと、この榛東村についても頑張った今、歩調を組んでおるわけですから、やはりこの頑張りについては、腰を据えて足を地につけて一生懸命やっていただいて、これ第一歩ですので、これでこの地方創生に向かって頑張っていただきたい、こういう意味も含めまして賛成をいたします。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第40号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金井佐則君） 賛成9、反対2。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで昼食休憩といたします。午後の再開は1時30分より行います。

午後0時23分休憩

午後1時30分再開

○議長（金井佐則君） 午前に引き続き、午後の会議を再開をいたします。

◇

◎日程第13 議案第41号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第5号)

○議長（金井佐則君） 日程第13、議案第41号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第5号) を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水誠治学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 議案第41号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第5号）について朗読及び説明をさせていただきます。

議案書20ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入です。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

3款繰入金、補正額52万8,000円、計7,795万1,000円。1項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億5,030万6,000円、補正額52万8,000円、計1億5,083万6,000円。

続きまして、21ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、補正額52万8,000円、計7,096万7,000円。1項総務管理費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億5,030万8,000円、補正額52万8,000円。計1億5,083万6,000円。

22ページから24ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書総括でございます。説明は省略させていただきます。

26ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金、補正額52万8,000円につきましては、歳出に伴い繰り入れを行うものでございます。

28ページをお願いいたします。

1款1項1目総務管理費、27節公課費、補正額52万8,000円の内訳は、修正申告による平成23年度分と24年度分の消費税で、23年度分が25万3,500円、24年度分が25万800円でございます。延滞料につきましては、23年度分が1万700円、24年度分が1万1,400円でございます。

補正の理由でございますが、例年、担当者が高崎税務署に赴き相談し、申告を行っているところでありましたが、今回、高崎税務署の担当から消費税額に誤りがあるとの連絡があり、税務署に担当者が伺ったところ、修正申告をするようにとの指導がございました。修正申告内容でございますが、消費税申告に伴い提出しております税額計算基礎資料で、特定収入に係る課税仕入れ等に税額を計算するに当たり、申告では一般会計からの繰入金総額から返金費を差し引いた額を用途特定の特定収入として計算しておりましたが、23年度分の消費税から計算方法が変更となり、学校給食特別会計の支出総額から人件費と不課税支出を差し引いた金額を支出総額で割り、その割合に一般会計からの繰入金総額を積算した数値を用途特定の特定収入として用いることとなりました。このため、税額から控除される金額が減少し、増税となったものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第41号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで小野関健康・保険課長より発言の申し出がありました。これを許可いたします。

小野関課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、先ほどの山口議員の質問でございますが、報告をさせていただきます。

まず、日にちにつきましては26年4月1日とちょっと古いんですが、その日にちで報告をさせていただきます。

参考にですが、1号被保険者、全部で3,225人、この中で認定を受けている方が榛東村で592人います。その中で施設に入所されている方、ここの施設というのは、特別養護老人ホームと介護老人保健施設の2つですが118人、それから居宅のサービスを受けている方が334人、ここに差が140ぐらいあるんですが、これについては、認定を受けながらも実際の利用が今のところない方ということでご理解をください。

それから、利用金額の1人当たりなんですけども、これも4月1日現在ということで居宅と施設の給付費を単純にサービスを利用した方で割り戻した金額ということで、居宅ですと月額です、1人11万9,508円、それから施設ですと1人29万2,688円。

以上です。

○議長（金井佐則君） いいですね。

◇

◎日程第14 選挙第1号 榛東村選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（金井佐則君） 日程第14、選挙第1号 榛東村選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

お手元に配付しました榛東村選挙管理委員及び同補充員は、平成27年4月30日をもって任期満了となります。

地方自治法第182条第8項の規定により通知を受けましたので選挙を行います。説明を選挙管理委員会、村上書記長より求めます。

村上書記長。

〔選挙管理委員会書記長 村上和好君発言〕

○選挙管理委員会書記長（村上和好君） それでは、榛東村選挙管理委員及び同補充員の選挙についてご説明申し上げます。

ただいま議長からご説明がありましたように、お手元に配付してあります榛東村選挙管理委員等の名簿にありまして選挙管理委員さん4名、それと補充員4名の方々がこの4月30日をもって任期満了とな

ります。

この議会における選挙管理委員、同補充員の選挙でございますが、一般的には前任者の任期満了時に行うのが原則とされているわけでございますが、議会等の招集等の都合によりまして、任期満了前に行うことも差し支えないとされています。また、実務的にも選挙につきましては、通常任期満了直前の定例議会において行っていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（金井佐則君） ただいま村上書記長より説明がありました。

これより榛東村選挙管理委員及び同補充員の選挙に入りたいと思ひます。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票による方法と指名推選による方法があります。

選挙の方法については、いかようにしたらよろしいかお諮りいたします。

4番山口宗一君。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 4番山口宗一です。

指名推選でお願いします。

○議長（金井佐則君） ただいま指名推選との発言がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認めます。

よって、指名推選といたします。

4番山口宗一君。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 指名推選ということでございますので、委員の氏名、住所を申し上げます。

委員、岩田憲司、長岡425。委員、金井公正、広馬場818。委員、狩野嘉治、山子田1111-1。委員、金井福治、新井1492-5。

補充員、桑原武、長岡155。補充員、小野関守、広馬場2477。補充員、三俣哲夫、山子田1724-2。補充員、高橋尚子、新井427-3でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） ただいま4番山口宗一君より榛東村選挙管理委員会委員に、長岡425番地の岩田憲司さん、同じく山子田の1111-1番地の狩野嘉治さん、新井1492番地5、金井福治さん、広馬場818番地の金井公正さん、同補充員に長岡155番地の桑原武さん、山子田1724-2番地の三俣哲夫さん、新井427-3番地の高橋尚子さん、広馬場2477番地の小野関守さんを推選したいとの発言がありました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認めます。

よって、榛東村選挙管理委員会委員に、長岡425番地の岩田憲司さん、山子田1111-1番地の狩野嘉治さん、新井1492番地5の金井福治さん、広馬場818番地の金井公正さん、同補充員に長岡155番地の桑原武さん、山子田1724-2番地の三俣哲夫さん、新井427-3番地の高橋尚子さん、広馬場2477番地の小野関守さんが当選されました。

暫時休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時45分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

ただいま当選されました委員及び補充員の名簿を配付いたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

◇

◎日程第15 請願・陳情について

○議長（金井佐則君） 日程第15、請願・陳情についてを議題といたします。

過日付託を行いました請願・陳情の審査経過及び結果について、各常任委員長より審査報告を求めます。

山口総務産業建設常任委員長より審査の報告を求めます。

4番山口宗一君。

[総務産業建設常任委員長 山口宗一君登壇]

○総務産業建設常任委員長（山口宗一君） 総務産業建設常任委員会の請願・陳情の審査報告を申し上げます。

請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成27年第1回第2号。付託年月日、平成27年3月2日。件名、寺地内道路改修舗装工事について。

委員会の意見。本路線は、新井緑地公園東に位置する多屋地内の未舗装の道路である。たび重なる豪雨で路面が傷み、その都度碎石などで補修しております。しかし、碎石を入れても降雨のとき流出し、下流の地域に流れ込んでしまう。また、幅員が狭く、車両等の通行に支障を来しております。本路線を整備することにより、地域住民の生活環境の改善や交通の利便性が図られます。また、地権者の用地買収承諾も得ております。

よって、本陳情は採択とします。

審査結果、採択。

請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成27年第1回第3号。付託年月日、平成27年3月2日。件名、矢玉沢擁壁改修工事について。

委員会の意見。陳情箇所はしんとうスポーツアリーナ北東、矢玉沢に沿った左岸である。平成2年に住宅業者により開発され、土地の有効活用を図るべく、ブロック積に護岸を施工し、村に譲渡された構造物である。しかし、経年劣化が進み、クラック、空洞、絡んでいる箇所があり、安全面で問題がある。最近の異常気象、ゲリラ豪雨などにより崩壊する危険性があり、護岸に接している住民は豪雨のとき不安で眠れません。構造物を整備するには多額の予算が必要となりますが、住民の安全・安心にはかえられません。

よって、本陳情は採択とします。

審査結果、採択。

請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成26年第2回第3号。付託年月日、平成26年6月10日。件名、2015年NPT再検討会議に向けて、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書採択の請願について。

委員会の意見。榛東村議会は、平成7年6月23日に発議により、核兵器廃絶平和都市宣言を行っています。また、請願理由に日本政府は唯一の被爆国の政府として、核兵器全面禁止の具体的プロセスに踏み切るよう各保有国に求めるべきです。そのためにも、核兵器全面禁止の立場を明確にし、2015年NPT再検討会議を前に、核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書を提出したい。

本請願は請願妥当と認め、全会一致で採択とする。

審査結果、採択。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出します。

受理番号、平成27年第1回第1号。区分、陳情。提出者、北群渋川農業協同組合代表理事組合長、亀井勝男、件名または要旨、JAグループの自己改革の実現に向けた陳情。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） ただいま山口総務産業建設常任委員長より審査の報告がございました。

平成27年第1回陳情受理番号第2号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成27年第1回陳情受理番号第2号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、委員長報告のとおり採択に決定しました。

平成27年第1回陳情受理番号第3号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成27年第1回陳情受理番号第3号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

平成26年第2回請願受理番号第3号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成26年第2回請願受理番号第3号の採決に入ります。

この請願に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

平成27年第1回陳情受理番号第1号は、継続審査の申し出がございました。

したがいまして、閉会中の継続審査を許可いたします。

山口委員長、ご苦労さまでございました。

次に、南文教厚生常任委員長より審査の報告を求めます。

南文教厚生常任委員長。

[文教厚生常任委員長 南 千晴君登壇]

○文教厚生常任委員長（南 千晴君） 請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成26年第3回第15号。付託年月日、平成26年9月3日。件名、子ども・子育て支援新制度等に対する要望について。

委員会の意見。現在、村では子ども・子育て支援事業計画が最終策定の段階である。今後はそれに基づき必要な給付等を行っていく予定である。また、本村は村立の幼稚園が2園あり、定員に満たない状況である。私立幼稚園に通う保護者の負担軽減を図ることも大切なことであると認識しているが、現状では新制度に移行する私立幼稚園やその利用者を見きわめることができない。

今後の動向を見ていく必要があることから、本請願は不採択とします。

審査結果、不採択。

○議長（金井佐則君） ただいま南文教厚生常任委員長より審査の報告がありました。

平成26年第3回陳情受理番号第15号は、審査の結果、不採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成26年第3回陳情受理番号第15号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、委員長報告のとおり不採択に決定いたしました。

委員長、ご苦労さまでした。

以上をもちまして、日程第15、請願・陳情について終わります。



◎日程の追加

○議長（金井佐則君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

この案件を審議するため、榛東村議会会議規則第20条の規定により日程を追加し、日程の順序を変更して、これを先に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、日程を追加し、日程の順序を変更し、これを先に審議することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時休憩

午後2時2分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。



◎追加日程第1 発委第2号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について

○議長（金井佐則君） 追加日程第1、発委第2号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山口総務産業建設常任委員長。

[総務産業建設常任委員長 山口宗一君登壇]

○総務産業建設常任委員長（山口宗一君） 提出理由の説明を申し上げます。

日本政府は、唯一の被爆国の政府として、核兵器全面禁止の具体的プロセスに踏み切るよう核保有

国に求めるべきです。そのためにも、核兵器全面禁止の立場を明確にし、2015年NPT再検討会議を前に、核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書を提出したい。

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書。

2010年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「すべての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調した。次回2015年NPT再検討会議を前に、いま、世界のすべての国の政府と市民社会には、この目標を現実に変えるために協力し、行動することが強く求められている。

しかし、それから5年になるいまも、「核兵器のない世界」を達成する道筋はなお見えていない。米ロ間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界にはなお1万9千発の核兵器が貯蔵、配備され、他方では北朝鮮半島をめぐる現在の緊張に見られるように、新たな核兵器の動きが続いている。意図的であれ偶発的なものであれ核兵器が使われる危険は現実に存在している。

この状態を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はない。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は「国際人道上の原則と規則」に反するものであり、世界で唯一、国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任がある。

いま核兵器を持つわずかな数の国が決断すれば、核兵器全面禁止の必要を一致して確認でき、そのうえに核兵器禁止条約の交渉を開始できる条件が生まれている。この決断と行動を遅らせることは、第2、第3のヒロシマ、ナガサキにつながる危険を放置することになる。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐる軍事的緊張が高まっているなかで、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進するうえでもきわめて重要である。

2013年10月21日には「核兵器の人的影響に関する共同声明」が125カ国の連名で発表されている。この声明は、核兵器の残虐性、「非人道性」を告発して、「核兵器のない世界」へ前進することをめざすことを目的としたもので、「核兵器がいかなる状況の下でも決してふたたび使われないことが人類生存の利益」であると述べ、核兵器が使用されないことを「保証する唯一の道は、その全面廃絶である」とし、すべての国が核兵器使用の阻止、核軍縮などのために「責任」を負っていることを強調している。日本政府も賛同したことは唯一の被爆国であり、憲法の平和原則と「非核三原則」をかかげる国として当然の姿勢である。しかしこれで問題が終わったわけではない。核兵器は全面的に禁止されるべきである。

2015年NPT再検討会議にむかって、核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるよう、核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関で、「共同声明」の署名国として、日本政府が目標を分かち合う多くの国々と協力し核兵器全面禁止条約の交渉開始のために努力するよう要望する。

以上、意見書を提出する。

平成27年3月16日

内閣総理大臣 安倍晋三様

総務大臣 高市早苗様

外務大臣 岸田文雄様

榛東村議会議長 金井佐則

以上でございます。

○議長（金井佐則君） ご苦勞さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第2号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第16 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（金井佐則君） お諮りいたします。

日程第16、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第18、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを会議規則第34条により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、日程第16から日程第18までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定によりお手元に配付いたしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◎議長挨拶

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、本日までに付議された案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月2日の開会以来、本日までの15日間、5名の議員からの一般質問、補正予算、平成27年度当初予算、請願・陳情などについて、熱心な審議、活発な質疑、討論がなされましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

平成27年度予算では、一般会計の歳出総額は54億1,380万円で前年対比7.0%の伸び、特別会計の歳出総額は38億9,085万5,000円で昨年並み、公営企業会計の歳出総額は3億2,272万円で対前年比3.3%のマイナスで、歳出予算総額では96億2,737万5,000円で対前年比3.6%の伸びとなる積極的な予算が可決成立いたしました。

村民の健康・医療・介護・福祉対策や道路、下水道などの社会基盤の整備、農業・商工業などの産業振興対策、社会教育環境の整備、充実に向けた予算となっています。予算の執行に当たっては、住民福祉の向上と村の活性化が図られるよう、適正かつ効率的な執行をお願いするものであります。

日に日にやわらかな日差しとともに、清らかな春の息吹が感じられる季節になりました。もうじき樹木は一斉に花開く華やかな季節が訪れます。春はもうすぐそこまで来ております。

厳しい経済情勢の中、一日も早く景気が回復し、社会全体が活気づくことを村民とともに心待ちにする次第です。

終わりに、議会終了後も、議員各位を初め執行の皆様も健康管理には十分留意され、村発展のためにご尽力くださいますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

◇

◎閉 会

○議長（金井佐則君） 以上で平成27年第1回榛東村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 金 井 佐 則

榛東村議会議員 小 山 久 利

榛東村議会議員 山 口 宗 一

榛東村議会議員 小 野 関 武 利